

令和4年第5回柳川市議会（臨時会）会議録索引

| | |
|-----------------------------|----|
| 会期日程表 | 5 |
| 付議事件並びに結果 | 6 |
| | |
| 令和4年7月26日 | |
| 出席及び欠席議員 | 7 |
| 地方自治法第121条の規定により出席した者 | 8 |
| 本議会に出席した事務局職員 | 8 |
| 議事日程 | 8 |
| 議会運営委員長報告について | 9 |
| 会議録署名議員の指名について | 10 |
| 議案の上程について | 10 |
| 市長の提案理由の説明 | 10 |
| 報告について | 12 |

令和4年第6回柳川市議会（定例会）会議録索引

| | |
|-----------------|----|
| 会期日程表 | 15 |
| 付議事件並びに結果 | 16 |

令和4年8月25日

| | |
|-----------------------------|----|
| 出席及び欠席議員 | 19 |
| 地方自治法第121条の規定により出席した者 | 20 |
| 本議会に出席した事務局職員 | 20 |
| 議事日程 | 20 |
| 諸般の報告について | 21 |
| 議会運営委員長報告について | 23 |
| 会議録署名議員の指名について | 24 |
| 議案の上程について | 24 |
| 市長の提案理由の説明 | 25 |
| 議員提出議案の提案理由の説明 | 31 |
| 報告について | 32 |

令和4年8月29日

| | |
|-------------------------------|----|
| 出席及び欠席議員 | 33 |
| 地方自治法第121条の規定により出席した者 | 34 |
| 本議会に出席した事務局職員 | 34 |
| 議事日程 | 34 |
| 議案質疑について（議案第65号～議案第71号） | 35 |
| （議案第72号） | 37 |
| （議案第73号～議案第74号） | 37 |
| （議案第75号） | 37 |
| （議案第76号） | 38 |
| （議案第77号） | 38 |

令和4年8月31日

| | |
|-----------------------------|----|
| 出席及び欠席議員 | 39 |
| 地方自治法第121条の規定により出席した者 | 40 |
| 本議会に出席した事務局職員 | 40 |

| | |
|----------------|----|
| 議事日程 | 40 |
| 一般質問について | 41 |
| 菊次 太丸 議員 | 41 |
| 新谷信次郎 議員 | 48 |
| 矢ヶ部広巳 議員 | 62 |
| 立花 純 議員 | 71 |
| 白谷 義隆 議員 | 85 |

令和4年9月1日

| | |
|-----------------------------|-----|
| 出席及び欠席議員 | 95 |
| 地方自治法第121条の規定により出席した者 | 96 |
| 本議会に出席した事務局職員 | 96 |
| 議事日程 | 96 |
| 一般質問について | 97 |
| 橋本 憲之 議員 | 97 |
| 今村 智子 議員 | 109 |

令和4年9月13日

| | |
|-----------------------------|-----|
| 出席及び欠席議員 | 117 |
| 地方自治法第121条の規定により出席した者 | 118 |
| 本議会に出席した事務局職員 | 118 |
| 議事日程 | 118 |
| 諸般の報告について | 119 |
| 議会運営委員長報告について | 120 |
| 各委員長報告について | 120 |
| 総務常任委員長報告について | 120 |
| 建設経済常任委員長報告について | 121 |
| 教育民生常任委員長報告について | 123 |
| 決算審査特別委員長報告について | 124 |
| 議案の上程について | 128 |
| 市長の提案理由の説明 | 129 |

第 5 回 柳 川 市 議 会 (臨 時 会) 日 程 表

| 月 日 | 曜 | 会 議 | 会 議 の 次 第 |
|----------|---|-------|---------------|
| 7 月 26 日 | 火 | 本 会 議 | 開会・議案質疑・採決・閉会 |

第5回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

議 案

| | 案 件 | 議 決 日 | 結 果 |
|----------------|---------------------------|-----------|------|
| 議 案 第 6 4 号 | 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について | 4 . 7 .26 | 原案可決 |

報 告

| | | | |
|----------------|-------------------------------------|-----------|-----|
| 報 告 第 1 0 号 | 専決処分の報告について（専決第6号 和解及び損害賠償額の決定について） | 4 . 7 .26 | 報 告 |
| 報 告 第 1 1 号 | 専決処分の報告について（専決第7号 和解及び損害賠償額の決定について） | 4 . 7 .26 | 報 告 |
| 報 告 第 1 2 号 | 専決処分の報告について（専決第8号 和解及び損害賠償額の決定について） | 4 . 7 .26 | 報 告 |

柳川市議会第5回臨時会会議録

令和4年7月26日柳川市議会議場に第5回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 伊藤法博 | 2番 | 橋本憲之 |
| 3番 | 佐藤勝広 | 4番 | 今村智子 |
| 5番 | 新谷信次郎 | 6番 | 江口義明 |
| 7番 | 菊次太丸 | 8番 | 立花純 |
| 9番 | 近藤未治 | 10番 | 佐々木創主 |
| 11番 | 河村好浩 | 12番 | 荒木憲 |
| 13番 | 高田千壽輝 | 15番 | 矢ヶ部広巳 |
| 16番 | 緒方寿光 | 17番 | 白谷義隆 |
| 18番 | 田中雅美 | 19番 | 樽見哲也 |
| 20番 | 三小田一美 | | |

2.欠席議員

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 14番 | 諸藤哲男 | 21番 | 藤丸正勝 |
|-----|------|-----|------|

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 金子 | 健次 | | | | | | | | | | | |
| 副 | 市長 | 中村 | 智弘 | | | | | | | | | | | |
| 教 | 育 | 沖 | 毅 | | | | | | | | | | | |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 平 | 田 | 敬 | 介 | | | | | | | |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 高 | 田 | 啓 | 介 | | | | | | |
| 市 | 民 | 部 | 長 | 松 | 藤 | 満 | 也 | | | | | | | |
| 保 | 健 | 福 | 祉 | 部 | 長 | 島 | 添 | 守 | 男 | | | | | |
| 建 | 設 | 部 | 長 | 中 | 村 | 正 | 光 | | | | | | | |
| 産 | 業 | 経 | 済 | 部 | 長 | 兼 | 大 | 和 | 庁 | 舎 | 長 | 松 | 永 | 久 |
| 教 | 育 | 部 | 長 | 兼 | 三 | 橋 | 庁 | 舎 | 長 | 袖 | 崎 | 朋 | 洋 | |
| 消 | 防 | 長 | 松 | 藤 | 敏 | 彦 | | | | | | | | |
| 企 | 画 | 課 | 長 | 池 | 末 | 勇 | 人 | | | | | | | |
| 財 | 政 | 課 | 長 | 田 | 中 | 勝 | 裕 | | | | | | | |
| 福 | 祉 | 課 | 長 | 内 | 田 | 猛 | | | | | | | | |
| 市 | 民 | 課 | 長 | 乗 | 富 | 英 | 一 | | | | | | | |
| 子 | 育 | て | 支 | 援 | 課 | 長 | 古 | 賀 | 順 | 一 | 郎 | | | |
| 観 | 光 | 課 | 長 | 山 | 田 | 秀 | 太 | | | | | | | |
| 水 | 産 | 振 | 興 | 課 | 長 | 横 | 山 | 誓 | 市 | | | | | |

4. 本議会に出席した事務局職員

| | | | | | |
|----------------|---|---|---|---|---|
| 議会事務局次長兼議事係長 | 徳 | 永 | 喜 | 美 | 香 |
| 議会事務局次長補佐兼庶務係長 | 森 | | 康 | | 貴 |
| 議会事務局議事係書記 | 原 | 田 | 麻 | 由 | 香 |

5. 議事日程

- 日程(1) 議会運営委員長報告について
- 日程(2) 会議録署名議員の指名について
- 日程(3) 議案の上程について
議案第64号 令和4年度柳川市一般会計補正予算(第3号)について
- 日程(4) 報告について
報告第10号 専決処分の報告について(専決第6号 和解及び損害賠償額の決定について)
報告第11号 専決処分の報告について(専決第7号 和解及び損害賠償額

の決定について)
報告第12号 専決処分の報告について(専決第8号 和解及び損害賠償額
の決定について)

午前10時 開会

副議長(伊藤法博君)

おはようございます。本日の出席議員19名、定足数であります。よって、ただいまから令和4年第5回柳川市議会臨時会を開会いたします。

本日、議長が欠席されていますので、地方自治法第106条第1項の規定により副議長の私が議長の職務を行います。

日程第1 議会運営委員長報告について

副議長(伊藤法博君)

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長(白谷義隆君)(登壇)

おはようございます。令和4年第5回柳川市議会臨時会の会期日程等について、去る7月19日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期であります。本日、1日間といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案の上程についてで、議案第64号の上程であります。

提案理由の説明後、議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開後、質疑、討論を行い、即決といたしております。

日程4が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

副議長(伊藤法博君)

会期につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長(伊藤法博君)

異議なしと認め、会期につきましてはただいまの報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

副議長（伊藤法博君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、3番佐藤勝広議員及び17番白谷義隆議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程について

副議長（伊藤法博君）

日程3．議案の上程について。

議案第64号を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。日程3、議案第64号 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ461,312千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ32,710,206千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について、歳出から款を追って御説明申し上げます。

総務費は237,517千円を増額補正しております。

内容としましては、本市のマイナンバーカードの普及促進を図るため、マイナンバーカード取得者への商品券交付事業費などを計上しております。

民生費は105,345千円を増額補正しております。

内容としましては、コロナ禍が長引く中、最近の原油価格・物価高騰により生活に大きな影響を受ける世帯が増加している現状に鑑み、国の給付金の対象とならない住民税均等割のみ課税世帯に対し、市独自の給付金を給付するための経費や、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食の実施を担保し、食材高騰による保護者負担の増加を回避するため、保育所等の給食材料費の高騰分を市が負担する経費を計上しております。

農林水産業費は59,453千円を増額補正しております。

内容としましては、麦・園芸農家の経営コストの上昇を抑え、産地の競争力を維持、拡大するための肥料価格上昇分の一部補助、新型コロナや自然災害などによる農業収入の減少に備えるための農業経営収入保険料などの農業者への支援、原油価格や漁業資材の物価高騰に直面する漁業者への支援金などを計上しております。

商工費では9,170千円を増額補正しております。

内容としましては、コロナ禍で苦しんでいる商店街が実施する売上回復の取組や感染防止対策を支援するがんばる商店街活動支援事業費補助金などを計上しております。

消費費では6,382千円を増額補正しております。

内容としましては、救急活動に係る医薬材料などの感染防止用品購入費、東部出張所空調改修工事費を計上しております。

教育費では43,445千円を増額補正しております。

内容としましては、保育所等と同様に小・中学校の給食材料費の高騰分を市が負担する経費を計上したほか、市民体育館における感染防止のための施設改修工事費を計上しております。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金425,128千円を増額補正しております。

県支出金では、保育所等給食支援費補助金9,822千円を増額補正しております。

繰越金では26,362千円を増額補正しております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いを申し上げます。

副議長（伊藤法博君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時8分 休憩

午前10時8分 再開

副議長（伊藤法博君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第64号 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第3号）については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（伊藤法博君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（伊藤法博君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（伊藤法博君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 報告について

副議長（伊藤法博君）

日程4 . 報告について。

報告第10号 専決処分の報告について（専決第6号 和解及び損害賠償額の決定について）、報告第11号 専決処分の報告について（専決第7号 和解及び損害賠償額の決定について）及び報告第12号 専決処分の報告について（専決第8号 和解及び損害賠償額の決定について）市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程4、報告第10号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、事故の和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により令和4年6月14日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、令和4年5月16日午前9時50分頃、中山小学校南側道路の入り口付近において、シルバー人材センター派遣の三橋学校給食共同調理場の給食配送運転手が学校給食の食器を配送中、鋭角に曲がっている道路を左折した際、ハンドルを早く回したため後輪が土留めブロックに接触したことにより、土留めブロックを破損させたものです。

この事故に係る損害賠償額を7,700円と決定し、相手側と示談いたしたところであります。

なお、損害賠償額は全国市有物件災害共済会の保険で補填されます。

報告第11号及び報告第12号の専決処分の報告について一括して御説明申し上げます。

本件は、事故の和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により令和4年6月14日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、令和4年1月7日午前9時20分頃、柳川市水路課の会計年度任用職員が水路清掃のため市営佃団地付近を走行中、市営団地西側水路にごみを発見し、そのごみを回収するため後方確認をせずにバックしたところ、後方に停車していた相手車両のフロント部分に衝突し、相手方2名を負傷させたものです。

この事故に係る損害賠償額を報告第11号では運転者分として1,148,391円を、報告第12号では同乗者分として74,694円をそれぞれ決定し、相手側と示談いたしたところであります。

なお、損害賠償額は全国市有物件災害共済会の保険で補填されます。

以上、御報告を申し上げます。

副議長（伊藤法博君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和4年第5回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会副議長 伊藤 法 博

柳川市議会議員 佐藤 勝 広

柳川市議会議員 白 谷 義 隆

第 6 回 柳 川 市 議 会 (定 例 会) 日 程 表

| 月 日 | 曜 | 会 議 | 会 議 の 次 第 |
|----------|---|-----------|-----------|
| 8 月 25 日 | 木 | 本 会 議 | 開会・提案理由説明 |
| 8 月 26 日 | 金 | 考 案 日 | |
| 8 月 27 日 | 土 | 休 会 | |
| 8 月 28 日 | 日 | 休 会 | |
| 8 月 29 日 | 月 | 本 会 議 | 議 案 質 疑 |
| 8 月 30 日 | 火 | 考 案 日 | |
| 8 月 31 日 | 水 | 本 会 議 | 一 般 質 問 |
| 9 月 1 日 | 木 | 本 会 議 | 一 般 質 問 |
| 9 月 2 日 | 金 | 休 会 | |
| 9 月 3 日 | 土 | 休 会 | |
| 9 月 4 日 | 日 | 休 会 | |
| 9 月 5 日 | 月 | 委 員 会 | |
| 9 月 6 日 | 火 | 委 員 会 | |
| 9 月 7 日 | 水 | 委 員 会 | 決算審査特別委員会 |
| 9 月 8 日 | 木 | 委 員 会 | 決算審査特別委員会 |
| 9 月 9 日 | 金 | 事 務 整 理 日 | |
| 9 月 10 日 | 土 | 休 会 | |
| 9 月 11 日 | 日 | 休 会 | |
| 9 月 12 日 | 月 | 事 務 整 理 日 | |
| 9 月 13 日 | 火 | 本 会 議 | 採決・閉会 |

第6回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

| | 案 件 | 議 決 日 | 結 果 |
|---------------|------------------------------------|--------|------|
| 議 案 第 65 号 | 令和3年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について | 4.9.13 | 認 定 |
| 議 案 第 66 号 | 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | 4.9.13 | 認 定 |
| 議 案 第 67 号 | 令和3年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | 4.9.13 | 認 定 |
| 議 案 第 68 号 | 令和3年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について | 4.9.13 | 認 定 |
| 議 案 第 69 号 | 令和3年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について | 4.9.13 | 認 定 |
| 議 案 第 70 号 | 令和3年度柳川市水道事業会計決算の認定について | 4.9.13 | 認 定 |
| 議 案 第 71 号 | 令和3年度柳川市下水道事業会計決算の認定について | 4.9.13 | 認 定 |
| 議 案 第 72 号 | 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について | 4.9.13 | 原案可決 |
| 議 案 第 73 号 | 柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 4.9.13 | 原案可決 |
| 議 案 第 74 号 | 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について | 4.9.13 | 原案可決 |
| 議 案 第 75 号 | 市道路線の認定、変更認定及び認定廃止について | 4.9.13 | 原案可決 |
| 議 案 第 76 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 4.8.29 | 同 意 |
| 議 案 第 77 号 | 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について | 4.8.29 | 原案可決 |

| | | | |
|------------|--|--------|------|
| 議案 第78号 | 令和4年度柳川市一般会計補正予算(第5号)について | 4.9.13 | 原案可決 |
| 議案 第79号 | 工事請負契約の締結について | 4.9.13 | 原案可決 |
| 議案 第80号 | 財産の取得について(追認) | 4.9.13 | 原案可決 |
| 議案 第81号 | 柳川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 4.9.13 | 原案可決 |

報 告

| | | | |
|------------|--|--------|-----|
| 報告 第13号 | 令和3年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について | 4.8.25 | 報 告 |
|------------|--|--------|-----|

柳川市議会第6回定例会会議録

令和4年8月25日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 伊藤法博 | 2番 | 橋本憲之 |
| 3番 | 佐藤勝広 | 4番 | 今村智子 |
| 5番 | 新谷信次郎 | 6番 | 江口義明 |
| 7番 | 菊次太丸 | 8番 | 立花純 |
| 9番 | 近藤未治 | 10番 | 佐々木創主 |
| 11番 | 河村好浩 | 12番 | 荒木憲 |
| 13番 | 高田千壽輝 | 15番 | 矢ヶ部広巳 |
| 16番 | 緒方寿光 | 17番 | 白谷義隆 |
| 18番 | 田中雅美 | 19番 | 樽見哲也 |
| 20番 | 三小田一美 | 21番 | 藤丸正勝 |

2.欠席議員

| | |
|-----|------|
| 14番 | 諸藤哲男 |
|-----|------|

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | |
|---|----|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 金 | 子 | 健 | 次 |
| 副 | 市長 | 中 | 村 | 智 | 弘 |
| 教 | 育 | 長 | 沖 | | 毅 |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 平 | 田 |
| 敬 | 介 | | | | |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 高 |
| 啓 | 介 | | | | |
| 市 | 民 | 部 | 長 | 松 | 藤 |
| 満 | 也 | | | | |
| 保 | 健 | 福 | 祉 | 部 | 長 |
| 守 | 男 | | | | |
| 建 | 設 | 部 | 長 | 中 | 村 |
| 正 | 光 | | | | |
| 産 | 業 | 経 | 済 | 部 | 長 |
| 兼 | 大 | 和 | 庁 | 舎 | 長 |
| 松 | 永 | | | | |
| 久 | | | | | |
| 教 | 育 | 部 | 長 | 兼 | 三 |
| 橋 | 庁 | 舎 | 長 | 袖 | 崎 |
| 朋 | 洋 | | | | |
| 消 | 防 | 部 | 長 | 松 | 藤 |
| 敏 | 彦 | | | | |

4. 本議会に出席した事務局職員

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 白 | 谷 | 通 | 孝 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 次 | 長 | 兼 | 議 | 事 |
| 係 | 長 | 徳 | 永 | 喜 | 美 | 香 | | | |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 次 | 長 | 補 | 佐 | 兼 |
| 庶 | 務 | 係 | 長 | 森 | 康 | 貴 | | | |

5. 議事日程

諸般の報告について

(1) 例月出納検査の結果について(令和4年4月分、5月分)

(2) 市長の行政報告について

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案の上程について

議案第65号 令和3年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第66号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

議案第67号 令和3年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について

議案第68号 令和3年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認
定について

議案第69号 令和3年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算
の認定について

- 議案第70号 令和3年度柳川市水道事業会計決算の認定について
議案第71号 令和3年度柳川市下水道事業会計決算の認定について
議案第72号 令和4年度柳川市一般会計補正予算(第4号)について
議案第73号 柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第74号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
議案第75号 市道路線の認定、変更認定及び認定廃止について
議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦について
議案第77号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程(4) 報告について

- 報告第13号 令和3年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

午前10時 開会

議長(藤丸正勝君)

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから令和4年第6回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について監査委員よりお手元に配付のとおり提出されておりますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告をお願いいたします。

市長(金子健次君)(登壇)

皆さんおはようございます。議事に先立ちまして、6月定例会以降の主立った事柄について御報告させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症関連について御報告いたします。

全国的に4月以降、減少傾向が続いており、6月下旬には1日当たり1万人を切るまでに減少していましたが、7月に入り徐々に増加傾向となり、7月中旬以降は急激に増え、8月上旬には1日当たり25万人を超える状況となっています。

福岡県でも同様に、7月25日の週の1週間で前週の1.3倍となる過去最多の8万3,538人が確認されています。このような感染状況等を踏まえ、7月22日から福岡コロナ特別警報が発動されました。本市においても、7月中旬以降は100人を超える陽性者が確認される日も多く、8月15日の週の1週間で過去最多の1,143人が確認されています。

このため、引き続き熱中症のリスクに気をつけながら、マスクの着用、手指の消毒、3密の回避といった基本的な感染対策を市民の皆様呼びかけ、感染拡大防止の行動への御協力をお願いしているところでございます。

また、感染防止の切り札であります新型コロナワクチンの接種についても、引き続き柳川山門医師会の御協力をいただき、医療機関での診療時間中の接種に加え、土曜日の夜間で集団接種を実施することとしたところでございます。今後もワクチン接種の進んでいない10代、20代の若い世代への接種の呼びかけや重症化率が高い60歳以上の高齢者への4回目のワクチン接種を呼びかけてまいります。

7月26日の臨時会におきまして、新型コロナウイルス感染症緊急対策第17弾の補正予算の議決をいただきましたので、本市独自の緊急対策、感染防止対策に取り組んでいるところでございます。

次に、広域で構成する協議会や期成会などの諸会議について御報告いたします。

8月4日には、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底させた上で、福岡市内で福岡県道路協会総会が開催されました。開催に当たり、福岡県の大曲副知事をはじめ、福岡県議会の桐明議長、九州地方整備局の藤巻局長に御出席をいただきました。総会では、バスやトラック、タクシーなど道路利用団体も会員に加え、幅広い意見を集約させていただき、道路政策を進めていくための道路関係予算の確保を求める決議が採択をされました。

8月5日には有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会総会が開催され、全国道路利用者会議会長の古賀誠先生にも御出席をいただき、御祝辞を賜りました。総会では、令和4年度道路予算の確保やアクセス道路の整備促進など、12項目の要望を行いました。

このほか、福岡県国土調査推進協議会、福岡県後期高齢者医療広域連合運営調整会議、県南広域水道企業団運営協議会、主要地方道久留米柳川線道路整備促進期成会、福岡県有明海漁業振興対策協議会などの会議に出席し、事業の説明を受けるとともに、事業運営などについて意見を交わしました。

続きまして、国、県等に対する要望活動について御報告いたします。

筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会では、7月14日に九州農政局長に対して、令和5年度予算の確保や関連施策の充実について政策提案をしてまいりました。

次に、市政の状況について御報告いたします。

7月3日には柳川市民文化会館「水都やながわ」で「NHKのど自慢」が開催されました。本選には18名の出場と限られていますが、700名を超える応募があり、観覧者も3,000通を超える応募があったと聞いております。「NHKのど自慢」を通して、柳川市を全国に発信できた大変うれしく思っております。

7月15日には24回目となります柳川ひまわり園の開園式が行われ、50万本のヒマワリが県内外からの多くのお客様をお迎えいたしました。

また、8月10日には、柳川の特産品の一つでもあります両開の干拓巨峰を多くの方々に味わっていただこうと、収穫体験もできる柳川観光ぶどう園が開園されました。

次に、立花宗茂・閻千代の大河ドラマ招致活動については今年で6年目に入り、立花宗茂の認知度も高まってきております。それを象徴するかのようになり、3年ぶりに開催されました博多の夏の風物詩、博多祇園山笠の九番山笠「博多リバレイン」に立花宗茂をモチーフにした飾り山笠が登場いたしました。また、8月8日には九番山笠「博多リバレイン」の関係者が柳川市を訪問され、立花宗茂と閻千代、戸次道雪を祭る三柱神社を参拝いただきました。

各招致委員会については、まずは7月26日に市内各種団体で構成する立花宗茂と閻千代NHK大河ドラマ招致柳川委員会総会を開催、8月19日には福岡県やゆかりの地で広域的に組織いたします立花宗茂と閻千代NHK大河ドラマ招致委員会総会を顧問であります福岡県の服部知事、福岡県議会の桐明議長をお迎えし、開催をいたしました。引き続き、市内はもちろん、広域的な招致活動を展開し、息の長い取組になるかと思っておりますが、皆様方と一緒に取り組んでいきたいと思っております。

最後になりましたが、連日の猛暑や東北地方等を襲った集中豪雨など、異常気象が続いております。また、これからは本格的に台風シーズンに入ります。早め早めの準備を心がけ、市民の安全と安心を守るため、しっかり備えていきたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（藤丸正勝君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（藤丸正勝君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。令和4年第6回柳川市議会定例会の会期日程等について、去る8月23日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期であります。本日、8月25日から9月13日までの20日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、26日は考案日、27日、28日は休日で休会、29日を議案質疑、30日は考案日、31日、9月1日、2日を一般質問、3日、4日は休日で休会、5日、6日を委員会、7日、8日を決算審査特別委員会、9日は事務整理日、10日、11日は休日で休会、12日は事務整理日、13日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案の上程についてで、議案第65号から議案第77号までの13議案の一括上程であ

ります。

日程4が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑についてであります。

初めに、議案第65号から議案第71号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第65号は決算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第66号から議案第68号までの3議案は教育民生常任委員会に審査を付託、議案第69号は総務常任委員会に審査を付託、議案第70号及び議案第71号の2議案は建設経済常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第72号を議題とし、質疑終了後、総務常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第73号及び議案第74号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第73号は総務常任委員会に審査を付託、議案第74号は建設経済常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第75号を議題とし、質疑終了後、建設経済常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第76号を議題とし、質疑終了後、即決といたしております。

次に、議案第77号を議題とし、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（藤丸正勝君）

会期につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、会期につきましてはただいまの報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（藤丸正勝君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、4番今村智子議員及び16番緒方寿光議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程について

議長（藤丸正勝君）

日程3．議案の上程について。

議案第65号から議案第77号までの13議案を一括上程いたします。

初めに、議案第65号から議案第71号までの7議案について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程3、今回御提案いたします12議案のうち、議案第65号から議案第71号までの7議案について御説明申し上げます。

議案第65号から議案第69号までの令和3年度柳川市一般会計及び特別会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により監査委員の審査を経ましたので、同条第3項の規定に基づき、同委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

まず、議案第65号 令和3年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

令和3年度は、令和2年度に続き、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する非常事態が続いた1年間でありました。そのような中でも、国の交付金を活用した感染防止対策を講じつつ、経済支援策、消費喚起策などの事業を展開してまいりました。

そのほか、通常予算に関しましては、人口減少が続く本市においては普通交付税も減少が想定をされ、一般財源が減少することとなります。そのため、事務事業の見直し、経費の節減合理化など、限られた財源をできるだけ有効に活用し、また、有利な財源を活用しながら様々な課題解決に取り組んだところであります。

それではまず、決算の内容について、歳入から令和2年度と比較しながら御説明申し上げます。

市税については、営業所得、給与所得の増加による個人市民税の増額、コロナ禍からの回復による法人市民税の増額があったものの、固定資産評価替えによる家屋の評価見直し及びコロナ禍における減収事業者への軽減措置など、固定資産税の減額がそれを上回り、25,703千円、0.4%の減額となりました。

次に、地方交付税については662,056千円、7.5%の増額となりました。これは臨時経済対策費、臨時財政対策債償還基金費などが新たに措置されたことによるものです。

次に、寄付金については、謝礼品増加、サイトデザインリニューアル等の工夫を重ねたことで、ふるさと寄付金が令和2年度に続く大幅な伸びを見せ、210,216千円、45.2%の増額となりました。

次に、繰入金については、財政調整基金繰入を抑制したこと等により、554,610千円、56.9%の減額となりました。

次に、市債については343,487千円、5.5%の減額となりました。これはみやま市と共同で実施する新ごみ焼却施設整備事業費が増加したものの、令和2年度で完了した市民文化会館整備事業費の減額がそれを上回ったものであります。

続きまして、歳出について申し上げます。

まず、総務関係では、自主財源確保と謝礼品を通した柳川のPRを目的として、ふるさと寄付金増加に向けた取組を推進しました。

次に、民生関係では、子育て支援施策として、学童保育所の支援員、保育所等における保育士の処遇改善を行いました。また、子育てしやすい環境づくりとして、つどいの広場事業を実施している老朽化した柳城児童館に代わって、物産公園内に新たな地域子育て支援拠点施設「このゆびとまれ」を整備しました。

そのほか、コロナ対策として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、子育て世帯生活支援特別給付金、子育て世帯等臨時特別給付金を全額国庫を財源として支給しております。

環境面においては、電動生ごみ処理機等の補助率の引上げ、指定ごみ袋の改定による分別すれば得をする仕組みづくり、雑紙回収袋での紙ごみ分別など、市民と行政が一体となって可燃ごみの減量化に取り組みました。その結果、可燃ごみ搬入量は前年度と比較して10.4%の減少となりました。

また、新ごみ焼却施設「有明ひまわりセンター」については、4か年にわたる建設事業が完了し、令和4年2月から本格稼働しております。

次に、産業の振興について申し上げます。

まず、農業関係では、本市の基幹産業であります米、麦、大豆の生産者への機械導入等の支援を実施し、そのほか、園芸農業への先進技術の導入や省力機械等の整備、畜産農業者への支援など、生産額の増大と持続的な発展を図るための様々な助成を行いました。

次に、地元からの要望が多いクリークの保全事業については、交付税措置率の高い有利な地方債を活用しながら、農業用排水路の整備を行いました。

水産業関係では、協業化のためのノリ共同加工施設整備に対する補助を行いました。

観光関係では、大河ドラマ招致事業で積極的な集客イベントを自粛せざるを得ないなど、厳しい状況が続いておりましたが、新たにうきは市が招致委員会に加わり、広域連携が強化されました。長期化するコロナ禍においても、ラジオ番組の制作、県との共同事業でのYouTube番組配信など、感染対策を徹底しながら、ウイズコロナにおける継続的な活動を展開いたしました。

次に、商工関係では、コロナ禍における消費の落ち込みを防ぐため、令和2年度に続きプレミアム率を20%とし、発行額をコロナ禍以前の3倍強としたプレミアム商品券「柳川藩札」発行事業に補助金を交付しました。

次に、都市基盤の整備については、引き続き生活基盤道路の整備、橋梁長寿命化事業、街路事業などに取り組みました。

災害対策関係では、堤防決壊など河川災害の復旧や水防活動の拠点となる六合地区河川防

災ステーションが国によって整備され、ステーション内の施設のうち、水防倉庫を柳川市で整備しております。

次に、教育関係では、国のGIGAスクール構想に基づく、校内のICT化を適切に推進するため、学校ICTアドバイザーを配置いたしました。また、教育環境改善のため、小・中学校の営繕工事を行ったほか、蒲池中学校校舎大規模改造工事を実施しました。

生涯学習関係では、各コミュニティ施設を拠点として、市民のライフステージに応じた学習機会の提供や地域住民の交流による地域の活性化に取り組んでおります。

令和2年12月に開館した柳川市民文化会館「水都やながわ」につきましては、コロナ禍による臨時休館など厳しい状況が続きましたが、文化振興の拠点として、今後も様々な事業を展開してまいります。

このように、令和3年度の取組の特徴的なところを述べましたが、具体的な内容につきましては、お手元に配付しております決算書及び決算に係る主要な施策の成果及び定額運用基金の運用状況説明書に記載しておりますので、御覧いただきますようお願いいたします。

決算収支といたしましては、歳入総額38,303,518,016円、歳出総額36,546,211,496円となり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1,757,306,520円となりました。この形式収支額から令和4年度への繰越財源78,890,556円を差し引いた実質収支額は1,678,415,964円となりました。

次に、令和3年度決算の主な財政指標につきまして、一般会計に住宅新築資金等特別会計及び公共用地先行取得等特別会計を含めた普通会計ベースで御報告を申し上げます。

まず、財政構造の弾力性を判断する指標であります経常収支比率は6.1ポイント改善し、88.2%となりました。

次に、市債の年度末残高については38,629,831千円となり、2,980,964千円増加しました。

次に、基金の積立金残高については13,110,217千円となり、350,940千円増加しました。

令和3年度の経常収支比率は改善しましたが、これは地方交付税の追加交付といった特殊事情によるものであります。社会保障経費の増加、大型事業財源の地方債借入れに対する償還金増加など、今後を見通すと収支の厳しさが想定をされます。このため、今後の財政運営に当たっては、有利な財源であっても、事業の必要性、費用対効果を常に心がけ、市が抱える課題を解決するための施策を展開してまいります。

一方で、さらなる経常経費の節減、事業の統廃合など、第4次柳川市行財政改革大綱に基づく行財政改革を着実に実行することで、住民サービスの向上及び行財政基盤の強化の両立を図るものであります。

次に、議案第66号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額8,863,883,519円に対し、歳出総額8,591,960,227

円で、歳入歳出差引額271,923,292円となりました。

なお、前年度からの繰越金を差し引いた実質単年度収支は145,243,207円となりました。

次に、議案第67号 令和3年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額1,094,519,548円に対し、歳出総額1,089,856,238円で、歳入歳出差引額は4,663,310円となりました。

次に、議案第68号 令和3年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

この貸付制度は、同和地区の住環境を向上させることを目的に、昭和48年度から同和対策事業特別措置法として制度化され、平成8年度をもってこの貸付制度は終了いたしております。現在はその貸付金の徴収及び起債の償還業務を行っているところですが、令和4年度以降は一般会計で貸付金の回収に関する業務を執り行うこととしております。

このため、令和3年度決算は歳入総額11,215,444円に対して、歳出総額11,215,444円となっております。

次に、議案第69号 令和3年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

令和3年度につきましては、用地を先行取得するなど、この特別会計を活用して事業を実施することがなかったため、予算の執行はありませんでした。

次に、議案第70号及び議案第71号の2議案は、地方公営企業法第30条第2項の規定により監査委員の審査を経ましたので、同条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

議案第70号 令和3年度柳川市水道事業会計決算の認定について御説明を申し上げます。

収益的収支の決算額については、消費税込みの事業収益総額1,450,570,908円に対して、事業費用総額1,281,201,849円で、差引き169,369,059円の利益を生じましたが、消費税抜き of 当年度純利益は59,633,353円となっております。

次に、資本的収支の決算額については、収入総額1,129,366,643円に対して、支出総額1,496,623,918円で、収入額が支出額に対し367,257,275円の不足となりましたが、この不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしております。

また、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を合わせた412,593,908円を令和4年度へ繰り越しております。

次に、議案第71号 令和3年度柳川市下水道事業会計決算の認定について御説明を申し上げます。

収益的収支の決算額については、消費税込みの下水道事業収益総額832,131,444円に対し

て、下水道事業費用総額793,278,330円で、差引き38,853,114円の利益を生じましたが、消費税抜きの当年度純利益は33,371,168円となっております。

次に、資本的収支の決算額については、収入総額248,981,500円に対して、支出総額551,460,315円で、収入額が支出額に対して302,478,815円の不足となりましたが、この不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしております。

また、当年度純利益33,371,168円を令和4年度へ繰り越しております。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御認定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

次に、議案第72号から議案第76号までの5議案について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第72号の補正予算1議案、議案第73号、議案第74号の条例案2議案、議案第75号のその他1議案及び議案第76号の人事案件1議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第72号 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,328,095千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ34,038,301千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について、歳出から款を追って御説明申し上げます。

総務費は913,807千円を増額補正しております。

内容としましては、物価高騰に対する市民への支援として、水道未加入世帯への支援金交付に係る経費を計上したほか、決算剰余金の公共施設維持整備等基金への積立て、閉館した市民会館解体に係る経費などを計上いたしております。

民生費は12,655千円を増額補正しております。

内容としましては、幼稚園と保育園の機能を併せ持った認定こども園へのニーズが増えており、幼児教育・保育の受皿を充実させるため、認定こども園の施設整備を補助するものです。

衛生費は86,777千円を増額補正しております。

内容としましては、予防接種でインフルエンザの罹患者数を抑制することにより、医療機関の受診者を減らし、接触機会の減少による新型コロナウイルス感染拡大防止と医療機関の負担軽減を図るために、季節性インフルエンザ予防接種費用助成に係る経費を計上いたしております。

そのほか、コロナ禍における物価高騰での各家庭の負担を少しでも軽減するため、水道加

入世帯等の水道料金を減免することとしており、これによる水道会計の減収分を補填する繰出金を計上しております。

農林水産業費は117,547千円を増額補正しております。

内容としましては、コロナ対策として、特に燃油高騰の影響を受けるナス、イチゴ、トマトの施設園芸3品目について燃油上昇分の一部を補助する農業燃油高騰緊急対策事業補助金、配合飼料等価格の影響を受けている畜産業に対し、経営規模に応じた支援を行う畜産飼料高騰緊急対策事業補助金を計上したほか、農業機械導入助成に係る経費、水路整備、護岸補強補修等に係る経費を計上しております。

商工費では46,391千円を増額補正しております。

内容としましては、コロナ禍における感染症拡大防止対策として、市内の宿泊事業者が実施する感染症拡大防止対策を支援する宿泊事業者感染症拡大防止対策支援事業費、燃油高騰の影響に対する緊急対策として、市内で自動車運送事業等を営む中小事業者に対し支援金を給付するがんばる運送事業者支援事業費を計上したほか、本市観光拠点の一つである沖端地区付近に位置する旧柳川パーキング跡地を市営観光駐車場として整備するための経費を計上しております。

土木費では111,000千円を増額補正しております。

内容としましては、冠水対策として道路かさ上げに係る経費を計上したほか、下水道整備事業への過疎債活用に伴い、下水道事業会計で減収となる過疎債借入額分を補填するための繰出金を計上いたしております。

教育費では39,918千円を増額補正しております。

内容としましては、市民の安全・安心のため、コミュニティセンター全18施設への防犯カメラ設置に係る経費、雲龍顕彰記念相撲大会の廃止に伴い、改めて第10代横綱雲龍久吉を顕彰する雲龍久吉展や、元大関琴奨菊の秀ノ山親方を招いて行う相撲教室開催に係る経費などを計上いたしております。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

地方交付税では31,347千円を増額補正しております。

国庫支出金では、個人番号カード交付事業費等25,932千円を増額補正しております。

県支出金では、ふくおかの畜産競争力強化対策事業費等28,652千円を増額補正しております。

繰入金では、過疎対策事業債への財源更正などにより41,082千円を減額補正しております。

繰越金では1,018,846千円を増額補正しております。

市債では、市民会館解体事業費などを計上したことにより264,400千円を増額補正しております。

第2表 債務負担行為補正では、市民会館解体事業費など5件の追加を行っております。

第3表 地方債補正では、市民会館解体事業費など11件について追加及び変更を行っております。

次に、議案第73号 柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等が令和4年10月1日に施行されます。

本案は、これに伴い、本市においても国家公務員の措置との権衡を踏まえ、育児休業の取得回数制限の緩和及び非常勤職員の育児休業取得要件の緩和等を行い、職員が妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援ができるように同様の措置を講じるため条例を改正するものであります。

次に、議案第74号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、新たに柳川市本城町観光駐車場を追加し、観光バスに加え、一般車の駐車も可能とし、ほかの民営駐車場との公平性を考え、有料化するものです。また、既存3駐車場の料金体系及び月ぎめ契約についても近隣の民営駐車場とのバランスを考え、料金を改定するものであります。

次に、議案第75号 市道路線の認定、変更認定及び認定廃止について御説明申し上げます。

本案は、開発行為及び寄付採納に伴う2路線の新規認定、寄付採納及び払下げに伴う2路線の変更認定及び払下げに伴う1路線の認定廃止を行うため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員の三小田悦子委員が令和4年12月31日で任期満了となりますので、再度、同氏を候補者として推薦しようとするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定、御同意いただきますようお願いを申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

次に、議案第77号について提案理由の説明を求めます。

17番（白谷義隆君）（登壇）

議案第77号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本案については、令和4年10月の一般選挙から議員定数が現在の21人から2人削減し、19人に変更されたことに伴い、常任委員会、議会運営委員会、資格審査特別委員会及び懲罰特

別委員会の委員の定数を改めるとともに、あわせて、全国市議会議長会の標準委員会条例との文言の整理を行うものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定くださいますようお願いをいたします。

日程第4 報告について

議長（藤丸正勝君）

次に、日程4 報告について。

報告第13号 令和3年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程4、報告第13号 令和3年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定した各比率について本市監査委員の審査を経ましたので、同法第3条及び第22条の規定に基づき議会に報告するものです。

まず、財政の健全化判断比率につきましては、令和3年度の決算を基に実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの比率を算定するものですが、全ての比率において国が定めた早期健全化基準の範囲内であります。

次に、令和3年度決算に基づく資金不足比率につきましては、公営企業である水道事業会計及び下水道事業会計のそれぞれの資金不足比率を報告するものですが、いずれも資金不足額がなく、国が定めた経営健全化基準の範囲内であります。

以上、御報告を申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告に対しての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時42分 散会

柳川市議会第6回定例会会議録

令和4年8月29日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 伊藤法博 | 2番 | 橋本憲之 |
| 3番 | 佐藤勝広 | 4番 | 今村智子 |
| 5番 | 新谷信次郎 | 6番 | 江口義明 |
| 7番 | 菊次太丸 | 8番 | 立花純 |
| 9番 | 近藤未治 | 10番 | 佐々木創主 |
| 11番 | 河村好浩 | 12番 | 荒木憲 |
| 13番 | 高田千壽輝 | 15番 | 矢ヶ部広巳 |
| 16番 | 緒方寿光 | 17番 | 白谷義隆 |
| 18番 | 田中雅美 | 19番 | 樽見哲也 |
| 20番 | 三小田一美 | 21番 | 藤丸正勝 |

2.欠席議員

| | |
|-----|------|
| 14番 | 諸藤哲男 |
|-----|------|

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | |
|---|----|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 金 | 子 | 健 | 次 |
| 副 | 市長 | 中 | 村 | 智 | 弘 |
| 教 | 育 | 長 | 沖 | | 毅 |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 平 | 田 |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 高 |
| 市 | 民 | 部 | 長 | 松 | 藤 |
| 保 | 健 | 福 | 祉 | 部 | 長 |
| 建 | 設 | 部 | 長 | 中 | 村 |
| 産 | 業 | 経 | 済 | 部 | 長 |
| 教 | 育 | 部 | 長 | 兼 | 三 |
| 消 | 防 | 長 | 松 | 藤 | 敏 |

4. 本議会に出席した事務局職員

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 白 | 谷 | 通 | 孝 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 次 | 長 | 兼 | 議 | 事 |
| 徳 | 永 | 喜 | 美 | 香 | | | | | |

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

- 議案第65号 令和3年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第67号 令和3年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第68号 令和3年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第69号 令和3年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第70号 令和3年度柳川市水道事業会計決算の認定について
- 議案第71号 令和3年度柳川市下水道事業会計決算の認定について
- 議案第72号 令和4年度柳川市一般会計補正予算(第4号)について
- 議案第73号 柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第74号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 市道路線の認定、変更認定及び認定廃止について

議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第77号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

午前10時 開議

議長（藤丸正勝君）

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（藤丸正勝君）

日程1．議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

議案第65号 令和3年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号 令和3年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号 令和3年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号 令和3年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第70号 令和3年度柳川市水道事業会計決算の認定について及び議案第71号 令和3年度柳川市下水道事業会計決算の認定についての以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第65号 令和3年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定については、議会選出監査委員を除く20名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議会選出監査委員である矢ヶ部広巳議員を除く20名を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました20名の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行います。お諮りいたします。議案第66号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。お諮りいたします。議案第67号 令和3年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。お諮りいたします。議案第68号 令和3年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。お諮りいたします。議案第69号 令和3年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。お諮りいたします。議案第70号 令和3年度柳川市水道事業会計決算の認定については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。お諮りいたします。議案第71号 令和3年度柳川市下水道事業会計決算の認定については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。次に、議案第72号 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第72号 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第4号）については、総務常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第73号 柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第74号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定についての以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第73号 柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第74号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第75号 市道路線の認定、変更認定及び認定廃止についてを議題といたします。本案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第75号 市道路線の認定、変更認定及び認定廃止については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。
次に、議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、委員会付託、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり三小田悦子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり三小田悦子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

次に、議案第77号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

続いて、本案について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時11分 散会

柳川市議会第6回定例会会議録

令和4年8月31日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 伊藤法博 | 2番 | 橋本憲之 |
| 3番 | 佐藤勝広 | 4番 | 今村智子 |
| 5番 | 新谷信次郎 | 6番 | 江口義明 |
| 7番 | 菊次太丸 | 8番 | 立花純 |
| 9番 | 近藤未治 | 10番 | 佐々木創主 |
| 11番 | 河村好浩 | 12番 | 荒木憲 |
| 13番 | 高田千壽輝 | 15番 | 矢ヶ部広巳 |
| 16番 | 緒方寿光 | 17番 | 白谷義隆 |
| 18番 | 田中雅美 | 19番 | 樽見哲也 |
| 20番 | 三小田一美 | 21番 | 藤丸正勝 |

2.欠席議員

| | |
|-----|------|
| 14番 | 諸藤哲男 |
|-----|------|

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | |
|---|----|---|---|---|-----|
| 市 | 長 | 金 | 子 | 健 | 次 |
| 副 | 市長 | 中 | 村 | 智 | 弘 |
| 教 | 育 | 沖 | | | 毅 |
| 総 | 務 | 平 | 田 | 敬 | 介 |
| 会 | 計 | 高 | 田 | 啓 | 介 |
| 市 | 民 | 松 | 藤 | 満 | 也 |
| 保 | 健 | 島 | 添 | 守 | 男 |
| 建 | 設 | 中 | 村 | 正 | 光 |
| 産 | 業 | 松 | 永 | | 久 |
| 教 | 育 | 袖 | 崎 | 朋 | 洋 |
| 消 | 防 | 松 | 藤 | 敏 | 彦 |
| 人 | 事 | 江 | 口 | 英 | 範 |
| 総 | 務 | 武 | 田 | 真 | 治 |
| 企 | 画 | 池 | 末 | 勇 | 人 |
| 学 | 校 | 古 | 賀 | | 洋 |
| 生 | 涯 | 新 | 開 | 文 | 隆 |
| 建 | 設 | 古 | 賀 | 洋 | 二 郎 |
| 農 | 政 | 木 | 原 | 隆 | 文 |
| 水 | 路 | 梅 | 崎 | 秋 | 敬 |
| 市 | 民 | 乗 | 富 | 英 | 一 |
| 生 | 活 | 野 | 口 | 貴 | 光 |
| 観 | 光 | 山 | 田 | 秀 | 太 |
| 観 | 光 | 川 | 原 | 洋 | 一 |
| 学 | 校 | 野 | 田 | 真 | 功 |
| | 教 | | | | |
| | 育 | | | | |
| | 首 | | | | |
| | 席 | | | | |
| | 指 | | | | |
| | 導 | | | | |
| | 官 | | | | |

4 . 本議会に出席した事務局職員

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 白 | 谷 | 通 | 孝 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 次 | 徳 | 永 | 喜 | 美 香 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 次 | 森 | | 康 | 貴 |
| | | | | | 長 | | | | |
| | | | | | 補 | | | | |
| | | | | | 佐 | | | | |
| | | | | | 兼 | | | | |
| | | | | | 庶 | | | | |
| | | | | | 務 | | | | |
| | | | | | 係 | | | | |
| | | | | | 長 | | | | |

5 . 議事日程

日程(1) 一般質問について

| 順位 | 質問者 | 質問事項 |
|----|-----------------|---|
| 1 | 7 番 菊次太丸 | 1. 浸水被害頻発地域の安全対策について |
| 2 | 5 番 新谷信次郎 | 1. 小中学校再編計画について 2. クリーンセンター跡地利用について 3. 観光政策について |
| 3 | 15 番 矢ヶ部 広 巳 | 1. からたち文人の足湯は 2. 人口減の歯止め策は 3. 川釣り人のマナーの悪さに迷惑しているが 4. マイナンバーカード普及向上が進んでいるようだが |
| 4 | 8 番 立花 純 | 1. 生きる力を育てる教育について 2. 創意と工夫で産業・経済を強くする試みについて 3. 柳川版国土強靱化政策の取り組みについて 4. 2030年柳川市の在るべき姿や今後の課題について |
| 5 | 17 番 白谷 義 隆 | 1. 事務処理対応研修について 2. 障がい等を有し配慮を要する避難者への市の対応について |

午前10時 開議

議長（藤丸正勝君）

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告をいたします。

8月29日の本会議において設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、報告をいたします。

委員長には佐々木創主議員、副委員長には緒方寿光議員です。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問について

議長（藤丸正勝君）

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第1順位、7番菊次太丸議員の発言を許します。

7番（菊次太丸君）（登壇）

皆さんおはようございます。7番、公明党の菊次太丸でございます。議長より発言の許可

をいただきましたので、通告に従って質問をいたします。

今回の質問は本市の水害対策についてであります。中でも浸水被害が頻発している地域の安全対策について本市が今後どのように対応されていくのか、関係所管の連携を図っていかれるのか、建設的な議論をしたいと、このように考えております。

それぞれの質問は自席で行います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

7番（菊次太丸君）続

近年、全国に線状降水帯の影響等で大雨による被害が激甚化をしております。本市においても、道路冠水、浸水被害が頻発している地域の住民の皆様から不安の声と今後の対策について強い要望をいただいているところでもございます。特に、小坪排水機場付近の住民の皆様からは行政の対応について様々な御意見をいただいております。

浸水被害の状況をどのように把握をされてあるのか、お伺いいたします。

総務課長（武田真治君）

菊次議員の御質問にお答えします。

平成29年度から令和3年度までの小坪排水機場付近の冠水の状況を御説明いたします。

平成29年7月6日の大雨では、累計雨量173ミリ、最大1時間雨量36.5ミリ、道路冠水による通行止めや床上・床下浸水はございませんでした。

平成30年7月5日から7日にかけての大雨では、累計雨量304ミリ、最大1時間雨量31ミリ、道路冠水による通行止め1か所、床上・床下浸水はございませんでした。

令和元年8月27日から28日にかけての大雨では、累計雨量286ミリ、最大1時間雨量53.5ミリ、小坪排水機場付近一帯は道路冠水による通行止め、床下浸水が15棟ございました。

令和2年7月6日から7日にかけての大雨では、累計雨量473.5ミリ、最大1時間雨量50.5ミリ、道路冠水による通行止め3か所、床下浸水27棟ございました。

令和3年8月11日から18日までの大雨では、累計雨量870ミリ、最大1時間雨量が60ミリ、このときは道路冠水による通行止めや床上・床下浸水はございませんでした。

以上です。

7番（菊次太丸君）

平成30年、これが通行止めがあったと。令和元年、そして、令和2年、これが通行止めと床下浸水ということでございました。道路冠水をしたところの程度、どのくらいの浸水、何センチくらい浸水していたのかというのを私はお聞きをしていたつもりでしたけれども、それが把握をされているのかされていないのか、それは分かんないんですけれども、しっかり今後そういった把握もしていただきたいなというふうに思っております。

そして、この排水機場の整備前には浸水被害は起きていなかったと、このようなことを地域住民の方がおっしゃられるわけなんですね。この因果関係をどのように分析、把握をされてあるのか、そしてまた、今ハード面に対して、国、県に対して要望をされてございますけ

れども、このハード面の整備ができる間、どのような対応をされていかれるのか、それをお聞きいたします。

水路課長（梅崎秋敬君）

菊次議員の御質問にお答えします。

小坪排水機場の整備前と整備した後の浸水被害に対する因果関係の把握についてですが、水害に関する条件については、その降雨時期や時間、降雨量や潮位など、同じ条件のものがございません。このため、比較検証は非常に難しく、因果関係については把握していないところですが、ここ数年はゲリラ豪雨や線状降水帯など、気候変動に伴い、以前の雨とは比較にならないような大雨が頻発し、激甚化しており、このことが最大の要因ではないかと推測しているところです。

しかしながら、この近年の大雨による冠水、浸水被害の対策としまして、これまで国、県に要望してまいりました流域ごとの排水解析調査が本年度より実施されることとなっております。今後はこの調査結果を基に、排水機場の能力増強などハード対策に移行すると考えていますが、まずもってこの解析調査を早期に完了していただくことが最も重要であると考えております。このことから、今年7月、福岡県、佐賀県の筑後川下流域の市町で組織する連絡協議会の政策提案の際に、排水解析の早期完了と調査結果に基づいた事業の早期着手について、改めて国に対しまして市長より強く要望されたところでございます。また、ハード面の整備ができるまでの間の対策についてですが、水路の先行排水が最も効果的であると考えているところです。

この先行排水の取組につきましては、さらなる効果を発現するよう、令和3年度より先行排水の広域化を行っており、上流域である筑後市やみやま市など、流域全体での調整を実施しているところでございます。この先行排水の広域化を図ることで、洪水時の貯留ポケットを広範囲で確保することができ、湛水被害の軽減につながっていくものと考えております。また、既に本年7月、8月の大雨時において流域の市町で実施しており、結果としましては、現在まで冠水、浸水被害棟の苦情は上がってきておりません。

先行排水等の水害対策につきましては、排水機場や排水樋門など、操作管理人や水利組合など、多くの関係者の協力で成り立っております。今後も関係者の協力を得ながら、また、連携を図りながら、浸水、冠水被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

ハード面のことに対しては、今、市長も国のほうに解析の調査を早く終わるようにと頑張らせていただいていることはよく分かりました。

そして、先行排水、これもなかなかうまくいっているような形で、7月、8月、大雨で、私も心配になって現場を見に行ったわけでありましてけれども、本当に掘干しをしているん

じゃないかぐらい水位が低くて驚いて、そしてまた、安心をいたしたところでもありました。また、地域、自治体間での連携、こういったものがやっぱり重要なんだなというふうにも思っておりますし、これからまた国のほうとしてはデジタル化が進んでいって、樋門、樋管の管理、こういったものもできていくんだらうというふうに期待をしておりますので、今後しっかり準備をしていただきたいなというふうに思っております。

水路課の取組に関しては申し分なく、本当に大変ありがたかったというふうに感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

この小坪排水機場の付近、住宅街に行くためには一本道で、この住宅から先に抜けることができないんですね。こういったところから、道路が冠水をしたときに、堀に落ち込んでみたりとか、田んぼに落ちたりする車、そういう事故が多発をしていると。そういうことで、この転落の防止をするために道路の境界にポールを立てていただけないだろうかと地域住民の方から御意見が上がっておるんですけれども、それに対してどのように対応されるのか、お伺いいたします。

総務課長（武田真治君）

道路冠水により道路と農地の境界が分からないような状況は、非常に危険な状況だと考えております。したがって、事故が起らないように、地元行政区長や設置場所の地権者と協議を行い、ポール設置できるように早急に対応したいと思っております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

早急に対応をしていただくということで、安全対策をしっかりやって、目に見える形でそれが現れ出ることがやはり住民の皆さんの安心につながるというふうに思います。しっかりとやっていただきたいなと思っております。

ただ、平成30年の通行止め、こういったことがあってから今の対応ですよ。これは4年ぐらいたっているかと思うんですね。把握をどんなふうにしてあったのかなというふうに思ってしまうところがありまして、建設課、そして、農政課、水路課、それぞれに近年の水害状況のデータ、これはお持ちだと思うんですね。一体どこに報告をされてあるんでしょうか。

総務課長（武田真治君）

災害が発生したときは、災害状況について災害対策本部で報告をして、総務課のほうで集約して各課で情報を共有しております。

また、下水道法に基づいて、上下水道課では内水ハザードマップを作成しております。この内水ハザードマップは、災害対策本部で共有した道路冠水や家屋の浸水、浸水した農地などの情報を基に、平成28年以降の大雨で浸水した箇所を浸水実績図として作成しております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

先ほどの答弁では、災害対策本部が立ち上げられたときには皆さんの情報の共有があると。裏を返せば、平時ではそういったことは行われていないのかなというふうに思いました。これ以上は突っ込まないんですけど。

それと、上下水道課がつくったハザードマップということでおっしゃられたんですけども、防災計画は市が責任を持ってつくるものだというふうに私は思っていたんですね。総務課のほうから指示があって、防災対策のためにそれを活用するのかなと思うんですけど、これは多分、上下水道課のみが自分たちが必要だから、使うためにこれを作成されたんだと思うんですね。やはり何らかの問題が起こったときに、それに的確に迅速に対応をしていくためには、自分たちで今現在どういう状況で冠水をしているのかというのを把握していないと駄目だと思うんですね。

ここに柳川市の保存版の防災ガイドブックというのがあるんですね。ここに記載されているとやったら、これは全部色がついていますよね。0.5メートルから3メートルぐらいの浸水をすると。柳川市民に対してこれだけ不安をあおっておきながら、何ら安心感を生むための対策ができていない。これが何か一つ問題じゃないかなと、今回の議論をする上で私は思ったわけなんです。やはり誰がこの災害に対して、防災に対してリーダーシップを取っていくのか、それはやはり総務課のほうでしっかりやっていかないといけないんだろうなと僕は思うんです。どうなのか、御意見を聞きたいところですけど、それは聞かないですけども、やはり皆さん方が集めたデータ、これをしっかりとマップ上に落とし込んで、そして、皆さん方がそれぞれ指摘をし合えるですね、それぞれの課が抱えている問題があると思います。そして、どう実行しようとしているのか、こういう計画も立てられると思うんですけども、ただ、近視眼的に皆さん見られると思うんですね。それをお互いの課が指摘し合いながらいいものにしていく、そういった体制がやっぱり今後必要になってくるんじゃないかというふうに思っております。

その防災マップをつくっていかれる、そのことについての考えをお聞きいたします。

総務課長（武田真治君）

総務課では先ほど菊次議員がお示しの洪水、津波のハザードマップを作成しております。このハザードマップは、水防法では浸水想定的前提となる大雨が想定し得る最大規模の降雨による最大規模の水害となっております。法に基づき最大規模の浸水想定図として作成をしているところです。実際の浸水区域を反映したハザードマップになりますと、先ほど答弁しました上下水道課の内水ハザードマップになります。

ただし、今後も総務課で被害状況のほうを集約して、内水ハザードマップに被害状況を反映させて、関係各課で情報共有して水害対策のほうを行っていきたいと考えております。

なお、この上下水道課のハザードマップはホームページでも公開しております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

ホームページでも掲載をしておるということでありましたけれども、これと同じような形で安心感を皆さんに与えるようなことができないものなのかなというふうには思います。

そして、先ほども言ったように、この地域は避難経路がないわけですね。一本道になっておりまして、冠水をすれば、当然、通行止め等になりましたら車の行き来はできませんので。

それで、地域のほうから避難経路に係る要望が上がってきておると思うんですけども、これにどのように対応をされようとしてあるのか、そして、その時期についても伺いたします。

建設課長（古賀洋二郎君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

小坪排水機場周辺地域からの避難経路に係る行政区要望につきましては、小坪排水機場北側集落の避難経路として、旧佐賀線跡地に接続する道路整備が要望されております。

近年では日本各地で豪雨による災害が発生しており、本市でも毎年のように豪雨による道路冠水が発生しております。このため、本市といたしましては先行排水を行うなどの対応をしておりますが、併せて道路冠水対策につきましても進めるべきと考えており、現在も冠水箇所の道路かさ上げなどを行っております。

また、今回の行政区要望が提出された地域は避難経路が1本で、道路が冠水した場合には集落が孤立するおそれがあります。そこで、地域の安全な避難経路の確保が必要であると考えており、今年度から整備に向けて取り組んでまいります。

以上です。

7番（菊次太丸君）

確認ですけれども、本年度からということでありましたけれども、地域のほうから上がっているのは、今浸水をしている箇所から佐賀線跡まで接道すると。地域住民の要望の中には孤立化するのを避けたいという要望もあるんですけども、この佐賀線跡を安全なところの市道まで接続するというのを本年度から開始する事業として見ておられるのか、ちょっと確認です。

建設課長（古賀洋二郎君）

旧佐賀線跡地をY O U・遊の森公園西側の高架下に抜ける避難道路の整備を考えております。

今後の予定としましては、今年度に用地の取得を行い、来年度早期に工事を行いたいと考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

来年度事業をやっていただけるということでありますので、せっかくならば梅雨時期前までには完了をぜひしていただきたい、このように思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

また、総務課に対しての要望という形にはなるんですけども、今現在、避難所を開設されておりますけれども、その中で市の職員、スタッフよりも避難者の数が少ないようなケースもあろうかと思えます。今までやってきたからそのとおりにやっていこうということではやはりいけないだろうというふうに思いますし、今後はそれをしっかり見直していくことも大事じゃなからうかというふうに思います。

そして、地域の要望としては、やはり近くの公民館とか、こういったところに避難ができれば皆さん喜ばれるわけでありまして、そうなってくると、これからつくっていただく実質的な防災ハザードマップ、ここで安全が確保されるような場所の集会所とか公民館、こういったところにも、今、自主防災組織をつくってありますよね。そういった方々が責任を持って自分たちが運営ができるような形にしていくべきじゃないかなというふうに私は思っております。

そこに今エアコンがついていない。夏の避難とかになれば物すごく暑いんですけども、エアコンがついていないだとか、これから替えなければいけない、こういったものに対して緊急防災・減災事業債ですか、たしか使えるかなとは思うんですね。そういう条件がそろそろようなところであれば、ぜひ考えていただきたいなということで提案とさせていただきます。

今後のことについて質問をいたします。

他の自治体では低い住宅地をかさ上げできるように補助を出している、そういう制度をつくっているところもあるんですけども、柳川市はどんなふうなお考えをお持ちでしょうか。

総務課長（武田真治君）

市としましては、これまで河川堤防の強化やしゅんせつ、排水機場の整備、また、改修工事などを行いまして、また、市民の皆様の協力による先行排水、また、日向神ダム管理者への放流量調整の要請、また、福岡管区气象台からの最新の気象データや予報の提供を受けるなど、浸水、冠水を防ぐ防災対策を取り組んでまいりました。

住宅地のかさ上げ補助制度につきましては、現在のところ導入を考えていませんが、今後排水樋管等の改修、排水機場の強化、近隣との連携による先行排水の強化など、内水氾濫や浸水を防ぐ防災対策を実施してまいりたいと思っております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

今のところ考えていらっしやらないようでございますけれども、まず、新築を建てられる

場合には、当然、確認申請を出すときにはGL、ベースになるところの高さ、こういったものに関しましても安全な高さ、まず、しっかりマップをつくってもらわないと出せないとは思いますが、そういったことで進めていただきたいというふうに思っております。

そして次に、農業のリスクマネジメント、これも重要ではないかというふうに思います。昨今、大雨での被害がずっと続いていました。そうしますと、やはり適地を選定して、どんな作物を作っていくのか、こういった指導を行政サイドとして行っていくことが私は重要じゃないかというふうに思っておりますけど、どうでしょうか。

農政課長（木原隆文君）

菊次議員の質問にお答えいたします。

まず、施設園芸については、農業用ハウスを設置する際、用水・排水先の確保に加え、浸水が多い箇所かどうかの確認をするようにしております。

また、土地利用型の農業においては、大豆が2年連続で甚大な被害があったところですが、これを教訓に、行政と農業団体が連携して大豆の栽培管理方法の改善や品目転換を進めております。具体的には大豆の種まき時期を前倒しし、作業工程を改善し、早めに成長させることで、全部冠水を免れるように進めています。また、品目転換では、輸入飼料が不足し、価格が高騰する中、飼料用トウモロコシの栽培実験を今年度、六合校区下棚地区で実施しております。これらの取組の成果がよければ、他の地区にも広めていきたいと考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

ありがとうございました。

これで一般質問を終わりたいと思うんですけれども、ぜひ総務課はリーダーシップを持って、柳川市民の安心と安全、まず、安全が先なんですけれども、皆さん方を引っ張っていただきますように心からお願いしまして、終わります。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして菊次太丸議員の質問を終了いたします。

次に、第2順位、5番新谷信次郎議員の発言を許します。

5番（新谷信次郎君）（登壇）

皆さんおはようございます。5番新谷信次郎です。議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問を行います。

柳川市議会議員1期4年間、現場に足を運び、現場の声を聞き、議会、市政に届けることをモットーに議員として努めてきました。しかし、市民の皆さんの声を受け止める努力がまだまだ足りていなかったというふうに反省しています。また、この議場で行政各部の答弁に対して勉強不足の点もあったというふうに重ねて反省しています。柳川市議会の議場において、行政一般の様々な議題について公式、公開の討議ができますことは、市議会議員として

最も重要な責務であると実感しています。そのことを肝に銘じて、柳川市議会議員 1 期目最後の一般質問を行います。

新型コロナ第 7 波の感染爆発が、この柳川市、周辺地域でも続いています。柳川市では感染者が 7 月 17 日から 23 日の 1 週間、755 人であったのが、8 月 14 日から 20 日の 1 週間では 1,144 人と急増しています。8 月 24 日の有明新報には「救急車足りない事態に」という見出しが躍りました。救急車の 1 日当たりの出動件数は、有明新報の報道によると、平時 7 件であるのに、7 月 31 日は 22 件と 3 倍以上となり、最多を記録したと報じられています。

夏休みが終わり、学校が再開していますが、子供たちの感染拡大が心配されます。同時に、学校教職員への感染も今年既に 56 人となり、学校運営も非常に厳しい状況が続いていると聞きます。

7 月 22 日、福岡県はコロナ特別警報を発し、柳川市のホームページにはより一層の感染拡大防止の徹底をとありますが、コロナに関する市長のメッセージは今年 4 月 28 日付で終わっています。一方、久留米市のホームページには 8 月 22 日付、市長のメッセージとして、「久留米市においても、8 月 20 日の 1 日当たりの新規陽性者数が 1,107 人と、過去最多を更新しました。これは第 6 波の 3 倍以上の数であり、令和 4 年 7 月からの第 7 波到来による爆発的感染が続いています。市内のコロナ病床使用率は 8 割台で推移し、また、夜間・休日の受診者が急増するなど、医療体制が極めてひっ迫しています」という非常に危機感あふれる内容になっています。

救急隊員、消防隊員、医療関係者、幼稚園・保育園・学校教職員、学童保育支援員、高齢者・障がい者施設職員など、コロナ最前線で戦っている人々への感謝、激励と、市民への緊急メッセージ、市長、必要ではないでしょうか。

危機感といえば、柳川市は一部過疎指定を受け、また、小中学校再編計画案が公表され、大きな曲がり角に来ています。この大きな曲がり角をどう乗り切るか。柳川市の将来ビジョンに関して、1、小中再編計画について、2、クリーンセンター跡地利用について、3、観光政策について質問します。

この後は自席にて質問を行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いします。

5 番（新谷信次郎君）続

まず、小・中学校再編計画案についてお聞きします。

これまで 41 回もの再編計画案説明会については、教育長をはじめ、教育委員会の担当部署におかれましては大変な御苦勞であったというふうに敬意を表します。

さて、その説明会における市民からの意見と検討についてどのようにされているか、それについてお聞きしたいと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

新谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

柳川市立小中学校再編計画案に係る説明会につきましては、本年5月上旬から7月下旬までの約3か月間にわたり、小学校区ごとに、前半は保護者の皆様、後半は地域の皆様を対象に合計41回開催をさせていただき、多くの貴重な意見をいただいたところでございます。

その市民の皆様方からいただきました意見につきましては、項目ごとに整理をいたしまして、改めて教育委員会内におきまして慎重に協議を行ってまいりました。その結果、当初にお示しをいたしました学校再編計画案から、市民の方々の御意見を踏まえたところで、既に説明をしておりますとおり、大きくは4点修正をいたしました。そして、現在、修正をいたしましたこの柳川市立小中学校再編計画案を市民の皆様方に公表いたしまして、現在、9月14日までパブリックコメントを実施いたしているところでございます。

また、これまでにいただきました御意見の中には庁内各部署に関する御意見等もございました。これにつきましては庁内関係課会議を開催するなどして関係課と情報を共有し、協議をしている、こういった状況でございます。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

今後のスケジュール、特に、パブリックコメントを募集した後のスケジュールを重点に説明をお願いしたいと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

先ほども一部申し上げましたとおり、現在、修正をいたしました再編計画案を市民の皆様方に公表いたしまして、9月14日までパブリックコメントを実施いたしております。この終了後につきましては、パブリックコメントで出された意見について教育委員会において再度慎重に協議を行いまして、意見に対する考えを公表いたしまして、最終的な計画案、こちらを策定することといたしております。

その後につきましては、パブリックコメントで出される意見、この状況にもよりますけれども、現在考えております予定では、9月29日に開催予定でございます市の教育委員会定例会において策定をいたしました再編計画案をお示しいたしまして、決定をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

7月までの説明会で、再編計画案について、学校関係者、保護者、あるいは市民にやっとその内容が広がり、真摯な意見がたくさん出てきたという印象で受け止めています。そうした意見を取り入れて、今回、修正案を提示されたということについては、保護者、市民の皆さんも非常に歓迎されているようです。

さて、今後、パブリックコメントを募集するわけですが、修正案についてのさらに保護者、市民の意見をぜひ聞いてほしい、そういう要望も伝え聞いております。この小中再

編計画案は柳川市の将来の根幹に関わることでありますから、保護者、市民の意見をしっかりと踏まえて、一体となった計画となるようにしてもらいたいというふうに思っております。

そういう点で、パブリックコメント後の市民への再度の説明会が必要じゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

説明会でいただきました意見を踏まえ修正した計画案につきましては、パブリックコメントを実施するに当たりまして市のウェブサイトで公表するとともに、各庁舎、公民館、図書館等の公共施設に資料を置かせていただいております。また、9月1日号の市報への掲載、学校、保育園を通じて保護者の皆様方にはパブリックコメントの実施に関するチラシを配布いたしまして、計画案の周知に現在努めております。

また、このパブリックコメント終了後には、出された意見に対する考えを公表いたしまして、最終的な計画が決定をいたしましたら、市報への掲載、ホームページへの公表、チラシの配布、こういったもので再編計画の周知に努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

またさらに、このパブリックコメントにおきまして大きく計画案を修正するというふうな場合がありますら、この関係する地域について説明会を開催するという事も考えられるというふうに判断をいたしております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

今の答弁について追加での質問ですけれども、市民の皆さんの真摯な意見を受け入れて修正案を出したわけなので、パブリックコメント後の最終案についても市民への説明会を開くことがこの最終案についての周知の最大の効果をもたらすということも考えられると思います。

そこで、再度パブリックコメント後の最終案についても市民への説明会を開いてはいかかと思っておりますけれども、その点について再度お聞きしたいと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

再度の説明会というふうなことでございますけれども、計画を大きく修正するという事であれば、関係するところの説明会という形に臨みたいというふうに考えております。

今は何よりも早く計画案を決定し、一番最初の組合せ部分の準備期間、これを確保したいというふうに考えておるところでございます。また、計画を進めていく上で、各保護者、地域の方々、こういった方々との意見交換を十分進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

後々の時間的な関係もあると思っておりますけれども、修正案では再編後の開校を1年後倒しに

されているというふうなこともあります。今大事なのは、保護者、市民が本当に納得できる小中再編ができるかどうかという非常に肝腎な段階に来ているのではないかというふうに思いますので、その点については十分配慮していただきたいと思います。

それで、要望がいろいろ届いていますけれども、この修正案、あるいは最終案について、小・中学校だけではなくて、保育園、幼稚園の保護者にも周知をしてほしいということ、あるいは修正案、最終案についても、通学距離がどれくらいになるのか、それがよく分かるためには再編計画に基づく新しい校区地図も必要ではないかという意見なんかも出ていますけれども、追加で質問したいと思いますけれども、この点について何か答弁はありませんでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

パブリックコメントにつきましては、幼稚園、保育園、こういったところを通じて、幼稚園、保育園の保護者に対してパブリックコメントのお知らせ、こういったものを流しておるところでございます。これで計画のほうにアクセスをしていただくことで計画案の周知というふうなことを当方では考えているところでございます。

また、具体的な校区図ですね、こちらについては貴重な御意見でございますので、今後、計画を進めていく上で校区図等については出していくように検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

5番（新谷信次郎君）

ありがとうございます。

それでは次に、この小中学校再編案についての将来の児童・生徒数について大きな疑問がありますので、お聞きしたいと思います。

この小中学校再編案における将来の児童・生徒数の推計の根拠について説明してください。

学校教育課長（古賀 洋君）

今回の計画案に記載をし、そして、今回、41回の説明会で使っておりました小・中学校における将来の児童・生徒数、これにつきましては、令和4年4月、厳密には4月13日現在の住民基本台帳の年齢別の人口をスライドさせることで推計をいたしております。具体的には、直近1年間の出生数が把握できます令和3年度中に生まれましてお子さんたち、これが小学校につきましては、小学校1年生になる6年後、令和10年度まで、同様に中学校につきましては、同じ子供たちが中学校1年生になる12年後、令和16年度までの数値、これを児童・生徒数の推計、この値として利用をいたしております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

その点について心配しているものについて説明したいと思います。

将来の児童・生徒数推計と実際の児童・生徒数との比較、これに差が生じているのではな

いかということです。例えば、令和3年4月30日現在の、今、課長が説明された住民基本台帳による柳川市内の出生数は推計が492という数字になっていますけれども、実際の出生数は408ということなので、実績値は、実際の数は推計値の0.83倍ということになります。そうすると、この修正の数値を、私たち議員のほうには児童数、生徒数の推移ということで、推計値がさらに先々の令和23年の2041年、それともう一つは、さらに6年後の中学校の生徒数の推移まで一覧表を頂いたわけですがけれども、その中で、蒲池校区の令和29年、2047年の出生数推計値は45人、しかし、先ほど言いましたように、実際の出生数と比較したその修正の値が0.83倍ということになっていますので、45人に0.83倍を掛けると37.35人で、これは1学年1学級になってしまう。中学校も40人学級から35人学級にすれば2クラスということになりますけれども、そういうふうないわゆる誤差が生じてきている。

こういう点を教育委員会のほうで検討してきているのかどうか、それについての説明をお願いしたいと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

議員が今御指摘をいただいた数値でございますけれども、恐らく平成30年度の総合計画策定時における柳川市の人口ビジョンに基づく数値、こちらのほうかというふうに考えております。現在、柳川市で出しております人口ビジョンと現在の人口に差が出ていることは、こちらのほうも把握、承知いたしているところでございます。それに基づきまして、今回の説明会等々につきましては、人口ビジョンを用いずに、住基の年齢別人口構成、こちらをスライドすることによって得られる数字で説明をさせていただいたというふうなことでございます。

そして、議員が心配されておりました蒲池校区の出生数ということでございますけれども……（発言する者あり）

議長（藤丸正勝君）

新谷議員、もうこれでいいというわけですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃ、次に。

5番（新谷信次郎君）

義務教育学校については既に説明会がありますので、申し訳ありません、途中で腰を折って。時間の関係がありますので、その点は省略してですね。

再編計画が現在の小学校区を分割しないことを大前提に構成されていますけれども、逆にそのことが児童・生徒数の推移の検討が不十分ではないかというふうに考えています。そういう点で、先ほど課長のほうから答弁がありましたけれども、この児童・生徒数の推移について、先ほどの答弁について再度もう一回お伺いしたいんですけれども、再編計画に与える影響というのは心配ないわけですか。

学校教育課長（古賀 洋君）

議員がおっしゃるように、人口ビジョンと実際の出生数、直近で大体90人ぐらい差があるというふうな部分がございます。こういった事情がございますので、人口ビジョンを用いずに、実際に一番近い直近の住基人口、こちらを用いて推計し、今回の計画案を立てているところでございます。私どもにとっては一番直近の信頼できる数字で推計をし、計画案を立てているということでございますので、この人口ビジョンとの差について影響があるということはないというふうに考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

今、課長が答弁されたように、住民基本台帳における年齢別の人口により推計をしているので影響はないということですが、しかし、再編計画の中では、修正案の中で矢留小学校と両開小学校との再編については、やはり児童数の推移ということが1学年1学級になる可能性が出てきているので、児童数の推移を見極めて再検討する、そういう必要が出てきているというふうに修正案では出てきていると思います。

それと、その住民基本台帳における年齢別の推計を参考にして蒲池学園について見てみますと、修正案の3ページの蒲池、いわゆる後期、中学校の12年後、117名が4学級というふうに示してあります。ということは、1学年1学級が出てくるということが実際にあるのではないかと思いますけれども、こういう状況であるならば、これは適正規模と言えるでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

こちらの人口推計に基づいて、ベストの案を計画案としてお示ししているというふうな状況でございます。今、蒲池についても1クラスの学級が出てくるのではないかとというふうな御指摘をいただいているところでございますけれども、長期的にそういった学級が出てくる可能性というものはあるかとというふうに考えています。蒲池地区については、そういった意味で人口的に非常に厳しい部分というのも予測されますので、義務教育学校という縦に学校規模をつくる、こういった選択肢を皆様方にお示ししているというふうなことでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

今の答弁を聞くと、さらに心配になってくるんですね。義務教育学校というのは、その1学年1学級を補うための方策というふうに今の段階では聞こえました。説明会では義務教育学校のいわゆる大きなプラスの面も宣伝しておられましたけれども、今の答弁では逆に心配になってきます。

それで、いわゆる住民基本台帳を基にした児童・生徒数の推計ということになると、小中再編案の児童・生徒数の推計は、小学校で6年後、中学校で12年後が限度ということになりませんか。これは追加の質問です。それについてはどんなふうにお考えでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

おっしゃるとおり、住民基本台帳、こちらを基礎とすると、小学校で6年後まで、中学校で12年後までしか数字は出てまいりません。それからはそちらの数字をさらにどう見るかというふうな判断になってこようかと思えます。御指摘のとおりでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

だんだん心配になってくるんですよ。じゃ、その僅か6年後、12年後までの推計で柳川市の小中再編を進めていいのか、今ちょっと正直そういうふうに率直に思っております。その点についていかがですか。

学校教育課長（古賀 洋君）

小学校におきましては6年後、中学校におきましては12年後、この推計で得た学校規模、こちらを基にして学校再編計画をつくっておるということでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

先ほど取り上げました私たち議員の全員協議会、今年2月25日に示された第2次柳川市総合計画後期計画策定に係る基礎調査資料の柳川市独自推計による学区別・年齢別の人口推計結果の児童数、生徒数、さっき言いましたように、小学校は2041年まで、生徒数は2047年までというこの推計値は再編案の中では除外するということの確認でいいでしょうか。ちょっとその確認です。

学校教育課長（古賀 洋君）

除外というか、あくまで住民基本台帳の年齢別人口構成、こちらでこの計画は策定をいたしております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

蒲池学園だけではなく、昭代学園も2047年には先ほどの出生推計数に修正値を加えますと40人を切るわけですね。そういうような状況です。

それで、昨日の8月30日の有明新報のコラム「むつごろう」にこういう話が載っております。再編の一部見直しは市当局としても勇気の要る決断だったろう。しかし、参考にしているベースの数字、これは今後の出生数のことだと思いますけれども、そのベースの数字が悪化しているのに、見て見ぬふりをして計画を進めれば、後で痛い目を見るのは明らか。計画はまだ策定中の段階である。今ならば変更も利く。コロナは我々の社会に大きな影響を与えている。冷静に状況を分析せねばというふうに訴えています。

それで、昨年度の2021年度の柳川市の出生数は何と345人なんですよ。本当にやっぱり背筋が寒くなる数字です。推計値483人の0.714倍です。この辺りをきちんと検討し直さない

と、今後の柳川の過疎からの脱却にしても、小中再編についても非常に大きな影響を与えるのではないかと思います。柳川市における出生数推計の見直しと、それに基づく小中再編の見直しが必要ではないか、そのことも含めて教育長、ひとつ答弁をお願いします。

教育長（沖 毅君）

新谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどから課長が申し上げますとおり、41回の説明会をして、いろいろな意見をいただきました。また、議員の方々にも出席していただきました。大変ありがとうございました。その意見を受けて、修正案を柔軟につくり上げたところでございます。

今、議員のほうから人口ビジョンと実際の数が変わっているの、どう考えていくかという御指摘を受けたと思います。現在のところ、人口ビジョンは別に除外しているわけじゃなくて、現在の実際の数値とそのビジョンとを見ながら、どのように減っていくかとかというのは検討をしながらこの案をつくり上げたわけでございます。この修正案を十分理解していただいて、コメントをいただいて、決定していきたいというふうに思います。

また、将来、10年後、20年後、そういうのもまた出てくると思います。そういう際にはまた検討していくべきじゃないかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

先ほど有明新報のコラム欄のことも紹介しましたがけれども、柳川市民の皆さんも柳川市における出生数というのが非常に厳しい状況になっているということはかなり関心を持っておられる。じゃ、そういう出生数の減少ということを見越しての小中再編になるのかどうか。これは柳川市の教育、柳川市の将来にとっても大きな課題になっていると思いますので、最初に申しましたように、最終案が決定した後も、この出生数の推計値の修正、それに基づく再建、再編をどのように進めていくか、そういう説明がぜひ市民にも必要だと思いますので、そのことを再度訴えて、この件についての一般質問を終わりたいと思います。

次に、クリーンセンター跡地利用について質問いたします。

クリーンセンター跡地利用の計画について説明をお願いしたいと思います。

市長（金子健次君）

新谷議員のクリーンセンター跡地利用計画について、私のほうから質問にお答えをさせていただきます。

クリーンセンター跡地の利用計画については、8月23日に開催されました議員全員協議会で生涯学習課の課長から活用案についてお示しをいたしました。そこに至った経緯などについて御説明をいたします。

クリーンセンター跡地にごみ焼却場が設けられたのは昭和41年です。その後、平成3年の西側への移設を経て、今年3月に有明ひまわりセンターが稼働するまで、55年間の長きにわ

たり当地で可燃ごみの処理を行うことができました。このことはひとえにクリーンセンター周辺地域の皆様の御理解と御協力によるものでありまして、この場を借りて深く感謝をいたします。

新設いたしました有明ひまわりセンターの稼働が決まり、地元の皆様からクリーンセンターの跡地活用について、2年前、令和2年8月と、今年、令和4年2月の2回、地元から要望書が寄せられております。特に、令和2年の要望書は地元の皆様方の要望調査を踏まえた上で提出されております。公園、運動場、防災施設を求める内容となっております。さらに、令和4年の要望書も同様な内容でありましたことから、地域の皆様の意にかなう活用方法を庁舎内で検討してきたところでございます。この結果、クリーンセンターの跡地をさらに用地を拡張させた上、憩いの広場として整備する方針を定めました。

計画では、周囲に植栽や遊歩道を設け、中央にはグラウンドゴルフやサッカーなどで利用できる多目的なグラウンド、100メートル走や中・長距離走の練習ができるトラックを整備して、子供から高齢者まで楽しめる憩いの広場にしたいと考えております。あわせて、クリーンセンター跡地の東側にある運動広場と北側の柳光園跡地を駐車場として整備をいたしまして、水害時に車で一時避難できるようにして、地元の皆様の要望にお応えしてまいりたいと考えております。

事業費はクリーンセンター解体費を含め概算15億円を見込んでおります。しかし、大部分は過疎債を充てることができます。市の実質的負担額は約382,000千円に収まると試算をしております。クリーンセンターの解体だけであった場合、事業費の実質負担額は約457,000千円でありますので、単に解体するよりも少ない金額で地元の皆様の要望に応えられる市民が楽しめる憩いの場として、また、避難場所としても整備したいと考えているところです。

以上、質問にお答えいたします。

5番（新谷信次郎君）

市長、どうもありがとうございました。

クリーンセンターが55年間稼働していることについて、地元の方々の強い要望、それと、解体費用を含めた過疎債の活用、そういう理由で憩いの広場を整備したいという内容であったというふうに思います。

それで、8月23日の議会全員協議会に提出されたクリーンセンター跡地利用案については、陸上トラックをメインとしたグラウンドの整備を目指すということですね。さらに、400メートルのタータントラックという説明がありましたけれども、具体的にはそういう内容でよろしいでしょうか。

生涯学習課長（新開文隆君）

新谷議員の御質問にお答えします。

8月23日に御説明いたしました今度のクリーンセンター跡地の案でございますけれども、

先ほど議員がおっしゃいましたとおり、陸上トラック、それから、中央のグラウンドではグラウンドゴルフやサッカーなど、多種目のスポーツが楽しめるように、また、周辺には遊歩道を設けまして、そちらのほうでウォーキング等を楽しんでいただくような、そんな憩いの広場にしたいというふうに計画をしているところでございます。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

具体的に聞いたのは、建設した後の経常経費負担ということも考えて質問しましたけれども、過疎地域持続的発展計画の9ページに、公共建築物とインフラ資産の基本原則として、公共建築物、新規整備は原則として行わない、複合施設を前提に更新を行う、施設総量（総床面積）を縮減するとあります。こういう基本原則と照らし合わせた検討はされたのでしょうか。

生涯学習課長（新開文隆君）

先ほど議員おっしゃるとおりに、確かに公共建築物面積の減ということで、今現在、生涯学習課ではふれあい自然の家、こういったものを前倒ししながら廃止しているところでございます。

今度のクリーンセンター跡地の利用につきましては、地元からの要望もありましたし、今回、過疎債を活用することで大きな今までにない施設ができる、憩いの広場ができるということで今回計画を提案しているところでございます。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

過疎地域持続的発展計画の中には小中再編計画も含まれているわけですがけれども、小中再編計画の中でも、今後、新築校舎の建設、既存校舎の整備、スクールバス配置等、大きな予算措置が想定されます。

それで、今回のクリーンセンター跡地の利用について、過疎地域持続的発展計画における位置づけがあるのかという質問をした理由は、今後の過疎地域としての柳川市の持続的発展計画として、例えば、陸上グラウンドを整備することが、さきの基本原則にかかわらず、周辺地域を含めた利用を見込み、あるいは地元の発展への寄与が大きいとかいう発展計画の中における位置づけ、理由づけが明確であれば説得力がありますけれども、その点の検討がどのようにされているのかということが気になっているわけです。その点について、市長、いかがでしょうか。

市長（金子健次君）

クリーンセンター跡地整備につきましては、地元の要望であるとお答えをいたしました。しかし、それだけではなくて、このことについて、陸上のグラウンド、100メートル走、そしてまた、トラックをつくることによって、周辺からの人たちもおいでになるというふうに

思っています。そういう面では、多目的に利用することによって、そこにたくさんの人が利用できると。あえてこれは過疎地域持続的発展計画につながっていくというふうに私は思っています。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

市長がそのようにお考えであればいいのですけれども、やはり過疎債が使えるからこういう事業をやろうとか、そういうふうに単発、あるいは散発的なことではなくて、持続的発展計画の中に市の方向としてこういう方向がある。その中にクリーンセンター跡地利用もこのように位置づけて、過疎地域の持続的発展に寄与するような、そういう方向をつくっていきたいとか、そんなふうな持続的発展計画ときちんと位置づけて出されておかないと、ああ、過疎債が使えるからいいのか、そんなふうな金の使い方を柳川市はするのかということでは市民の方も十分納得できないのではないかと思います。そういう点を申し添えて、この点についての……（発言する者あり）さらによろしいですか。じゃ、お願いします。

市長（金子健次君）

まさに新谷議員が言われるような形で、そこにあるからそれを使うんじゃなくて、あるから使うんですけれども、実際はそこにまた人が潤ってたくさん来て、過疎債の対象の持続的発展につながっていくという計画の下に今発言をしておりますので、そのことは十分新谷議員の言われるような形の内容と同じでございます。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

了解いたしました。よろしくお願いします。

次に、観光政策について、今現在、掘割と観光の共生のあり方検討委員会が進められておりますけれども、これについては今年3月議会にも一度質問をしました。現在の進捗状況についての説明をお願いします。

観光課DMO推進室長（川原洋一君）

新谷議員の御質問にお答えいたします。

柳川市掘割と観光の共生のあり方検討委員会の事務局長を仰せつかっておりますので、私のほうから答弁いたします。

まず、この委員会は、市内における掘割を活用した観光の効果や課題等に関し、様々な見地から検討しまして、多くの方々と共に考え、これからの掘割を活用した持続可能な観光の在り方について検討することを目的としており、27名の委員に参加いただいております。

議員お尋ねの進捗状況でございますが、これまで5回にわたり委員会を開催しております。

1回目と2回目の委員会では、これまでの観光の基礎調査分析とともに、コロナ禍で観光を取り巻く状況が大きく変わっているところでございます。そういう中で、掘割の成り立ち

と柳川観光の起こり、柳川観光の現状と課題を説明するとともに、国の持続可能な観光への取組や九州、福岡における今後の観光施策の事例共有、また、柳川市が目指す観光の将来像の共有などを行いまして、議論をいただいたところでございます。

次に、3回目の委員会では、多くの声を取り入れるために、市民と観光客の皆様を対象にアンケート調査を実施しまして、分析結果を報告し、議論いただいたところでございます。

そして、第4回目と5回目の委員会では、各論に入っていくための課題の抽出及び選定を行ったところでございます。その中の課題としましては、8月17日に開催しました第5回検討委員会におきまして、1つ目に、水郷柳川の文化に関すること、2つ目に、景観、環境、地域への配慮に関すること、3つ目に、観光の経済効果に関すること、以上3つのカテゴリーに分けまして、13の課題を選定したところでございます。

なお、次回からは、委員会と別に選定した課題を解決するための方策を検討するに当たりまして、掘り下げた議論をより効果的かつ効率的に行うため、委員の皆様には3班に分かれていただき、2回の分科会を開催しますので、その中で議論を重ねていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

分科会の段階に入っているということで、その分科会のカテゴリーが水郷柳川の文化に関すること、景観、環境、地域への配慮に関すること、観光の経済効果に関することというふうにありますけれども、この水郷柳川の文化に関すること、あるいは景観、環境、地域への配慮に関することという、3月議会で触れました柳川市内にある38か所にも及ぶ歴史的庭園について、これは深く関係しているのではないかと思いますけれども、分科会での歴史的庭園についての検討というのはどうでしょうか。

観光課DMO推進室長（川原洋一君）

議員御指摘の歴史的庭園につきましては、先ほども答弁いたしました今後分科会で取り扱いますカテゴリーの中の水郷柳川の文化に関することが主な部分になってこようかと思えます。

このカテゴリーの課題の内容としましては、次世代の掘割文化の継承、市民や観光客が掘割に親しむ機会や親水空間の創出、市民協働による掘割の価値の再発見・創造というふうになっております。

この委員会は、ハード事業ではなく、ソフト事業を検討していただく委員会であることをこれまで委員の皆様にも申し上げてきたところでございます。また、今後開催いたします分科会は、委員の皆様方に課題について検討いただくものでございますので、事務局としましては、委員の皆様方からいただいた意見につきましては幅広く吸い上げていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

5 番（新谷信次郎君）

先ほど申しましたように、分科会も、水郷柳川の文化に関する事、さらにはその中の課題として、次世代の掘割文化の継承、市民や観光客が掘割に親しむ機会や親水空間の創出、市民協働による掘割の価値の再発見・創造、いずれも歴史的庭園が関与するのではないかと、いうふうに思います。

今年3月から有明新報に「水郷柳川おにわ巡り」がシリーズとして掲載されています。市民の方の関心も高まっているのではないかと思います。その7回目に椿原町の津留邸庭園が紹介されています。この庭も掘割より治水、池の水を引き込んでいるお庭ですけれども、城堀沿いの石垣や汲水場は江戸期の石垣がそのまま残されています。川下り最初の名所である柳川城水門を出てすぐ右側に津留邸があるのですけれども、その掘割の水を引き込んだ庭や江戸期からの石垣、汲水場を紹介すれば、観光客にとって一段と川下りの歴史と伝統を味わうことができるのではないかと、いうふうに思います。

今年3月議会、先ほど申しましたように、一般質問で柳川市の文化財保護と観光政策、水郷柳川の掘割の水を引く歴史的庭園を取り上げましたけれども、今後、水郷柳川の名勝指定の検討をするという市長の答弁もありました。ぜひ積極的な検討に今後も取り組んでいただきたいと、思います。その点について、最後、市長の見解があればお願いしたいと、思います。

生涯学習課長（新開文隆君）

市内には掘割の水を活用した庭園が複数存在することは把握しておりますし、その中には名勝水郷柳河^{すいきょうやながわ}への追加指定の可能性のある庭園、また、個々の庭園が庭園群としての文化財への指定等を検討するに値する庭園もあると考えております。

現在、この庭園群につきましては調査研究を行っておりますが、今後、名勝水郷柳河^{すいきょうやながわ}への追加指定や庭園群などの文化財指定等、また、その他の手法による保存、活用ができるよう、所有者との協議、関係機関との連携に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

5 番（新谷信次郎君）

最後に、この歴史的庭園の所有者の方は高齢化が進んでおまして、既に廃園というか、更地になっているとか、あるいはひょっとしたら売りに出されるのではないかと、いうような話も端々に聞いております。そういう点でいうと、そんなに検討の時間があるというわけはありません。

それで、今日の一般質問において掘割と観光の共生のあり方検討委員会において歴史的庭園の検討がなされないか、あるいは3月議会で答えられた水郷柳川の名勝指定、そういうことについての検討ですね、課長のほうも今後とも取り組んでいくというふうにおっしゃられましたけれども、先ほど申しましたように、時間的な余裕というのもそんなにはない。それで

あるならば、せめて先ほど申し上げた柳川城門のすぐ右側にあります津留邸1か所でも具体的に柳川市として市有地として取り上げて、そして、観光客にも城門をくぐったすぐそばにそのように優れた歴史的庭園があるということを認識していただければ、今後の柳川の観光にとっても大きな歴史的価値を加えるのではないかというふうに思いますので、ぜひとも検討を急ぎ、そして、積極的に進めていただきたいということを訴えまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして新谷信次郎議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午後1時 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、15番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

15番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、からたち文人の足湯について質問します。

前回の6月議会でも質問させていただきました。おかげさまで、その後、足湯を再開していただきました。多くの皆さんから喜びの声をもらいました。

そこで、伺います。

なぜすぐに再開できたのか、お答えください。

あとは自席にて質問をいたします。議長のお取り計らいをよろしく願いしまして、壇上からは終わります。ありがとうございました。

観光課DMO推進室長（川原洋一君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

6月議会におきまして、矢ヶ部議員よりからたち文人足湯の件につきまして御指摘をいただきました。市としましては、足湯の再開に向け、泉源地のタンクのお湯の量が不安定であったことから、足湯を再開するためには、一定の湯量を確保した上で、終日ではなく時間を区切った利用再開が他の温泉供給施設に与える影響が最小限にとどまるのではないかと判断したところでございます。

そこで、しばらくの間、足湯を休止していたこともあり、6月30日にまず足湯の通水試験を行うとともに、レジオネラ菌などの水質検査を行いました。7月8日に水質検査の結果が分かり、異常がなかったことから、湯量確保のために、7月11日に温泉を供給しております

旧かんぼの宿であります現在の亀の井ホテル柳川、医療法人社団高邦会が経営します介護老人保健施設水郷苑、柳川市総合保健福祉センター水の郷の3施設に、それぞれ日量3トンから5トンの温泉節水のお願いに伺ったところでございます。そして、7月12日より利用時間を午前11時から午後3時までとし、からたち文人足湯の再開をしております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

答弁を聞いておりますと、修繕が終わって再開できたのではありませんと。ならば、いつから業者に調査を依頼したのか。原因究明はどうだったのか、お答えください。

観光課DMO推進室長（川原洋一君）

原因究明につきましては、足湯利用の再開とともに、調査依頼の準備を進めながら、7月に市内水道配管業者3社に温泉配管調査業務の見積徴収を行いました。市の設計金額と開きがあったため、契約に至らなかったところでございます。

そこで、設計内容を見直し、再度見積徴収を行いました。ここでも契約に至りませんでした。そのため、最低価格を提出した見積業者と交渉を行いまして、契約が整ったところでございます。

したがいまして、原因調査につきましては、これから早急に行いたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

そしたら、完全復旧の見通しはどうなるのか、お答えください。

観光課DMO推進室長（川原洋一君）

先ほども申し上げましたとおり、温泉配管調査業者との契約を終えておりますので、早急に調査を行うとともに、原因究明に努めまして、早期復旧を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

早急に調査をすると言いましたが、簡単に原因究明というのはできるのか、その辺の見通しが分かればお願いいたします。

観光課DMO推進室長（川原洋一君）

現在、市内温泉施設の供給元であります泉源地のお湯をためるタンクの量でございますけれども、6月に矢ヶ部議員より一般質問いただいたときよりも一定の回復を見せております。これから取りかかります温泉配管調査業務で異常がなかった場合、タンクのお湯の量の推移を見ながら、早ければ年内にも再開をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

年内にはどうにかなるだろうということですね。さらに、ひとつ一日も早く完全復旧がきますように心からお願いいたしまして、この質問は終わります。

次に、2番目に入ります。

今日の毎日新聞にも載っておりましたが、人口減の歯止め策はについて質問をしますが、柳川市は2005年3月に柳川市、大和町、三橋町の1市2町が合併をしました。早いもので17年が過ぎました。

そこで、質問しますが、合併当時の旧市町別の人口を教えてください。

企画課長（池末勇人君）

では、矢ヶ部議員の御質問にお答えをしたいと思います。

合併当時の2005年、平成17年3月末の人口ですけれども、旧柳川市で4万929人、旧大和町が1万7,178人、旧三橋町が1万8,017人で、合計の7万6,124人となっております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

繰り返しますが、合併当時は旧柳川市が4万929人、大和町が1万7,178人、三橋町が1万8,017人で、合計の7万6,124人だったと。

そこで、比較をしやすいように、丸17年後、つまり本年3月末日の人口はどうなったのか、旧市町別の人口を教えてください。

企画課長（池末勇人君）

それでは、本年3月末の旧市町別の人口をお答えしたいと思います。

まず、旧柳川市が3万3,192人、旧大和町は1万3,623人、旧三橋町が1万6,751人で、合計の6万3,566人となっております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

本年3月末の人口は旧柳川市が3万3,192人、大和町が1万3,623人、三橋町が1万6,751人で、トータルで6万3,566人になった。つまり旧柳川市はこの17年間の間に7,737人減っています。大和町は3,555人減っています。三橋町は1,266人減っています。つまり合計で1万2,558人減りましたという、1つの町よりもちょっと少ないですけども、それだけ17年間のうちに減りましたということ。

日本では子供の数が41年連続で減り続けていると報道されております。当然それに比例いたしまして人口が減っておるわけですが、そこで、質問します。具体的な歯止め策をどうされてきたのか、伺います。

企画課長（池末勇人君）

それでは、お答えをしたいと思います。

議員お話のように、国内の多くの自治体は人口減少に悩んでおりまして、過疎地域の指定も全国の半数以上の自治体が対象となっておるといような状態です。

本市におきましても、昭和35年をピークに60年以上人口が減少しているといった状態でございます。このため、過去からいろいろな歯止め策を行ってきておりまして、近年では移住・定住を目的とした事業といたしまして、市内の中古住宅を売りたい人や貸したい人に対して、買いたい人や借りたい人とマッチングする住まえるバンク制度、また、柳川市へ移住の検討をしている人への移住体験施設もえもん家の活用、また、市内の住宅を取得した45歳以下の人に50千円の商品券を配付いたしますり - 45マイホーム取得支援事業、特定の業種に就職されました東京圏からの移住者の方に対して最大1,000千円を支給する移住支援金、39歳以下の新婚世帯が住宅を取得する際、上限300千円を交付いたします新婚世帯マイホーム取得支援事業などを行ってまいりました。しかしながら、急激な人口減少を食い止めるということまで効果はまだ出ていないところです。

今後の歯止め策といたしましては、もう少しターゲットを絞った対策が必要だというふうに考えております。その具体策を検討するために、7月下旬から柳川市の未来を描くというテーマで市民によるワークショップを3回開催しております。また、8月4日には大和町区長会が開催されました過疎計画の研修会にも参加をしてきております。

これらのワークショップや研修会の中で出た意見といたしましては、柳川の基幹産業である農漁業への後継者育成や空き家・空き地の活用、誰もが集まれる交流の場づくり、柳川の魅力の積極的な情報発信、学校跡地の活用など、様々なアイデアや意見が出されております。こういった市民の皆さんから出た意見を移住・定住に向けた庁内の連携会議で検討をし、人口増につながるような施策を実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

確かに特効薬はありません。今、私が答弁を聞いておりまして、柳川市が60年以上人口が減り続けていると聞いて、本当に驚いております。60年間ずっと減ってきたというわけですね。

それで、今度また新しい議会と変わるわけではありますが、執行部と議会がやっぱり両輪となって、人口増よりも、いかにして人口を維持していこうかと、それに向かってお互いが進めていくことを心からこいねがいで、次の質問に入らせていただきます。

3番目の質問に入ります。

川釣り人のマナーの悪さで迷惑しているがという項に入ります。

特に、文化会館北側の川ベリがひどいという声を聞きます。恐らく市にもこのことで苦情が上がっていると思いますが、そこで、質問します。どうでしょうか、お答えください。

生活環境課長（野口貴光君）

矢ヶ部議員からの御質問にお答えさせていただきます。

本年7月、市民文化会館付近のアパートに居住されている方から釣り人のマナーについて相談がっております。その内容といたしましては、民有地内への無断侵入などに関することでしたので、犯罪になる可能性もあることから、警察署にも相談するよう助言するとともに、アパートの所有者にも連絡をしております。

また、2年前にも当該水路を管理する柳川みやま土木組合へも苦情があっているということでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

2年前にも柳川みやま土木組合へ苦情があっているという答弁でございました。

このことで、これ以外のところ、つまり文化会館北側以外のところからの苦情はなかったのか、伺います。

生活環境課長（野口貴光君）

ほかの場所から苦情はないかという御質問でございますが、三橋町の垂見地区や大和町六合地区など、大きな幹線水路がある部分については相談や苦情が毎年四、五件程度寄せられているところでございます。その内容についてですが、釣り人が放置したと思われる飲食物の不法投棄や迷惑駐車など、釣り人のマナーに関するところでございます。

また、昨年12月定例会において、白谷議員より釣り糸の放置など、釣り人のマナーについて一般質問をいただいております。その対策といたしまして、新たに釣り人をターゲットとした看板を作成し、設置することにより対応するというようにしております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

毎年四、五件の苦情が寄せられていると今答弁がありました。

文化会館北側の川べりの苦情ですが、あそこに看板があります。今言われるとおり、危ない、危険、入るなど。その看板を倒す。釣り人が倒すんですよ。どうですか、そんなことは聞きませんか。

生活環境課長（野口貴光君）

議員の御指摘された時点では把握をしておりませんでした。そのため、先日、現地を確認いたしましたところ、看板が3か所、特に問題もなく今のところ設置をされております。

今後、故意による看板の倒壊や破損等が確認された場合には、警察への通報や相談も含めた協議が必要となるというふうに考えているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

最初の質問で答弁がありました。民家を無断で通るとですよ、魚釣りげ来とるやっどん

がくさんも。これは不法侵入じゃ。日頃、毎日しょっとですよ。こんなことは、やっぱり過ぎていきますよ。個人の家に魚釣りげ来て、看板は倒す、そして、家の中には入ってくるわ。それだけではありませんよ。釣った魚を路上に捨てる。結果、臭いというわけですよ、夏場でもあるから。悪臭が漂うと。そんなこんなで大変迷惑をされております。

今日、昼の議員控室でも話があっていましたが、釣ったさおの系の切れたとで草刈り機の中に入ったり、農業機械に入ってから、それは往生するち。全部機械ば外してしまってから取らんと壊れるというわけですよ。そういうことで、非常に普通の民家の人たちも困っとる。お百姓さんも困っとる。恐らく過去に白谷議員がこの問題を質問されたと思いますが、確かにこういうことでは迷惑します。こんな声は上がっとらんですかね。

生活環境課長（野口貴光君）

先ほど少し申し上げましたが、釣り人のマナーに関する苦情や相談が毎年四、五件程度寄せられています。その内容についてでございますが、まずは1つ目が私有地への無断侵入や無断通過、2つ目がごみのポイ捨て、それから、3つ目が釣り糸や釣針など釣り具の放置、4つ目が迷惑駐車に関することとなっております。

釣った魚を放置することによる悪臭というものは、現在のところ生活環境課のほうには来ていないところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

どうですか、もういっそのことくさんも、川釣りは禁止にせんかんも。農業者を泣かせます。私はそこまでやるべきであると思いますが、御所見を伺います。

生活環境課長（野口貴光君）

生活環境課が様々な現場に赴く際によくお見かけするのが、一人静かに、あるいは仲間数人でマナーを守りながら釣りをされているというものを頻繁にお見かけします。大半の釣り人はマナーを守った上で魚釣りを楽しまれているように見受けられるところでございます。掘割を楽しむ、水に親しむといった観点からも、一部の釣り人のマナーの悪さをもって魚釣りを禁止するというのはなかなか難しいものではないかなと思っております。

しかし、一部の釣り人のマナーの悪さによって迷惑をされている市民もたくさんいらっしゃることは承知をしております。市としては、時間がかかるかもしれませんが、看板等を設置し、釣り人のマナーの向上を根気強く啓発していくしかないかなというふうに考えております。

なお、迷惑駐車については、警察に確認しましたところ、通報していただければ現場に赴き、移動を促すなど対応していきたいという回答をいただいております。生活環境課のほうも電話をいただければ現地に出向いて、注意、指導をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

何でん世の中そげんやっかんも。ほとんどの人が大体まともですよ。そん代わり、ごく一部のマナーが悪い人がおるからみんな困っとる、それが世の中でしょうが。何かあったら警察に言いますと言いますが、警察も今ばさら忙しかつですよ。なぜか、柳川警察署と瀬高警察署が一緒になった。広範囲になっとる。人間もほとんどおらん。そげんでしょうが。駐在所に行っても、今出とりますけんがら、ここに電話してくださいと、そういう状態ですよ。警察もすぐ来やせん。人間のおらんもんじゃけん、何でんかんでん合理化、合理化で。そういう世の中ですよ。柳川警察署ちは何の、熊本の境までですよ。そういう実態で、とてもやないが、市民の安寧を守るとか、そういうことはなっとらん。

だから、一人一人がやっぱり自覚せんなら。そん代わり、自覚せんめが。これが日本人の欠点じゃ。自分さえよかならよか。飲酒運転したらいかんぞち言いよるばってん、見てみんですか。公務員でも飲酒運転して、ああいうふうな事故が起こった。それさえいまだに直らんですよ。特に、飲酒運転、柳川、みやまは非常に多いというのが新聞にもいつも載ってくる、そういう状況ですよ。情けないですよ。それはやっぱりまず親が悪かけんがら、そういう状況になっとやなかやかと私は思う。いつも飲酒運転で逮捕されよっでしょうが。柳川市の人、誰々ち、いつも新聞を見ますけれども、これじゃ世の中は絶対によならん。やっぱりみんなが本当に当たり前の人間になっていかやん。柳川市はみんなよか人はおらんばってん当たり前の人だ、そういう柳川にしていこうやっかんも。せっかく17年前に柳川市と三橋町と大和町が合併した。ところが、こういう状況。私はもう本当に情けないと思います。

どうかこれから執行部と一緒にあって、よか柳川ばつくっていこうではないですか。そういうことを言いまして、最後の質問に入らせてもらいます。

最後は、マイナンバーカード普及が進んでいるようだがという質問に入ります。

最近の申請状況について、まずお答えをお願いいたします。

市民課長（乗富英一君）

矢ヶ部議員の質問にお答えします。

本年7月末時点の申請者数についてお答えします。

申請者数は2万7,329人となっており、前月から946人の増加となっております。申請率は42.0%となっており、前月から1.5%の増加となっております。

参考までに申し上げますと、現在行われているマイナポイント事業が本格的に始まる前の本年6月末までの1年間の月平均の申請者数は月380件となっております。そうすると、7月はその2.5倍の申請者数となっている状況です。

さらに、速報値ではありますが、8月21日時点での申請者数は2万8,905人で、8月1日からの21日間で1,576人の増加となっております。そういうことで、8月はさらに7月の約

2.5倍のペースで増加しているという状況です。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

今報告がありましたとおり、7月末時点で2万7,329人でありましたと。前月比にしますと946人増えておりますと。申請率は42.0%でございますと。前月比では1.5%伸びましたと。8月1日からの21日間では1,576人増えましたと。2.5倍になっておりますということであります。

そこで、伺いますが、マイナポイントをもらえるのは、なぜゆめか、トライアル、nanacoの3社だけにしたのか、お答えください。

市民課長（乗富英一君）

マイナポイント事業は、マイナンバーカードや電子決済の普及を目的に国が行っている事業です。現在、マイナンバーカードの新規取得で最大2万ポイントがもらえるマイナポイント第2弾が実施されており、もらえるマイナポイントについては、約90社のキャッシュレス決済サービスの中から選択できるようになっております。

現在、水の郷特設会場や市民課窓口などでマイナポイントの手続のお手伝いを実施しておりますけれども、議員がおっしゃるゆめか、トライアル、nanacoカードを使う方が多いため、職員が案内したものだと思われまます。もちろん3社以外でも選べますので、ポイント手続の際に職員の説明が悪くて誤解を招いたのであれば、今後、お客様の御意向をよく聞いた上で丁寧に説明するよう心がけてまいりたいと思います。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

いや、行った人は、いや、紙ばやらしたち。そして、ゆめか、トライアル、nanaco、3社の名前を書いてやらしたちというわけですよ。たまたまその人がnimocaば持つとらしたけんがら、これででけんかんもちいうたら、いや、それはでけんばんもち言わしたげなですよ。せんか指導のあるかいな。実際、再交付に行って、そして、帰ってきたら、サインばもろうとらんやったち。それで、またすぐ来てくださいちいうて、わざわざ自転車で رفتる人があるよ。やっぱりその辺が俺は何かぴしゃっとしとらんような気のしてならんがね。せっかくその人は柳川に住んどらんけん、よそから来て、住所はこっちやっだから رفتるわけですよ。暑かとき、自転車で帰ってきた。そしたら、すみません、サインばもろうとらんやったけんて。すぐもらいに行とっですよ、20歳未満で19歳ぐらいの人。やっぱりその辺が何かぴしゃっとどうもなとらんとやなかやっかち、その辺の教育ばせんといかんとやなかやっかち思いました。どうでしょうかね、その辺は。

市民課長（乗富英一君）

議員がおっしゃる記入漏れの件については、毎日、マイナンバーカードの特設会場の今日

の実績報告というか、それを職員からもらっております。今日はどうだったねということで話も聞いておりました、そういう事案が発生したということも聞いておりました。以降、こういうことがないように、皆さんで気を引き締めてやっていきたいと思いますということで、その都度話はしております。朝の朝礼とかでもそういう事案が起こらないように皆さん心がけましようということで意識啓発を図っておりますので、今後とも細心の注意を図りながら行ってまいりたいと思います。

マイナポイントの件でnimocaカードは使えないとか職員が言ったということですがけれども、それも再度職員にそういうことがないように、矢ヶ部議員からこういうことを聞かれているから皆さん注意してくださいということで職員のほうには伝えておりますので、今後そういうことがないように注意してまいります。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

考えてみんですか。この暑かつにはばんも、自転車で行ってばんも、ああ、手続が終わったけんよかったち思って帰ってきたら、すぐ電話があって、サインばもろうとらんやっただけん来てくださいち、失礼な話ですよ。自分たちが行かやこて、そういうのは。

話を変えますが、特に、高齢者はこれ以上カードを作るのは嫌だという声をお聞きします。

そこで、伺いますが、そういう人のためにポイントを家族や親戚に譲り渡すことはできないのか、お伺いいたします。

市民課長（乗富英一君）

マイナポイント事業は国の事業となっております、もらえるマイナポイントについては、原則、本人名義の決済サービスとなっております。ただし、未成年者の場合は法定代理人である保護者等の名義のカードにポイントをつけることができます。

御質問は高齢者の方とのことですので、マイナポイントは残念ながら本人名義の決済サービスしかもらえません。また、マイナポイントを家族や親戚の方へ譲り渡すこともできないようになっております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

これが9月末で打ち切られるということですが、なぜ9月末で打ち切られるのか、伺います。どうでしょうか。

市民課長（乗富英一君）

先ほどから申し上げておりますが、マイナポイント事業は国の事業となっております、対象者は9月末までにマイナンバーカードを申請した方となっております。また、7月の臨時議会で可決いただきましたマイナンバーカード取得者への商品券「柳川藩札」の交付事業につきましては、市民にマイナポイントを獲得してもらった上に併せて商品券も使っていた

だき、喜んでもらうことでマイナンバーカードの普及促進の機運を盛り上げようと実施しているもので、対象をマイナポイント事業と合わせて、9月末までにマイナンバーカードを申請した方としたところです。

議員御指摘のとおり、マイナポイントの付与や商品券交付の恩恵がなくなる10月以降のマイナンバーカードの申請については低調になってくるのではないかと危惧しております。市としましては、10月以降も申請者数を減らさないよう、出張申請などの強化を図るなど、何らかの対策を打ちたいと考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

今言われるとおりですよ。こう言えばなんですか、大方の人が、私が耳にするところ、今すっと20千円分のマイナポイントをもらえますよと、そいじゃいけん俺は行ったと。どうせ遊んどるけん、年金暮らしには20千円は大きかと、それが庶民の正直な声ですよ。

こうも聞きます。だから、私はさきの参議院選挙はNHKの受信料を払わない党に入れたと。NHKの受信料を払わんでよかなら、それは助かるもん。こんなことになれば、もう世の中が、将来は税金を払わない党ができるかもしれませんよ。そげんなったらどげんするかも。税金を払わんちゃよか党に入れましたちいうなら。

今おっしゃったように、9月末で打ち切られたら、やっぱり私は正直普及率がたっとダウンすると思います。果たして政府がやる餌でつる行為、私はどうかと危惧いたします。

将来、しっぺ返しが来んように願ひまして、今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時37分 休憩

午後1時48分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、8番立花純議員の発言を許します。

8番（立花 純君）（登壇）

皆さんこんにちは。8番、自由民主党柳誠クラブ、立花純でございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従ひまして質問をさせていただきます。

質問に入らせていただく前に、近年、マスコミや専門家を通して2030年問題を題材とした記事や取組をよく聞くようになりました。日本の総人口が現在の1億2,550万人が8年後の2030年には1億1,600万人までに減少する推計が社人研より報告されています。2060年には

8,600万人まで減少するとも報告されています。

それでは、柳川市の総人口ではどうなるのでしょうか。先ほど矢ヶ部議員からもいろいろ御質問がありましたが、今年4月時点での総人口は6万3,500人です。8年後の2030年には5万5,600人、2060年には3万2,000人まで減少すると予測されています。また、柳川市における65歳以上に当たります老年人口も令和2年をピークに減少に転じ、全ての年齢層で減少が予測されます。本市の労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の生産年齢人口の割合も激減していき、このままでは22年後の2045年には柳川市総人口における割合が50%を切ると予測されています。今後、柳川市の大きな課題であり、問題は、ずばり担い手の育成や確保であると言えます。

皆さん、5年後、10年後の自分や御家族の姿を想像したことはありますでしょうか。これからの日本や柳川は、気候変動、人口減少などから今までにない様々な事案や大きな問題に直面すると予測します。私は今までの常識が通用しなくなる時代が来ていると感じております。今のままでは明るい展望が見えてきません。何をどう行動していくのか、この流れを変えるには、今、真剣に立ち向かわなければなりません。

未来の柳川は今の子供たちによってつくられます。次世代を生きる子供たちへよりよい形でバトンをつないでいくことが我々大人たちの責任であるとともに、消滅可能都市、地方創生、過疎地域など、いろいろ言われる本市ですが、持続可能な社会を目指し、それぞれの置かれた立場の人間が日々努力、実践しなければなりません。

そこで、今回の一般質問では、老いも若きも希望に満ちた未来を見据えたまちづくりにつきて、4つの項にわたって質問をさせていただきたく思います。

詳細質問は自席より行わせていただきます。議長のお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

8番（立花 純君）続

それでは、第1項めです。生きる力を育てる教育について質問をさせていただきたいと思えます。

変化の激しいこれからの時代の子供たちは、生きる力を備えることが重要となります。そのためには、知徳体をバランスよく育てることが最も大切です。本市の児童・生徒の傾向をお聞かせください。

学校教育首席指導官（野田真功君）

立花議員お尋ねの本市児童・生徒の知徳体の傾向についてお答えいたします。

まず、知、学力についてでございます。7月末に公表された令和4年度の全国学力調査の結果によりますと、小学校は全国平均を明らかに上回っております。中学校は残念ながら全国平均には届かなかったものの、経年的には向上しているところでございます。

次に、体、つまり体力については、昨年12月に公表された令和3年度の全国体力・運動能

力調査の結果によりますと、小学校、中学校ともに全国平均を明らかに上回っております。

最後に、徳についてでございます。これについては全国的な調査等がございませんので、具体的な数値を示してお話しすることができません。しかし、私どもが学校を訪れたときの子供たちの挨拶や学習中の様子、また、問題行動の報告事例等を見ますと、よい方向に向かっていているというふうに捉えております。

以上のように、学校はもちろん、保護者、地域の皆さんの御努力によりまして、本市の子供たちは知徳体がバランスよく育成されつつある状況ではないかというふうに考えております。

今後も柳川の未来を担う子供たちのより一層の成長を目指して、努力を続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

8番（立花 純君）

ありがとうございました。知、学力の分ですね、小学校は過去から県内でも非常にレベルが高いと聞いておりました。中学生も若干劣るが、頑張っって向上してきているということです。徳につきましても、数値では表せませんが、しっかり伸びていると。この知徳体は柳川の教育ではバランスよく保たれているということですね。

私は実はコロナ禍になりまして、この3年間、体のほうですね、体力が多分子供たちは落ちているんじゃないかなというふうに予想していたんですが、ところが、今御報告がありましたとおり、しっかり体力は保持されているということが聞いて、安心をしたところでございます。

ちょっと変わりますが、先ほど来の一般質問でも出ていましたが、今回の全協でも話があり、先ほどの質問でもありましたクリーンセンターの跡地活用、市長の英断でこの施設をグラウンドというか、スポーツにいそしめるスポーツ施設に提案していただいたということは本当に私はよかったなと思っています。

3月議会でも文化会館の底地となった元市民グラウンドの跡地を早く実現してくださいと、改めて市民からの要望ということで御提案、お願いをしたわけですが、東宮永の方たちの同意と思いと、そして、柳川市の過疎地域の様々な施策の中でそういうふうに御判断されたことはよかったと思います。

私がよかったというのは2つあるんです。1つは、柳川の小学校の6年生、これは6年生で唯一計画されている体力の発表会があるんですね。運動会じゃありません。これが過去を見ましても、三橋グラウンドであり、大和中学校のグラウンドであり、そして、今は大牟田市の御大典記念グラウンド、あそこにバスをチャーターして行かれているんですね。柳川市にいながら、なかなか子供たちが体力を発表する場がなかった。今回はそういう施設ができることによって、まさしく教育的配慮のたまものかなと私は思います。本当にこれから小学

校は6年生を中心に体力発表の場、そして、中学生は中体連で運動、陸上、そして、様々なスポーツにいそしむ子たちの拠点の整備という形で使っていただければいいし、もう一つは、健康寿命です。柳川市民全ての方が健康であることが、また、スポーツをすることで健康になり、社会保障費の抑制にも私は大きく寄与するのかなというふうに思います。本当に市長ありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。

コロナ禍で学校や先生方の御負担は非常に大変であったかと思いますが、児童・生徒のストレスも相当大きなものであったと考えられます。子供たちは親や先生方の言うことに従い、この3年間過ごしてきました。将来、コロナ世代の子供たちと言われないような御指導とケアを常に心がけて御指導をお願いしたいと思います。

次の質問に参ります。

以前から御提案をしていました柳川市先進教育都市宣言の制度実現については、現在どのような状況でしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

立花議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この先進教育都市宣言につきましては、令和2年9月議会において議員より御質問をいただき、市長、教育長からともに、ありがたい御提案であり検討を進めるというふうに答弁がなされているところでございます。これを受けまして、教育委員会のほうで検討を進めているというふうな状況でございます。

なお、本年1月に開催をされました本市の総合教育会議におきまして、たたき台を基に少し議論をしていただいたところでございます。今後さらに議論を深めまして、実現に向けて努力をしたいというふうに考えております。

さらに、この件につきましては、学校教育のみならず、市全体での方向性を示すものになることから、市長部局を含め、十分協議をしながら進めていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

8番（立花 純君）

ありがとうございました。会議も行われて、少しずつですが、進展しているということでございました。

ちょうど2年前の9月議会におきまして、先進教育都市宣言制定に向けての御質問をさせていただきました。誰しも予想できなかったコロナ禍での授業では、学校、保護者、子供たちは大変混乱や不安を抱えて過ごしました。ところが、現在は学校、保護者、子供たちへのパソコンをはじめとする科学技術を一挙に受け入れた格好になっていると思います。学校だけではなく、我々の仕事や生活面においてもデジタル化が加速したと感じております。

教育の現場におきまして、必要か否かと迷っている間もなく、デジタル化が一気に浸透し

たと思います。学校はオンライン授業への対応を急ピッチに進め、現在に至っていると思いますが、当事者の子供たちは、思いのほか、この環境に順応していると多くの保護者よりお聞きします。

そこで、OECDの加盟国を対象に、自己学習意識に関するアクティブ・ラーニングの設問があり、自分自身の信念がより学習への意欲を高めると回答した生徒の割合や学習を何らかの方法で自分自身管理していると回答した生徒の割合が、全加盟国中、日本は最下位という結果が出ています。一方で、学習に一生懸命取り組む場所は学校と捉えている生徒も多いという結果が出ております。学校が閉ざされた環境等で、自ら目標を定めて学習を計画的に管理することが苦手な日本の子供たちが非常に多く、世界の子供たちと比べて劣っている結果ともなっています。

私はこれからの次代を担う子供たちには画一的な教育ではなく、柳川ならではの教育を創造していくことが今後は必要になると考えます。これからの次代を担う子供たちは自己肯定感を高め、自分で考え、決められる力が身につく人材を育成しなければならないと強く思っています。

また、子供たちの学びを追求するだけでなく、高齢者向けの生涯学習の機会を創出することもこれからの時代では重要と考えます。生涯学習は個人の楽しみや自己のために行われるとともに、今後の生きがいの源にもつながると考えます。もう少し詳しく言うと、高齢者が日常生活で直面する様々な課題などを的確に解決する考えやすさを学びから身につけていただくことで、より豊かな人生を送るための役割にもつながると思います。また、生涯学習を通じて元気で魅力ある高齢者になり、地域が抱える諸課題の解決に向けて御活躍いただくことが期待されます。

ただし、そのような学びに興味を持っていただき、実践していただくには、その仕組みづくりの構築がとても重要だと思います。ぜひ執行部の皆様方におかれましては、参加するじゃなくて、本当に学びたくなるような環境整備を構築していただきたいと思います。

古いも若きも希望に満ちた未来に向けた学びこそが本市の今後重点的に取り組んでいただきたい施策であります。改めまして、柳川市先進教育都市宣言の制定をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問です。

柳川の未来を担う子供たちについてのお考えをお聞かせください。

教育長（沖 毅君）

立花議員の御質問にお答えいたします。

柳川市の未来を担う子供たちについての考えをとということですが、その前に、立花議員の今までの柳川市先進教育都市宣言の御提案にも表れておりますとおり、教育に関する情熱に対しまして深く敬意を表するところでございます。

さて、本市の子供についてでございますが、議員もおっしゃっておられますとおり、これからの柳川市を担っていく人材であり、さらに、この国を背負い、また、世界で活躍することのできる人材を輩出していけるような教育を行っていかねばならないというふうに思っています。

本市の小・中学校では、まずは基礎学力の定着を目指すとともに、もちろんのことでございますが、今、議員からありましたとおり、自己学習能力と申しますか、自ら目標を設定し、自分で管理して学習を進めていく能力、また、そういう学習に加え、ふるさと柳川についても学習に取り組み、郷土愛を育むということで、この3つを重点に人材を育成していくように努めているところでございます。

これからも学校再編等にも取り組んでまいります。本市の児童・生徒に対しまして、充実した教育環境を整えていく中で、今申しました基礎学力、自己学習能力、また、郷土を愛する心、こういうものをじっくり育成していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

8番（立花 純君）

教育長自らありがとうございました。

これからの世の中で必要となる人材は、やはり先ほど言ったように、自分で考え、自分で答えを見つけ出し、そして、きちっとサジェスションというか、自分で意見を言える、そういう人材を求められています。柳川市は義務教育です。6年、3年、この9年、15歳までが一応柳川市の教育委員会が担っていらっしゃるんですが、実はここ3年、4年ぐらい前から、高校もさることながら、大学受験の考え方、そして、その先にある将来像を担う人材の流れが変わってきています。端的に言えばAO制だとか、要するに自己評点を自分で申請して、大学受験で自分をアピールして、面接を受けて合否を決める、そういう総合評価制度ですね、そういった大学受験にも変わってきています。今までのよい高校に行って偏差値を上げてということも大切ですが、半分ぐらいの大学受験ではそのような大学の選考に変わってきております。そして、それまでに培った、小学校、中学校、高校までに培ったそのスキルを大学で専門的に学び、社会人になるときにはある程度個が持っている能力を持っていないと採用にまでいかない、そういう時代に今なってきていると聞いています。要するに研修制度というのは技術職以外はなくなっているということです。非常に我々、私もまだ高校生を持つ親ですけども、赤裸々な話を聞きますと、ちょっとついていけない部分もありますが、世界の潮流、これからの人材を求める企業とか世界は本当にすごいスピードで変わっているということを念頭に、柳川教育もさらなるバージョンアップをしていただきたいと思います。

それでは、2つ目の項です。創意と工夫で産業、経済を強くする試みについてお尋ねしたいと思います。

柳川農業の次世代の取組として、花卉栽培の提案を今回させていただきたいと思います。

柳川観光の名所として知られています城内地区の椀島菖蒲園、中山地域の藤棚の花、両開地域のひまわり園は毎年多くの観光客が訪れます。川下りをしながら楽しむショウブの観賞は風情があります。藤の花の匂いは癒やしを与えてくれます。ヒマワリの大きく明るい姿や景色は見る者に元気や温かさを与えてくれます。市民の方々も毎年楽しみにされ、観賞に訪れる方も多くいらっしゃると思います。

実は私の住む行政区の取組として、7年前より花植え運動を毎年行事として取り組んでいます。行政区の市道沿いの植え込みに花の苗を地域の皆さんで植え、育てています。コロナ禍の中でも地元住民同士のコミュニケーション力向上にとっても役立っていると感じております。短時間で作業ができ、高齢者でも体力的に負担が少ないこともよいと言われます。また、日々の生活の中で花の成長を観察する楽しみもあります。場所柄、散策を楽しむ観光客や市民からも好評であります。今後も地域の方からはこの取組を継続したいとの意見がほとんどです。改めて花が持つポテンシャルは奥深いと考えるところです。

実は花を題材にまちおこしに成功した自治体を紹介させていただきます。北海道恵庭市です。花と水と緑に彩られた都市環境づくりに積極的に取り組んでおり、毎年、個人に庭を開放したオープンガーデンには全国各地から見学者が訪れ、交流人口が確実に増えています。花を活用した公園整備、花のイベント開催などがガーデンシティを全面的に出して、幅広い年代の定住化促進にも成功されております。

次に、その成果として、本市の人口統計と比較してみますと、先ほどもお話が出ていましたが、合併した平成17年からちょうど17年たちますが、柳川市は約1万2,000人も人口が減少していますが、恵庭市はこの17年で2,700人人口が増加しています。また、それまで年間40万人から50万人程度であった観光客が倍以上の130万人まで増加したことが地域経済の底上げにつながっていると聞いております。本市と一概に比べることはできませんが、1年のうち半年が雪の中に埋もれている恵庭市の現状を考えると、このガーデンシティ構想には興味が湧きます。

さて、今回は柳川農業のさらなる底上げ策と観光資源とした長期ビジョンの下、花卉栽培の取組を提案させていただきます。

市内の農地を活用した花卉栽培を推し進めることにより、若手の新規営農者が増えることが期待できます。柳川産の花を地域資源として作り、それらを、例えば、川下りコース沿いを花いっぱいにしたり花公園を整備するなど、四季の花々を市民の皆様と共に育むまちづくりは夢があり、ガーデンシティ構想が根づけば、柳川観光の新たな資源として好循環な取組となります。また、様々な年代層の定住化や地方創生にもつながると考えます。

行政がプランを示し、それを市民や営農者が主導し、さらに、団体や企業が後押ししたまちづくりは実現可能な取組と考えます。まさに好循環なまちづくり、そして、SDGsにも

つながる策だと考えます。このような取組はいかがでしょうか。

農政課長（木原隆文君）

立花議員の御提案について、まず現状を御説明いたしますと、現在、柳川市内での花卉栽培の農家は9戸でございます。花卉の品目としては、トルコギキョウなどの切り花、観葉植物などで、出荷先は福岡、久留米、佐賀、東京、大阪などの市場に出荷されています。

花卉は常に市場バランスや景気に左右されやすく、特に、令和元年末からのコロナ禍では社会生活やイベントが大きく制限され、その結果、花の売上げが大きく減少し、経営が大変厳しくなった経緯があります。そのため、米、麦、大豆など他品目を組み合わせた複合経営をされている花卉農家がほとんどであります。

また、市内の花植えなどの活動については、市内の各行政区などで御協力いただいております緑の募金の浄財で、行政区、公民館、学校などで公共的な場所へ植樹や花植え活動が行われています。令和3年度の実績は、植樹を16か所で273本、緑化、花植えを90か所、2万5,501本、延べ106団体が実施していただいております。このほかにも農地・水・環境保全委員会での花植えなどが行われております。このように、花植え活動、緑づくりに関する市民のマンパワーは十分にそろっているのではないかと思います。

立花議員が提案される花卉栽培の取組提案については、大変前向きなすばらしい提案であると思いますが、花卉農家を取り巻く情勢が厳しい中、営農を始めるには慎重な検討が必要であると考えます。

そして、柳川産の花を地域資源として作り、市民協働で花植えなどの環境整備を行う取組については、その仕組みづくりを今後研究していく必要があると考えます。

以上でございます。

8番（立花 純君）

ありがとうございました。

実は先日、JAさんのほうにお伺いして、この花卉栽培のことについて意見交換させていただきました。直接JA柳川さんに加盟している花卉栽培農家はいらっしやらないということなので、詳細情報等は持ち合わせないという御回答ではございましたが、今、課長がおっしゃったこともよく理解できますが、お隣の八女の電照菊さんだとか、要するに冠婚葬祭を機軸にした花卉栽培というのは、この御時世、非常に影響があったかと思いますが、先ほど来言っていたガーデニングだとか、そういったまちおこしに使うような、四季を感じるような花ですね、ホームセンターに行ったら売っているじゃないですか、1株100円とか。ああいうものを花卉栽培の品目として取り組むタイミングは非常に大切かと思いますが、そういうことから一つの新規営農の起爆剤にできたらどうかなと思います。

調べたところ、イチゴだとか、そういうハウス栽培に国からも補助金が出ています。花卉栽培の業界にも同じようなメニュー、そして、同じような交付率の交付金、補助金もあるよ

うでございますので、あとはきっかけづくりをどうするかと今おっしゃいましたので、また仕組みづくりですね、これからもぜひ前向きに検討して、お取組をお願いしたいと思います。

じゃ、次の質問に入ります。

スポーツツーリズムの取組についてです。

この質問は、私が平成29年9月の議会で一般質問をさせていただきました。その流れでありますので、よろしくお願いいいたします。

最初に、柳川市おもてなしマラソンは次年度よりむつごろうランドで開催計画が決まったと聞きましたが、その狙いをお尋ねします。

生涯学習課長（新開文隆君）

立花議員の御質問にお答えいたします。

マラソンコースにつきましては、当初より柳川で開催するなら柳川らしいコースをと、国の名勝指定を受けた沖端地区と堤防沿いをコースに取り入れておりました。しかしながら、沖端地区では今年度より複数年をかけまして水路や道路等の様々な整備工事が行われるため、コースの変更をいたしました。

新しいコースを検討する中で、新たな観光拠点として整備されたむつごろうランド周辺の道路や橋梁などを走るコースで開催することにより、柳川観光の新たな魅力を知っていただく機会になればと思い、会場を決定した次第です。

以上でございます。

8番（立花 純君）

ありがとうございました。私は本当によかったと思います。第2のエンジン、このむつごろうランド、ここはいろんなポテンシャルを秘めていると私は思っておりました。足しげく通わせていただきましたが、やはり広大なあの敷地で、解放感いっぱいなところでマラソンをする。矢部川大橋を渡って、443号バイパス、大牟田川副線ですね、この往路を楽しみながら、有明海の潮風を感じながらするマラソンだとか、本当に柳川ならではのマラソン大会になるかなとイメージするところでございます。

新たな観光地づくりの中核拠点であるむつごろうランドでの開催は、マラソンに参加をされる方をはじめ、選手の応援に同行される御家族などと一緒に、整備をされている体験型観光や地域の観光資源を大いに楽しんでいただけることで総体的な満足度の向上につながると考えます。と同時に、リピート率が格段に上がると考えられます。そうしたことで、柳川市の大きな宣伝にもなり得ると考えます。

また、一年を通してスポーツと観光を融合した取組ができる拠点となると考えています。具体的に申し上げますと、整備された駐車場、クラブハウス、グラウンド、整備された道路や橋梁、すばらしい有明海の景色があります。また、スポーツ競技として、今はやりのロードバイクとランを組み合わせた冬場のデュアスロン大会や夏場のアクアスロン大会、トライ

アスロン大会などの開催など、地の利を生かした柳川版スポーツツーリズムはほかの自治体にはまねのできないことであると私は確信しております。ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

観光課長（山田秀太君）

立花議員の御質問にお答えいたします。

議員に御紹介いただきましたとおり、柳川むつごろうランドー帯につきましては、平成29年度から3か年かけて整備をさせていただきました。具体的には、このエリアを、御紹介いただきましたとおり、柳川観光第2のエンジンとして構築しまして、既存の川下り、うなぎのせいろ蒸しなどの静の観光に加えまして、新たに体験を中心とした動の観光を築くことで、既存のルートとこのエリアを回遊していただいて、滞在時間の延長、消費拡大を図りまして交流人口の底上げを図ろうという目的で進めたものでございます。

この実現に向けまして、一般社団法人柳川むつごろう会と連携して、有明海の魅力、伝統漁法の継承等を目的として、くもで網、ムツかけ、ノリスギ体験、むつごろうランドでのキャンプ体験、干拓地で生産されますブドウ、ジャガイモ、スイートコーンなどの収穫体験といたしましたソフト事業を実施するなど、レクリエーション、体験ツーリズムを展開し、リピーターの確保、滞在力強化などに取り組んでいるところでございます。

また、平成30年度からは福岡県と県内自治体、観光協会で構成されますサイクルツーリズム推進協議会におきまして、本市と近隣市町を結びます筑後周遊ルートを設定し、むつごろうランドにはサイクルスタンドを設置するなど、サイクルツーリズムの取組も進めているところでございます。

今回、議員がおっしゃいますとおり、むつごろうランドー帯は有明海や干拓地、特に、有明海に沈む夕日は絶景でございまして、観光客やカメラマンなど多くの方にお越しいただくなど、可能性を十分に秘めた場所であると考えております。

今後は、議員に御紹介いただきましたとおり、スポーツと観光が連携した交流人口、リピーターを増やす先駆的な取組を調査し、柳川むつごろう会などの地元団体をはじめ、関係部署と連携を図りながらスポーツツーリズムについて研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

8番（立花 純君）

ぜひよろしく申し上げます。

私も、今はこういう体型ですからしていませんが、30代の頃は本当にいろんな大会に出ていました。それで、これは1つの例ですけど、トライアスロン大会とかデュアスロン大会というのは基本的に早朝にするんですね、涼しいうちに。開会式を前日の夕方にするんですよ。何を言いたいかというと、宿泊させるんですね、各自治体、そこの主催者が。そして、

そこで泊まってお金を落とさせるんです。そして、次の朝に大会をやって、その後に時間がある方はどうぞ観光を楽しんでください、こういう流れにしています。

ですから、スポーツ大会、今日来て今日帰るんじゃなくて、前の日から泊まっていただくような仕組み、要するに観光消費額を上げるための仕組みもやっぱり考えてやられています。柳川にはそういった施設もあります、宿泊施設もあります。どうぞそういうことも総合的に勘案した大会運営なども検討していただければと思います。

じゃ、3つ目の項の質問に移ります。

柳川版国土強靱化の対策と取組についての質問に入らせていただきます。

激甚化する風水害などについて、これまでの事業の取組をお尋ねしたいと思います。

平成30年12月に防災・減災国土強靱化のための3か年緊急対策が閣議決定され、3か年で集中的に実施する対策が国から示されたわけですが、これまで本市におきます取組案件をお教えください。

総務課長（武田真治君）

立花議員の御質問にお答えいたします。

防災・減災国土強靱化のための3か年緊急対策に係る本市の取組といたしましては、道路整備事業や水路整備、排水機場の長寿命化を図る排水機場更新工事、漁港施設整備などを実施しており、平時からの自然災害に対する備えを行ってきました。

この防災・減災国土強靱化のための3か年緊急対策では、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の地方債を活用することができます。本市では総額で524,800千円を起債しました。

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債92,700千円の内訳としましては、橋本、そして、六双排水機場などの改修工事に68,100千円、水路のり面などの護岸工事に24,600千円を起債しております。

また、緊急自然災害防止対策事業債432,100千円の内訳としましては、藤吉、紺屋町、吉富町、島地区などの護岸工事に233,000千円、道路の護岸、擁壁、側溝、舗装工事に120,000千円、外平排水機場の更新工事に74,200千円、中島漁港係留施設整備工事に4,900千円となっております。

なお、これらの起債につきましては、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債は50%、緊急自然災害防止対策事業債は70%が交付税措置の対象となっております。

以上です。

8番（立花 純君）

具体的にお示しいただきまして、ありがとうございました。

本市では令和2年に柳川市国土強靱化地域計画を策定されました。施策の推進方針が多く示されております。

私が思うに、具体的にこれを一丁目一番地でやりますということが示されていないので、その中で最重要施策をお教えてください。また、今年度以降の具体的取組案件をお教えてください。

総務課長（武田真治君）

柳川市国土強靱化地域計画の最重要施策は治水対策の推進と考えております。具体的には、内水氾濫への備えとしましては、排水樋管等の改修、排水機場の強化、河川氾濫対策としましては、河川の拡幅、河道掘削などの施設機能の強化を図ります。また、大雨が予想される場合に実施する掘割の先行排水の強化を図ります。

今年度以降の具体的取組の案件としましては、引き続き市内全域の水路整備、排水樋管、排水機場の長寿命化の対策による治水対策を推進するとともに、本計画に定めるその他の施策も実施してまいります。そのために、国や県、関係市町、関係部署との連携、情報共有を図ってまいりたいと思います。

以上です。

8番（立花 純君）

具体的にありがとうございました。

実は昨年令和3年から令和7年までの5か年で、この防災・減災、国土強靱化の5か年計画というのが閣議決定で改めて策定されています。1年間3兆円、5年間で15兆円というとんでもない金額が示されているわけです。国、県、市それぞれの担当が申請して、先ほどから言うように、起債を使って対応できます。

実は8月のお盆前後に、新聞報道によりますと、3兆円の執行残があったという報道がありました。私なりに調べましたが、何が原因でそうなったかは調べることができませんでした。いずれにしろ、去年、今年で6兆円予算を組まれているのに、3兆円もの執行残があったということ、これは取らないわけにはいかないと、私は今回提案をさせていただきたいと思います。

先ほど言うように、この緊急自然債、70%の交付税措置があります。3割負担でできるんですね。最高のメニューだと思います。今、柳川市が計画されているような緊急災害、そして、今、課長が言われた水路関係の整備等に関しましても、ぜひ前倒しで補正でも組んで対応していただけないかなと思います。これは一言、柳川でいえば取りぐっちょの世界だと思いますので、ぜひ執行部におかれましては御検討をいただきたいと思うところでございます。

柳川市の防災力と災害対応力の向上が地域の安全・安心を高め、柳川市の持続的な成長につながる。柳川市の信頼向上は、投資や移住・定住化促進にも大きく貢献されたいと考えます。今後、5年後、10年後のあるべき姿を想像しながら、柳川市の国土強靱化のさらなる推し進めを計画していただきたいと思います。どうぞ執行部の皆様方、市長をはじめ、御検討のほどをお願いいたします。

それでは、最後の項の質問に入らせていただきます。

2030年柳川市のあるべき姿や今後の課題についてお聞かせください。市長お願いいたします。

市長（金子健次君）

立花議員のさっきの質問のやり取りの中で、あそこの焼却場の跡地の問題について、そのことについて触れられましたけど、私自身も市民グラウンドが市民文化会館でなくなりました。その分の利用者についても活用できるような形をとすることは常々考えておったところでございますし、息子さんが陸上をされていると知っておりましたし、そういうことでの大牟田を使っているということも聞いていましたので、そういうトラックとか、一気に走れる100メートル走とか、そういうことも整備したいという考え方がございます。

2030年の柳川市のあるべき姿や今後の課題についてという問いで、まとめたことを質問されました。今日、本当に目に見えない新型コロナウイルスとの戦いを2年半やってきたわけです。その中で、ウイズコロナ、アフターコロナという形で、コロナはなかなか終息をしないだろうと私も思っておりますし、その中で、私たちは第7波の渦中にあるわけです。マスク、手洗い、3密の回避といった基本的な感染防止の対策を徹底しなければならないというふうに思っております。

柳川市のほうも残念ながら1万2,000人を超えました。そういう中において、加えて10代、20代の若年層へのワクチン接種の推進と集団免疫、そして、有効な治療薬の開発に期待をいたしているところでもございます。

また、コロナ禍における物価高騰で、市民や事業者の方々に経済負担となっておりますが、緊急対策等を着実に実施していくことにより少しでも負担軽減につなげて、この難局を乗り切っていきたいというふうに考えております。

立花議員から教育や産業などの分野において、いろいろと政策提案をいただきました。本市のおもてなしについても十分参考にさせていただき、今後の施策に生かしていきたいと思っております。

少子高齢化や人口減少といった課題がありますが、私自身、元気で魅力あるまちづくりのためには、あらゆる世代で、また、世代間の交流を通して関係人口を増やし、市民の皆さんが生き生きとした豊かな生活を送っていただきたいと考えております。そのためには、本市が持つ豊かな産業資源を生かしながら、水都やながわ、このゆびとまれ、各コミセンなどを活動拠点として複合的に事業展開をしていくと同時に、災害に強い安全・安心な地域づくりを進めていきたいと考えております。

先ほど出ました国土強靱化計画の中の3か年の分が終わりまして、今度5か年に入るわけです。私もあらゆる場でそのことについては要望し、恐らく物すごい金額がつくと思います。その予算についても活用してまいりたいというふうに考えております。

それから、取り組んでおります立花宗茂と閻千代、大河ドラマの招致活動については、これを実現させたいという気持ちは常々持っています。さきの招致委員会の中でも、わざわざ初めて服部誠太郎知事が来ていただきました。また、新しく就任されました桐明県会議長、おいでになりましたらこの周りの人たちが何があったんですかというぐらいにびっくりされたんですけれども、知事も一緒になって頑張ろうという気持ちでございます。

それと併せまして、今回の7月に行われた山笠ですね、博多リパレインというところで博多の山笠を、9番山笠ですけれども、そういうことで出し物に出していただきました。特に、博多の人たちは立花に対して非常に好感を持っていまして、もし大河ドラマになれば、山笠は全部立花でいきたいというぐらいの気持ちを振興会の会長は持っていまして、これも実現していきたいと思います。

昨日、柳川合同トランスポートが10台目の観光のトラックを、その中の題材が宗茂と閻千代でございました。その中において、恐らく東北地方まで走ります。鹿児島まで走ります。改めて関西、関東地域もその分が、トラックのこれで理解をしていただきたいな、広めていきたいなというふうに思っております。

実現すれば地域振興につながるの言うまでもありませんけど、そのときに小さな子供たちが宗茂と閻千代ごっこで遊んでいる姿を私は楽しみに想像するところでもございます。いずれにしても、子供たちには夢と希望を、子育て世代には働きがいと育てがいを、高齢者にはやりがいと生きがいを感じてもらえるように、また、全ての市民を取り残さないようにサポートしていき、市民や議会の皆さんと一緒に持続可能な柳川市の未来を構築していきたいというふうに考えております。いろんな形の御提言ありがとうございました。

8番（立花 純君）

最後です。私は今回最後の質問になると思いますが、柳川には気づいていない魅力やポテンシャルが埋もれているように私は感じてなりません。住んでいるからこそ気づかないことがたくさんあると思います。新たな気づきから発想や知恵が生まれます。行政は市民の方々ともっと交流を深め、お一人お一人が当事者意識を持ち、探究心を持ちながら未来思考で実践いただきたいと思います。

これから少子高齢化、人口が減り、財政の収入も減りますが、まずそういった中でも稼ぐ自治体を目指して頑張っていたきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして立花純議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時37分 休憩

午後2時47分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、17番白谷義隆議員の発言を許します。

17番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。17番白谷でございます。議長のお許しがありましたので、早速質問に移らせていただきます。

今回の質問は、事務処理対応研修についてと障がい等を有し配慮を要する避難者への対応についての2点であります。

詳細については自席よりお尋ねしますので、議長のお取り計らいをよろしく願います。

17番（白谷義隆君）続

それではまず、事務処理対応研修についてお尋ねをいたします。

今月1日、柳川市、みやま市で組織する柳川みやま土木組合では、不適切な事務処理があったとして3人の職員を懲戒処分したとの報道がありました。報道によれば、災害復旧工事に伴う測量設計業務を引き受ける業者がおらず、やむなく知り合いの業者に協力を要請したのが事の始まりだったようです。本当はそのとき、その業者と随意契約をすればよかったようですが、その職員は随意契約はいけないと思い込み、指名競争入札を装ったというもので、事務処理の不手際で退職にまで追い込まれてしまったものです。

私はこの記事を読んだとき疑問に感じたのは、この組合では契約事務など事務処理対応の研修は行っていたのだろうかということでした。今回の件は小規模な一部事務組合だからということだけでなく、どこの自治体でも起こり得る問題だと思われまます。

そこで、お尋ねしますが、本市ではこのように個人の責任が問われる事務処理対応の研修は行われているのでしょうか、研修の内容と対象者をお聞かせください。

また、過去3年間の研修内容と研修者数を教えてください。

人事秘書課長（江口英範君）

白谷議員の御質問にお答えいたします。

研修については、職場内研修として市独自研修がございますが、このうち事務処理に関するものとしては、新規採用職員向けの研修を年度当初4日程度行っております。その中で、基礎知識を習得するために、文書事務、マイナンバーの事務取扱い、情報セキュリティ関係などの講義を毎年実施しているところです。

次に、職場外研修として代表的なものが福岡県市町村職員研修所での研修がございます。約40種類の様々な研修メニューがありますが、とりわけ事務処理に関する研修は十数種類ございます。例を挙げますと、法制執務研修、事務ミス防止研修、契約事務研修、公会計や公営企業会計に関する研修、各種地方税に関する研修などがございます。

研修内容は、基礎知識習得から具体例を踏まえた実践的なノウハウの習得など、それぞれの課題に沿った内容となっております。

対象者については、全職員のうち希望者を募集するものから、事務担当者限定の場合など、各種研修によって違いがございます。

次に、過去3年間の研修内容と研修職員数ということで、令和元年度から令和3年度の3年間における研修実績についてでございますが、福岡県市町村職員研修所などの職場外研修のうち事務処理に関する研修は、令和元年度が24講座35人、令和2年度が9講座12人、令和3年度が24講座32人となっております。

なお、令和2年度が少ないのは、新型コロナウイルスの影響により研修が中止になったことが原因でございます。

具体的な研修実績を幾つか申し上げますと、まず、事務ミス防止研修に令和元年度が3人、令和2年度が2人、令和3年度に1人受講しております。この研修は1日間の研修でございますが、ミスの防止のノウハウだけでなく、具体的な事例を検証して、業務の中に潜むミスの原理原則を理解するとともに、対策立案のポイントを学ぶ研修内容となっております。希望するどの職員でも受講可能となっております。

次に、契約事務研修について令和元年度1人受講しております。この研修は2日間の日程となりますが、契約事務、入札事務を適切に執行するために必要な基礎的知識を体系的に学ぶとともに、実務上留意すべき事項を中心に事例研究等を通して理解を深めるもので、実務経験年数1年程度の職員が対象となっております。

なお、令和4年度には対象職員2名が受講しております。

次に、マイナンバー制度の基礎研修に令和元年度が3人、令和3年度に3人受講しております。この研修は、マイナンバー制度の基礎的な内容を理解し、適切な取扱いや事務処理上の必要な知識について学び、実務上の留意点についても学ぶもので、マイナンバー制度関連事務の留意点について知識を必要とする職員が対象となっております。また、法律の制定や改正によって日々の事務処理が変わってまいります。新しい制度が始まる際には国、県からの説明会や研修会に参加して、必要であれば講師を招いての研修などを実施しているところです。

以上です。

17番（白谷義隆君）

今、詳しく説明をしていただきました。いろんな研修をされていることは分かりました。ただ、今の説明の中で気になったのが、実は文書管理についての研修がありませんでした。数年前、皆さんも記憶に新しいことだと思いますが、国の機関で公文書の不適切な取扱いが問題になりました。

本市では文書管理規程を策定されています。これに反する行為は当然懲戒処分の対象とな

ります。まさに個人の責任が問われるもので、後から知らなかったでは済まない問題であります。ぜひこうした研修も取り入れてもらいたいと思いますが、また、必要だと思いますが、いかがでしょうか。

人事秘書課長（江口英範君）

文書管理についての研修ということでございます。

先ほど新規採用職員研修において文書事務について実施しているという旨、答弁をいたしました。この新採研修においては、本市が策定しております文書管理規程に定められたものの中から、文書事務の具体的な流れをまず学習していきます。文書收受から起案、決裁などの処理、公印使用、発送などの施行処理、また、文書の整理、保管及び保存や廃棄に関する事務について研修しております。あわせて、文書管理システムの基本的な操作についても研修し、配属先での実務に備えているところでもございます。

文書管理につきましては、白谷議員おっしゃいました非常に重要な事務管理になってきます。これは適切に管理しなければならないというふうに認識しております。また、そのほかに法令等に従って行わなければならない様々な事務処理があることも事実でございます。研修所での職場外研修にないような研修については、独自で研修会や説明会を行っているところでございますが、いろんな課題に応じてどのような研修が必要なのか、本市において、あらゆる年代で構成しております人材育成推進委員会等を設置しておりますので、そういった場でも研修メニュー等を検討して、文書事務管理についても必要に応じて計画的に実施していきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

それと、先ほどの中で、今回、土木組合で問題となった契約事務の研修について受講者が少なかったですね。文書管理と契約事務は行政事務の基本であります。職員である以上、一定の知識は私は有しておくべきだと思います。そうしたことも考え、職員研修を進めていただきたいと思います。

今回の土木組合の件は決して対岸の火事ではありません。他山の石とすべきです。今後の市の対応をお聞かせください。

総務部長（平田敬介君）

白谷議員の御質問にお答えします。

先ほど来、適切な事務処理等をどうしていくかと、研修で補うというようなことを言っておりましたけれども、最も大事なものは、やはり法令遵守の意識、決まり、ルール、基本を守ると、そういったことの徹底が一番重要だというふうに思っています。特に、そのためには、やっぱり管理職の姿勢といいますか、日頃のそういう姿勢がまた重要であろうかなというふうに思っています。

私自身、今回、土木組合の不適切事務の調査に関わってきましたけれども、そこで感じましたのは、そこは8人ぐらいの小さな少人数の職場で、また、人の入れ替わりが少ない。採用されて40年間同じ人がおると、なかなか新しい人が入ってこないという職場環境でもございまして、経験とか知識を得る機会が非常に少なかったかなと。異動とかありませんので。そして、一つの業務に対して、なかなか相談する相手がいないとか、ほかの職員からの意見もなく、狭い視野の中で、少ない経験の中で、思い込みによってしたようなところもありましたので、そういう職場体制とか硬直をした体制の中で風通しが悪かったのも大きな一因でなかったかなというふうに感じています。

これから適正な事務処理執行のためには、もちろんそれに対する知識とか職員の能力、資質の向上、先ほど課長が申し上げたようなものは当然続けて、繰り返しながらやっていきますけれども、やはり組織としてのチェック機能を十分に果たしていけるように、そしてまた、分からないところや疑問、苦手な分野とかいろいろありますので、そういうときにはそれが相談し合える職場と、そういうことが大事なかなというふうに思っていますので、私自身、管理職として改めてそのような職場づくりに努めていかなければならないかなと、そういうふうに思っております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

組織の問題も今言われましたが、確かにそういう問題もあるかもしれません。ただ、私も職員の経験がありますから、この職員が戸惑っただろうなということはよく分かります。行政職員　ほかの方は分かりませんが、私は、やはり行政事務というのは、毎日毎日、同じ事務の繰り返しがほとんどですね。その中で、そうした経験で仕事をしています。ところが、たまにイレギュラーな事案が発生する。今回、柳川みやま土木組合はまさにそうだろうと。私もそうした経験があります。そうしたときに、どうしても今までの経験の中でしか判断できない部分があるんですね。ですから、常に新しい知識を入れておかなければ、たまに起こるイレギュラーな事例に対応できない、私はそのことはよく分かります。ですから、組織的な問題もあるかもしれませんが、やはりいろんな事例を想定しながら研修の充実を図る、私はそのことが一番大事なことだろうと。ですから、先ほども言いましたけど、これを他山の石として、市もそういうふうに担当職員だけじゃなくて、やはり全部の職員が契約事務等についてはある程度の知識は有しておく、私はそれは大事なことだろうと。

ですから、重ねて言いますが、やはりいろんなことを想定しながら研修の充実を図っていく、そのことが今回の事件を教訓として、していくことだろうと、そういうふうに私は思います。何かあれば、なければ次に行きます。いいですか。

総務部長（平田敬介君）

まさに白谷議員のおっしゃるとおり、今まで経験したことの無い場面に遭遇したときに正

しく間違いないように対応できるような、そういう知識を得る研修、それはもちろん重要だというふうに認識しておりますし、今回の事件を他山の石じゃなくて自分事として捉えて、柳川市の中でもしっかりと啓発等をしていきたいと思っています。

以上です。

17番（白谷義隆君）

ぜひそのようお願いをしたいと思います。

次に、障がい等を有し配慮を要する避難者への市の対応についてお尋ねをいたします。

最近、住民の方から災害時の避難所についての御意見をいただきました。市の考えをお聞きいたします。

その方は夫婦2人暮らしで、配偶者の方は車椅子を利用しておられるそうです。そうした中、災害のおそれがあるということで、コミュニティセンターへ2人で避難をされたそうですが、センターには避難者の方も多く、トイレの不安もあり、センターへの避難は無理だと思われ、そばにある学校に避難することはできないかと尋ねられたが、できなかったとのことでした。また、別に配偶者の方が日頃利用されているデイサービス施設への避難ができれば安心できると思い、デイサービス施設への避難をお願いされたそうですが、これもできなかったということでした。

その方が言われるには、なぜそばに学校があるのに学校に避難できないのか、なぜデイサービス施設には避難できないのか、また、市はコミュニティセンターに避難してくださいと言うが、大雨のときは冠水して行けない。避難しても、避難者が多く、他の避難所に行ってくださいと言われたこともあるそうです。私たちは避難所を見つけるのも大変、市には障がい者の名簿もあるはずだから、市で避難先を決めてもらうことはできないでしょうかということでした。このことについて市の考えをお聞かせください。

総務課長（武田真治君）

白谷議員の御質問にお答えいたします。

まず、1次避難所として学校の施設を利用できないのかということですが、現在、学校は第2次避難所としておりまして、第2次避難所は主に大地震や洪水、高潮等に大規模災害が発生したとき、または発生しようとするときに開設する避難所としております。

障がい者などの避難行動要支援者の避難につきましては、市に福祉避難所として3か所、柳川総合保健福祉センター、大和総合保健福祉センター、三橋総合保健福祉センターを福祉避難所として指定しておりまして、第1次避難所に避難していただいた上で、避難の状況や障がいの種類、程度に応じて開設が必要な場合に福祉避難所を開設して要支援者を移送することとしております。

なお、1次避難所として学校を利用するケースとして、洪水、高潮による被害が予想される場合に、河川周辺の1階建ての避難所は開設せず、学校施設を第1次避難所として開設す

るケースがあります。

以上です。

17番（白谷義隆君）

学校施設の利用についてですが、今答弁にもありましたが、避難する場合は必ず1次避難所であるコミセン等に避難しなければなりません。しかし、誰もが同じ状況にあるわけではありません。先ほども言いましたが、この方は、コミセンには人が多く、トイレの不安もあると。そうしたとき、そばにある学校施設を利用できればと思うのは別に特別のことではなからうと思います。それでも、学校施設は2次避難所だから、こうした場合でも利用できないと言われる理由をもう少し詳しくお聞かせください。

総務課長（武田真治君）

先ほど申しましたとおり、現在、学校は第2次避難所としております。しかし、台風や大雨などの豪雨、洪水、高潮など大規模な災害が予想され、多くの市民が避難を予想されるときは最初から第1次避難所、第2次避難所である学校を避難所として同時に開設しております。実際、平成2年9月の台風10号の際は、第1次避難所21か所、第2次避難所の小・中学校25か所、福祉避難所3か所、そして伝習館高校、計50か所を同時に開設しております。今後もこのように多くの市民の避難が予想されるときは学校施設も使用できるようにしたいと考えております。

ただし、議員おっしゃるとおり、学校を避難所として開設した場合も、避難者が多くて避難しにくいケースもあるかと思えます。そういった場合は福祉避難所を利用させていただきたいと思っております。福祉避難所の利用の対象者は高齢者や障がいのある方など、避難生活において何らかの特別の配慮を必要とする方及びその家族というふうにしておりますので、避難の対象となる方も限られてきます。また、福祉避難所には保健師を配置することとしておりますので、安心して避難できると思えます。

以上です。

17番（白谷義隆君）

今の答弁では福祉避難所を利用させていただきたいということですが、利用の仕方等については、また次に福祉避難所についてはお聞きをしたいと思いますので、少し学校施設の利用については、私自身、なかなか理解できないという部分はありますけど、後でまた詳しくお聞きをしたいと思います。

次に、デイサービス施設への避難ですが、先ほども言いましたが、ふだんから通い慣れた施設への避難は本当に安心できるだろうと思います。そのことについて答弁をお願いしたいと思います。

総務課長（武田真治君）

市では、市が福祉施設に要請をいたしまして、災害等で住宅等が被災した要支援者や指定

避難所で収容が困難な要支援者が避難できるように、現在、市内6つの特別養護老人ホーム及び3つの介護老人保健施設と「大規模災害時における福祉避難施設としての要支援者受入に関する協定」を締結しております。また、障がい者等の避難施設として、社会福祉法人学正会の蒲池地区の施設4か所、社会福祉法人たからばこの藤吉地区の施設1か所、計5施設と「災害時における福祉避難施設としての要支援者の受入れに関する協定」を締結しているところです。

議員御指摘のデイサービス施設につきましても、避難受け入れができるように、施設と協定の締結に今後努力していきたいと思っております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

先ほども言いましたように、日頃通り慣れたデイサービスへ避難できれば、本当に助かるだろうと思います。今、そうしたところも検討したいという答弁でしたので、これについてもぜひそのように努力をしていただきたいと思います。

それから、市で避難場所を決めてもらえないか。本人たち、この方は学校、コミセンにも行けない。あるときはコミセンに避難したけど、避難で行って見たけど、ほかに行ってくださいと言われたと。非常に困られたということですが、こうした方については市で避難場所を決めてもらう、そういうことはできないだろうかという御意見でしたが、いかがでしょうか。

総務課長（武田真治君）

障がい者などの避難行動要支援者につきましては、個人ごとの個別避難支援計画の策定をしていただくようお願いしております。その個別支援計画に避難を支援する方や避難場所を記入していただくようにしております。

また、先ほど答弁しましたとおり、市には福祉避難所として3か所を指定しております。現在、この福祉避難所は第2次避難所としており、災害発生時は第1次避難所に避難し、その後、必要な場合は移送することとしておりますけれども、今後は個別支援計画で福祉避難所への避難を計画している要支援者につきましては福祉避難所へ直接避難できるように検討をしていきたいと思っております。

また、市で協定を締結している福祉避難施設に避難を御希望の場合は、避難する際にまず市役所に問合せをしていただきたいと思います。総務課のほうにですね。市ではこれらの施設に受入れの照会を行い、その後、問合せをいただいた方に避難先を御案内するという対応を取るようになります。

いずれにいたしましても、障がい者などの避難行動要支援者の避難につきましては、まずは総務課のほうに遠慮なく相談していただきたいと思います。そして、その方にとって最適な避難の仕方や避難場所を話し合いながら決めていきたいと思っております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

福祉避難所についても今説明がありましたが、ここでも現在は第1次避難所に避難した後福祉避難所へ移送をしているということですが、説明の中で、今後は個別避難支援計画で福祉避難所への避難を計画している避難希望者は直接福祉避難所へ避難できるように検討したいということでした。これはぜひですね、体の不自由な方が1次避難所に行って、それから答弁では状況を見ながらとか言われていましたけど、なかなかそれも難しいだろうと。コミセンの中でいっぱい人がおられる中で、いろんな事情を聞かれたりとかされてもですね。特に、車椅子の方とかについては見て分かるわけですからね、ですから、福祉避難所を希望される方は直接福祉避難所へ避難できるよう検討したいということでしたので、ぜひそのようをお願いをしたいと思います。

調べてみれば、他の自治体では、1次避難所というか、一時避難せんで、家から直接福祉避難所へ避難できると、そういうふうな自治体も多くあるようですので、ぜひ手間をかけないで、手間をかけないというか、車椅子を押して避難所を回って、そして、そこでまた次言われても大変ですからね、ぜひお願いをしたいと思います。今の説明の中で、個別避難支援計画の策定という説明がありました。この個別避難支援計画で要支援者が希望するときは直接福祉避難所に避難することができるということでしたが、この個別避難支援計画ですね、これの手續等についてももう少し詳しく教えてください。

総務課長（武田真治君）

市では災害時やそのおそれがある場合に、自力で避難できない在宅の高齢者や障がい者の皆さんの安心のため、避難行動要支援者の登録を行っております。登録を行うには、まず、避難行動要支援者登録兼見守り活動登録申請書に避難を支援する方や避難場所を記入して、市の福祉課高齢者福祉係、または市民サービス課窓口へ申請書を提出する必要があります。申請書は市の福祉課に準備していますし、70歳以上の高齢者には民生委員の皆様が配付をいただいております。

申込みの問合せにつきましては、市役所福祉課高齢者福祉係、もしくは総務課安全安心係まで御連絡をしていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、障がい者などの避難行動要支援者の方の避難につきましては、まずは総務課のほうに遠慮なく御相談していただければと思います。

以上です。

17番（白谷義隆君）

何となく分かるような気がするわけですが、もう少し詳しくお聞きしたい気はありますが、これから先は通告はしていませんでしたが、今の話を聞いて実は思ったんですが、答えられる範囲でお願いをしたいと思います。

1次避難所であるコミュニティセンターについては、広報紙や災害時の広報車による呼びかけで市民の方への周知は進んでいると私は思うんですけどね、ただ、今言われたような福祉避難について市民への周知はされているのか。私はあまり進んでいないように思いますけど、そこら辺ですね。ですから、今は福祉何とか計画を出さないかん。そのためには市役所に来ていただいてというか、来ていただくのが基本でしょうけど、電話でお尋ねしていただきたいという回答でしたよね。ただ、そういうふうに福祉避難について、第1次避難所のように住民への周知は進んでいるのかどうか。私はあまり進んでいないように思うんですね。私が福祉避難について聞いたのは2回目ですけどね、この方とお話したときに、実は福祉避難という制度もありますよという話はしたんですけどね、あまり乗ってこられなかったですが、そうした福祉避難について周知はされているんですかね。されているとすれば、どういう手段でされているのか、分かる範囲でいいですので、教えてください。

総務課長（武田真治君）

まず、福祉避難所や先ほど協定を結んだ避難所などについては、総務課で作っているハザードマップ、それに避難所として掲載をしております。また、避難行動要支援者の登録については、福祉課のほうで高齢者保健福祉ガイドブックというのを作っておりますけれども、その中に表示をしております。ただ、なかなか今のところ市民の皆様に伝わりにくかというか、伝わっていないところもあると思いますので、今後、ホームページとか、そういったところで載せていきたいと考えております。

以上です。

17番（白谷義隆君）

すぐ市の方はホームページということを言われますけどね、私たちはなかなかそこら辺が疎くて、やはり文書でというか、文字で広報紙など、避難計画の何とかとか言われますけどね、分厚い資料をもらっても、なかなか隅々まで見ませんので、私は広報紙や、あるいは障がい者団体への説明会や何かあるときとか、やっぱり福祉避難についてももう少し丁寧に説明して周知を図っていただかないと、せっかくの制度が皆さんに伝わらなくて、結局利用されない。私は先ほども言いましたけど、私は去年6月かね、松藤課長に福祉避難について聞いたんですね。そのときも話したんですが、この方と話したときに、最後に今避難はどうされていますかと言ったんですね。そしたら、その方は今はもう市の施設に避難しようとは思いませんち言われたんですよ。奥さんの実家が県内ですけど、ちょっと遠いんですけど、そこに行きますと。市の施設は煩わしくて、今後も利用しようちは思いませんと言われたんですね、はっきり。

ですから、そこら辺の福祉避難所があれば、そのことについてはやっぱり十分周知をしていただかないと、どうも私は市民の方には伝わっていないんじゃないかと。課長は電話でしていただくならち、遠慮なくち言わっしゃるけど、そのことさえも分かっておられないと思

うんですよ。私はもう少し周知の方法を考えていただきたいと思います。市長、何かあればお願いします。

市長（金子健次君）

白谷議員が言われる分については十分私も理解しますし、現在、台風11号が最大瞬間風速70メートルというとても強い台風が今度東シナ海を北上してくるんですけれども、いずれにいたしましても、人的な分、例えば、民生委員さんとか、そういう方たちのところにも徹底をして、例えば、ホームページに載っていますとか、そういうことじゃ伝わらないと私も思いますし、いろんな団体のあらゆるところに徹底をして、そういう人たちが不安がないような形を取らんといかんと。今日の質問等でそういう方がいらっしまったということを肝に銘じて徹底をさせていきたいというふうに思いますので、いずれにしても、そういう相談があればマンツーマンで対応しなければならない分等もありますので、非常時にはそういうことで対応してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

17番（白谷義隆君）

ありがとうございます。ただ、住民の方も、何かあれば民生委員さんとか区長さんにと言われても、なかなか言いたくない人もいらっしやるんですね。ですから、そういう方は直接市から説明した方がいいと思うんですね。ですから、そこら辺は、さっき課長が言われたように、遠慮なく連絡をしていただきたいと思いますという気持ちですからね、そしたら、市民の方が、それこそ気軽に市に電話して、いろんな避難の方法を聞くことができるように、そういう周知方法、それと体制をつくっていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。長い間、ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

午後3時29分 延会

柳川市議会第6回定例会会議録

令和4年9月1日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 伊藤法博 | 2番 | 橋本憲之 |
| 3番 | 佐藤勝広 | 4番 | 今村智子 |
| 5番 | 新谷信次郎 | 6番 | 江口義明 |
| 7番 | 菊次太丸 | 8番 | 立花純 |
| 9番 | 近藤未治 | 10番 | 佐々木創主 |
| 12番 | 荒木憲 | 13番 | 高田千壽輝 |
| 15番 | 矢ヶ部広巳 | 16番 | 緒方寿光 |
| 17番 | 白谷義隆 | 18番 | 田中雅美 |
| 19番 | 樽見哲也 | 20番 | 三小田一美 |
| 21番 | 藤丸正勝 | | |

2.欠席議員

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 11番 | 河村好浩 | 14番 | 諸藤哲男 |
|-----|------|-----|------|

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | |
|---|-------------|------|
| 市 | 長 | 金子健次 |
| 副 | 市長 | 中村智弘 |
| 教 | 育長 | 沖毅 |
| 総 | 務部長 | 平田敬介 |
| 会 | 計管理者 | 高田啓介 |
| 市 | 民部長 | 松藤満也 |
| 保 | 健福祉部長 | 島添守男 |
| 建 | 設部長 | 中村正光 |
| 産 | 業経済部長兼大和庁舎長 | 松永久 |
| 教 | 育部長兼三橋庁舎長 | 袖崎朋洋 |
| 消 | 防長 | 松藤敏彦 |
| 総 | 務課長 | 武田真治 |
| 企 | 画課長 | 池末勇人 |
| 健 | 康づくり課長 | 田島雅彦 |
| 農 | 政課長 | 木原隆文 |
| 市 | 民課長 | 乗富英一 |
| 生 | 活支援課長 | 今村立身 |
| 生 | 活環境課長 | 野口貴光 |

4. 本議会に出席した事務局職員

| | | | |
|---|-------------|---|-------|
| 議 | 会事務局 | 長 | 白谷通孝 |
| 議 | 会事務局次長兼議事係長 | | 徳永喜美香 |

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

| 順位 | 質問者 | 質問事項 |
|----|------------|--|
| 1 | 2番 橋本憲之 | 1. 市の情報発信について 2. 今後の農業振興について 3. がん検診について 4. ごみ減量作戦の成果と今後は |
| 2 | 4番 今村智子 | 1. 外国人住民との共生へむけての取り組みについて 2. 防災・減災について |

午前10時 開議

議長（藤丸正勝君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員19名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（藤丸正勝君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

まず、第1順位、2番橋本憲之議員の発言を許します。

2番（橋本憲之君）（登壇）

皆さんおはようございます。2番橋本憲之でございます。議長のお許しが出ましたので、通告に基づきまして一般質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症、第7波と言われる状況に6月末から突入しまして、はや2か月が経過いたしました。福岡県内でも第6波の最多数5,599人の約3倍となる1万5,723人が去る8月19日に罹患されています。柳川市においても同日に過去最多となる241名の陽性者と目を疑うような陽性者数となり、昨日までの累計で市民の約20%、5人に1人の割合で約1万2,000人の方が罹患されています。この数日間の動向を見ていると、先週に比べて少しずつ減少はしているようではございますが、過去のグラフを見ますと小刻みな増加、減少を繰り返していることから、楽観視できないのではないかとこのように思うところでございます。また、夜の柳川駅前に足を運びますと、皆さん用心されているせいか、週末においても人通りはまばらで、飲食店の皆様の悲痛な心の声が耳に届くかのようで、静かで閑散としている現状を目にします。

今後の行事ですが、三柱神社の秋季大祭、おにぎえも3年ぶりにフルバージョンにてにぎにぎしく開催される予定であります。さらには11月1日、2日、3日には白秋祭も開催され、水上パレードも昨年同様、川上り形式で計画されております。このほかの行事も、少しずつではありますが、戻ってきている状況でございます。前回も申しましたけれども、早く感染症分類上、季節性の感染症と同等の5類に引き下げられ、以前同様にみんなで行事を楽しみ、柳川ににぎわいが戻ってきてほしいと願うばかりでございます。

また、この状況における弊害なのかどうか、昨日の一般質問でも話題となっておりますが、先日の有明新報で筑後地区における婚姻数、出生者数ともに大幅に減少しているというコラムがございました。柳川市でも3年前と比較して出生数は62名の減、婚姻数は218組減となっており、人口減少を加速させる大きな要因となりそうでございます。人口ビジョンからさらに大きく下回ることになれば、これを基に策定してある市の憲法とも言える総合計画、

いわゆるマスタープラン、これを基礎とした様々な施策に悪い影響を与えかねません。コラムにもございましたけれども、現在、パブリックコメントを実施中の柳川市立小中学校再編計画案の策定には住民基本台帳より児童数の推計数を算出し計画はしてありますけれども、それに差異が生じかねず、計画自体をさらに流動的に扱わなければならないようになってくるのではないかというふうに思われます。急激な人口減少に歯止めをかけ、水と人とまちが輝くこの柳川、輝くことができるこの柳川となるには、やはり市民の皆さんの行政に対する満足度をさらに上げていく必要があるとの思いから、本日はその関連した大きく分けて4つの質問をさせていただきたいと思えます。

通告書の順番とは多少異なりますが、1問目は、ごみ減量作戦の成果と今後について、2問目は、今後の農業振興について、3問目は、新型コロナ感染症下における市民へ不安を与えないための市の情報発信について、4問目は、がん検診についてであります。

質問の詳細については自席より行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

壇上からは以上でございます。

2番（橋本憲之君）続

それでは1問目なんですが、6月に決起大会も開かれて、これまで取り組んでこられたごみ減量作戦、この成果と今後はということで質問させていただきたいというふうに思えます。

有明ひまわりセンター、当初試算していた両市のごみの負担割合と比べてどうであるのか、直近のデータを教えていただけますでしょうか。

生活環境課長（野口貴光君）

橋本議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、直近の燃やすしかないごみの搬出量でございますが、8月分の搬出量については、柳川市が1,272トンに対しまして、みやま市は447トンとなっております。比率でいいますと、柳川市が74.0%、みやま市が26.0%となっております。

建設負担金の算定が始まった今年3月から8月までの比率を申し上げますと、柳川市が74.3%、みやま市が25.7%となっております。有明ひまわりセンターの整備計画を立てていた平成26年度に両市のごみの排出見込み量を試算し、建設負担金の推定割合を柳川市73.4%、みやま市26.6%としておりましたので、先ほど申し上げました直近6か月の負担割合は当初試算より0.9ポイント増加しているということになります。

一方、ごみの排出量を比べてみますと、平成26年当時、令和3年度の排出見込み量は1万5,832トンと推計をしておりました。これに対しまして、令和3年度の実績については1万4,392トンとなっております、当初の試算より約1,440トン減っております。これはごみ減量への取組の成果であると考えております。これまで御協力いただきました市民や事業者の皆様へ深く感謝をしているところでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。やはり皆さんの努力で結構減ってはいるということですが、これまで私も機会あるごとに市民の皆さんにごみ減量の話をしていただきまして、また、そんな市民の皆さんの協力のかいあって、かなりの減量が達成できていることには感謝しかないのでございますが、現実では工事負担金約85億円の支払い割合が当初の計画よりも0.9%増加している。約76,000千円ぐらいですかね、その負担金が増加しているということになるとは思いますが、それくらいの市民サービスが還元できなくなっていくのではないかなということ、やはりせめて計画時の割合まで戻さなければならぬんじゃないかなと思うところでございます。

計量期間は3月からスタートしましたので、半年がたちました。残りあと6か月しかないんですが、今後どのような取組をなされるのか、毎回しつこいようですが、お聞かせください。

生活環境課長（野口貴光君）

議員のおっしゃるとおり、残された期間は約6か月と、そう長い期間はございません。令和元年度から始めてきたごみ減量大作戦のラストスパートとして、地道なことや身近なこと、できることは何でも取り組んでいこうという覚悟でございます。

具体的な取組について申し上げますと、残り6か月という限られた時間の中では、制度の変更やルールの変更、そういった大がかりのものを行うというよりも、ある程度ポイントやターゲットを絞った取組を行ったほうが効果的であると考えております。そこで、直接有明ひまわりセンターへ燃やすしかないごみを定期的に搬入されている事業者に対しまして直接分別指導を行ったり、収集委託業者と連携して常時多くの燃やすしかないごみを出している方などへの直接分別指導を行ってまいりたいと考えております。

また、去る6月25日に開催しましたごみ減量決起大会の中で紹介しました庁舎で行っている衣類の回収や草木の民間事業所での資源化といった、まだ市民の中でもよく知られていない取組をさらに積極的に周知してまいりたいと考えております。

加えて、みやま市との連携も深めていきたいというふうに考えております。ごみ減量に対する施策は、みやま市さんとしても私たちと同様の思いで取り組まれていることと思います。みやま市民のここ半年のごみ減量のペースは驚異的なものでございまして、これから同じ焼却施設を共有する自治体として、施設の長寿命化につながるごみの減量への取組をお互いに情報共有し、参考にできることは参考にしながら、ごみ減量のパートナーとしてタッグを組んで、ゴールまで全力で駆け抜けてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。大変御苦労でしょうが、直接事業所へ赴いて分別指導をするということなどはかなり効果的なことではないかというふうに思います。特に、コピー用紙などの資源物分別の指導をしっかりとまたしていただきまして、おっしゃるように、みやま市のいいところは、みやま市は今、月20%ずつ、2割ずつ減らしてきている、驚異的な数字でございます。みやま市がどうやっているのか、いいところは、これが表現的に適切かどうかは分からないんですが、徹底的にパクって、T P PならぬT T P、プラス進化させるということで、T T P Sの精神でよろしく願いいたします。

以上でこの質問は終了させていただき、2問目に移りたいと思います。

続いては市の情報発信についてなんですが、冒頭、壇上でも話しましたように、市民の5人に1人が新型コロナに感染していることから、身近でよく陽性者になったという話を聞くようになりました。そんな中、最近ではどうすれば罹患しないのだろうかというよりも、罹患した後にどういうふうに対応したらいいのだろうかという問合せや意見を多くいただくようになりました。

そこで、新型コロナウイルス感染症に罹患した市民の生活面における不安を払拭するための情報発信はということで質問させていただきたいと思います。

これは県での対応になると思うんですが、P C R検査等で陽性反応が出た後、本人にはどのようなコンタクトがあって、その後はどのように行動しなくてはならないのか、これをまず教えてください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

福岡県では、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となられた方には、医療機関から提出される発生届を基に、ショートメール、または電話による連絡が順次行われています。診断から3日以内には連絡があるようです。

まず、陽性者のうち重症化リスクが高いと考えられる方には南筑後保健所から電話連絡があります。例えば、65歳以上の方、40歳以上65歳未満で重症化リスクが複数ある方、妊婦や乳児、そのほか保健所が特に注意が必要と判断した方です。

次に、無症状、または症状の軽い方には主に自宅での療養をお願いすることになっており、ショートメールによる連絡があります。内容は福岡県のホームページ、「自宅療養をされる皆様へ」に誘導するもので、各自で掲載内容を確認し、療養時の情報を収集していただくことになっています。また、自宅療養中は自身で健康観察を行い、必要な療養期間を終えるまで自宅から外出せず過ごしていただくようお願いがされています。原則、ショートメールの連絡のあった方には療養期間中に保健所からの連絡はありません。

なお、ホテル療養を希望する場合や受診を希望する場合には、柳川市民は南筑後保健所の連絡先に連絡することになります。

最後に、療養期間の解除については、原則、症状が出現した発症日をゼロ日とし、翌日を

1日目として数えた10日間が療養期間で、11日目に解除となります。

また、濃厚接触者の待機期間は、家庭内で感染対策を取れた日の翌日から5日間で、6日目が解除となります。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

陽性確定後はどのような連絡があって、どのような対処をしなければならないのか理解することができたんですが、家族全員が罹患して、熱発や倦怠感、これのために買物にも行けずに相当不安な日々を過ごしたという方もいらっしゃいました。県や近隣の市では食料支援などをしてあるとのことなんですが、罹患に対して生活面における市としての独自の支援措置、これはありますでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

福祉課では、新型コロナウイルス感染症で陽性と診断された自宅療養者及びその家族等への在宅支援として、買物代行支援を実施しています。対象は、市内で自宅療養中の新型コロナウイルス感染症の陽性者で、買物に行ける家族がおらず、かつ親族や知人などによる支援を受けることが難しい方としています。

支援内容は、対象者が求める食料品や日用品の買物を市職員が行い、対象者宅に届けるもので、買物に要する費用は事前に対象者から預かり、品物と共にレシートとお釣りを渡すというものです。これまでの状況を見ますと、野菜や肉などの生鮮食品や果物、飲料水などが求められております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

これまで2つの項目を質問してきましたけれども、これらの新型コロナウイルス感染症に罹患した市民の皆さんへ生活面における不安を払拭するための情報、この情報の市民への周知方法、これを教えていただけますでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

市のホームページに「新型コロナウイルス感染症『陽性』と診断された人へ」という表題を設け、その中で陽性と診断された後の県からの連絡の流れ等について掲載し、周知を行っております。

また、買物代行支援については、支援を始めた当初から市のホームページに掲載しておりましたが、言葉がやや難しく検索しづらかったと思いますので、先ほど申し上げました「新型コロナウイルス感染症『陽性』と診断された人へ」の表題を開くと、買物代行支援のサービスも閲覧することができるようにいたしております。

加えて、買物代行支援については、KBCテレビリモコンdボタン広報誌を活用し、市民の皆さんに周知を図っております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

実は今回の一般質問をするに当たって、打合せのときに必要な情報にたどり着くのが大変困難で分かりづらい、ホームページ上でもっと直観的に情報にたどり着けないかとの市民からの意見を伝えたとこ、翌日には課長から対応していただきまして、大変感謝しているところでございます。おかげさまで、トップページの新型コロナに関する情報をクリックしますと、先ほどのような情報にたどり着くことができるようになりました。

そこでですが、これまで市民の皆さんからこのような不安に関する問合せや意見がなかったのか、お聞かせください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

当課に問合せがあったもののほとんどは、保健所から連絡がないといったものです。これらの問合せに対しましては、保健所の連絡先を伝えたり、福岡県ホームページやその内容を案内しています。

また、福祉課へは自宅療養中の食料支援に関するものがほとんどで、その都度、福岡県による食料品等の支援、本市が実施している買物代行支援について案内を行っております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。実際に問合せがあったということですね。

問合せがあったということは、やっぱりそういう情報を欲しがっている皆さんがいるということ。市民の皆さんの中には感染症に対する取組を国、県、あるいは市、どこがやっているのか、ほとんど理解されていないと思います。それで、怒りの矛先が市へと向けられることもしばしばだと思います。不安を払拭するためにも、たとえ国や県の取組であっても、情報として早く確実に共有できるよう発信していくべきではないかというふうに思うところでございます。情報発信も安心して住むことができる柳川市民へのサービスの一つではないでしょうか。今後も迅速な対応をよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

柳川市民の食卓を支えて、文化や地域経済を支えるのに欠かせない農業ではありますが、それ以上に今後は園芸作物のような収益性の高い稼げる農業に若い新規就農者が専業として安心して従事していく環境を整備することも定住を促進する一つの施策ではないのでしょうか。

そこで、今後の農業振興についてお聞きします。

米、麦、大豆やその他園芸作物を準備、栽培する段階や収穫後において発生する副産物の処分について、時折近隣住民とトラブルとなっていることがあるみたいなのですが、圃場における副産物はどのようなものがあるか、教えていただけますでしょうか。

農政課長（木原隆文君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

圃場における副産物については、農業用資材では、ビニールハウスのビニール、肥料袋、あぜ波といったビニール類、プラスチック類のごみ、そして、植物のわら、残りかすなどがございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

今言っていたように、多数の副産物が発生するとのことなのですが、その副産物を処分する際は一般廃棄物として処分するのか、それとも、産業廃棄物として処分するのか、どちらに当たるのでしょうか。

農政課長（木原隆文君）

農業における廃棄物は、農業用廃プラスチック類、ハウスの廃資材などは産業廃棄物となります。また、段ボールなどの紙類、木材、作物の残りかすなどは事業系一般廃棄物となります。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

廃プラ等は産業廃棄物ということで、この廃棄方法について、これはどうなっているか、教えていただけますか。

農政課長（木原隆文君）

農業用資材、ビニール等の副産物の廃棄方法は、農家各自が廃棄物処理業者に依頼し、処分することになっています。しかしながら、一部の農家では、マルチと残りかすを混ぜた状態で丸めて乾燥をさせ、圃場やその付近で焼却処分している事案があります。また、わらや残りかすについては、野焼きをせず、すき込みを行い、地力を高め、煙害を減らすよう奨励し、麦わらのすき込み助成も行っていますが、廃棄物処理法施行令第14条の野焼きに関する例外規定、「農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」により、わらなどの野焼きが今も一部の農地で行われているところです。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

やはりいろいろ個人的に処分をされているということでございますけれども、実は私も議

員の傍ら建設業に従事しておりますが、事、産業廃棄物に関していいますと、廃棄物処理法に基づいて、その管理に関しては相当厳しいものがあります。農業における産業廃棄物処理に関して市としての支援や指導、これはどうなっているか、お聞かせください。

農政課長（木原隆文君）

産業廃棄物処理に関して市の手助け、指導についてですが、市とJA柳川などで廃プラスチック対策協議会を設置しています。この協議会は市とJA柳川などが連携し、農業用廃プラスチック等の適正処理を推進し、環境保全と併せて農家の健全な育成を図ることとしており、農業用廃プラスチック等の回収処分を年に4回程度行っています。

令和3年度の実績は、回収量が6万7,202キログラム、処分費用は総額3,427,210円、費用の負担割合は農家から1キログラム当たり40円を負担いただき、農家負担額の合計は2,956,520円、総額の86%を占めており、残りを市とJA柳川で負担をしています。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

先ほどの答弁の中で、一般廃棄物の野焼きに関しては例外措置があるとのことですが、地球温暖化防止の観点からも、市としてしっかりと野焼きはしたら駄目ですよという指導をしていただきまして、また、廃プラ等の産業廃棄物に関しましては、市が積極的にですね、やはり農家の負担がかなり大きいようでございます。労力的にも資金的にも必要でございますので、積極的に支援していただくことや、産業廃棄物を適正に処理しないと廃棄物処理法に抵触しますよなどという指導をしっかりと行っていただきまして、適正に処分するシステムを構築していただくことが就農者にとっても安心材料の一つとなるのではないのでしょうか。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

近年、あるいは来年度の園芸作物新規就農者数とその推移について教えてください。

農政課長（木原隆文君）

近年、あるいは来年度の園芸作物新規就農者数とその推移ですが、令和4年度の園芸作物の新規就農者数は現時点で6件です。内訳はイチゴ5件、ナス1件となっています。また、令和5年度新規就農予定者は3件で、内訳はイチゴ2件、ナス1件となっています。

過去10年間の新規就農者数の推移ですが、平成24年度に新規就農者の支援策として青年就農給付金制度が始まってから、施設園芸を中心に年平均10件程度の就農がっております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

思ったよりも多数の方たちが新しく始めてあるようで、大変喜ぶべきことであるんですが、これは新規就農者の方ではなくて近所の農家の方の話なんですが、ビニールハウスの新築や

設備整備費用、これが20%ほど高騰していて作付規模拡大を今回断念したというふうに聞きました。先ほどの数字でもございますように、来年は少し新規就農者が減るということも、その辺が危惧されているのかなというふうに思うんですが、これは大変ゆゆしき事態だと思うんですが、資材高騰における市としての対応、これはどうなっているのか、お聞かせください。

農政課長（木原隆文君）

資材高騰における市としての対応ですが、これまでも国、県の補助事業で事業費の2分の1から3分の1の補助を受けてありますが、引き続きこれらを活用しながら進めていくべきと考えております。しかし、資材が高騰している中では農家負担も当然増えるわけで、融資の返済額が多くなり採算が合わなくなることが考えられます。よって、新規就農や規模拡大で補助を受けたいという相談の際には、慎重に検討をされるよう助言をしております。また、国や県に対しては補助メニューの拡充を要望していきたいと考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。予想以上に初期費用がかさんで、初期費用を回収できなくなるということは本末転倒でございますので、それにならないよう時限的にもぜひとも強く補助メニューの拡充、これの要望をお願いいたしたいというふうに思います。

また、補助メニューでは田面排水、ここでいうところの暗渠排水、それから、初期段階で最低限必要なコンテナだっりの備品、これについては対象となっていませんけれども、既設の暗渠排水が施工されている圃場でも、それだけでは足りないの、ほとんどの新規就農者さんが自費で別に暗渠排水を施工されているという話もよく聞くんですが、実際、今まで既設の暗渠排水で足りないのかどうなのか、実態を教えてくださいませんか。

農政課長（木原隆文君）

既設の暗渠排水工事は、そのほとんどが平成24年度から平成30年度にかけて市内の土地改良区6団体がそれぞれ事業主体となって、国、県、市の補助を受け、総面積2,204ヘクタール、市内農地の約60%を実施しています。主に麦、大豆を想定した仕様となっております。そのため、施設園芸を始められる際、より排水機能を高めるため、暗渠排水を追加し施工するケースがほとんどであると思われま。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。やはり米、麦、大豆用なので、足りないということですね。

実はこれも聞いた話なんですが、補助メニューにある井戸ボーリング、これは県の対象ですかね。井戸ボーリングは以前、補助対象ではなかったけれども、現在は補助メニューの中に入っていて、不要ならば、自分が要らないと思うのであれば外すことができるというメ

ニューとなっていると聞いています。

そこで、先ほどの話じゃないんですが、暗渠排水もほとんどの方が入れてあると。それから、初期段階の備品購入は絶対しなくちゃいけない皆さんやられていることだと思いますので、そういう最低限度必要なところも同様の扱いにしたほうがいいんじゃないかなと。また、それをするためにわざわざほかの融資を受けてやっていらっしゃるということも聞きますので、煩雑な手続もなくなって資金計画も立てやすくなると思うんですが、それに対しての見解、何かございますか。

農政課長（木原隆文君）

現在、施設園芸で新規就農される場合の補助事業や融資の現状ですが、ハウス施設や附帯施設等のハード事業は、国、県の補助事業、産地生産基盤パワーアップ事業、活力ある高収益型園芸産地育成事業で導入されています。また、経営開始時期の資金面の支援としては、経営開始資金を1人年間1,500千円、夫婦で年間2,250千円を3年間受けることができます。

そして、これに加え、今年度から始まった国の補助事業の経営発展支援事業で新規就農者が必要とする農業用機械や倉庫などの施設を導入する際、経営開始資金を受けている方は事業費5,000千円まで、経営開始資金を受けていない方は事業費10,000千円までについて、国、県合わせて4分の3の補助を受けることができるようになっております。令和4年度は柳川市の新規就農者6件が申請をされています。

そして、ハウス施設の自己負担分について、JAのリース事業を利用し返済し、その他の物品等の購入費用を青年等就農資金のような融資事業を活用いただいております。しかしながら、昨今の資材高騰等により自己負担が増大しており、新規就農や規模拡大においても大変厳しい状況となっております。議員が御指摘のとおり、新規就農時に最低限必要な備品や、先ほど申し上げた暗渠排水の施工については、補助の対象となるよう国、県に対し要望していきたいと考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

今も既に様々な補助があつて就農者の方を支援していただいているようでございますが、さらなる追加での国、県への要望も切にお願いしたいところなんです。また、国、県で今抜けているところ、これはある程度市で独自にフォローしていただくということも、近隣他市との違いが鮮明になって、これを魅力に感じるということもあるんじゃないかなというふうに思って、これによって若い新規就農者の方も増えて、質のよい柳川ブランドの農作物を、市内はもちろんのこと、全国へ発信できれば、柳川の魅力も上がって、移住・定住、これの一助となり得るのではないかなというふうに思っているところでございます。ぜひとも市の強烈なフォローをお願いいたしまして、4問目に移りたいと思います。

調べたところによりますと、国内における死因の第1位は悪性新生物、いわゆるがんでございますが、本市における病気での死亡原因の詳細は把握してあるのか、あるのならば割合も含めてお願いいたします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

お答えいたします。

福岡県が公表している最新の保健統計年報、令和元年度版によると、柳川市の死因第1位は新生物、いわゆるがん、全体に占める割合は約27%です。第2位は心疾患や脳血管疾患などの循環器系の疾患で約22%、第3位は肺炎などの呼吸器系の疾患で約18%でした。

参考に、福岡県全体の死因も順位は同じで、割合は新生物が約30%、循環器系が約22%、呼吸器系が約16%となっております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

国、県、それから柳川市、順位は変わらず、割合が少し違うぐらいでほぼ一緒ということなんですが、それでは、現在、柳川市において行われているがん検診、この種類はどのようなものがあるか、教えていただけますでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

本市のがん検診は、健康増進法に基づく健康増進事業として、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん検診と、前立腺がん検診の合わせて6種類を実施しています。

胃がん検診は、令和3年度からバリウムによる胃エックス線検診に加え、胃内視鏡検診、いわゆる胃カメラを導入し、選択できるようにしました。

以上です。

2番（橋本憲之君）

よく耳にするがんの種類を検診を6種類ほどされていて、これも少しずつバージョンアップをされてきているということなんですが、これらの検診、全て毎年受けることができるのかどうか、これについて教えていただけますでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

検診の受診頻度については、国のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき、胃内視鏡検診と乳がん検診は2年に1回、そのほかの肺がん、大腸がん、子宮頸がん、前立腺がんは毎年受診が可能です。胃がんもバリウム検診であれば毎年受診できます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

胃の内視鏡検診と乳がんの検診については2年に1度とのことなんですが、うちの妻から、乳がん検診は指定された年に受け損なったら、柳川の場合、3年、間が空くもんね、筑後と

かは毎年受診できるけんよかねと言っているのを聞きました。調べたところによりますと、近隣では大川、大牟田、みやまが柳川と同じく2年に1度、筑後と八女に関しては制限なし、つまり毎年でも可能とのことでした。

先ほど言ったように、うっかりして検査を受け損なった、あるいはやむを得ず検診を受けることができなかつた人、これは2年に1回しか受けられない乳がん検診の場合、次の検診を受けるまでに3年のブランクが空いてしまうと、ブランクが出てしまうと。早期発見するためには、こうした人たちがイレギュラーで受診できるような機会を設ける必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

先ほど議員が紹介されましたように、自治体の中には対象者を限定しないところ、それから、対象者は限定するんですが、2年に1回しかできませんよということで案内するところ、それと、本市のように対象者を限定しているようなところがございますけれども、本市の乳がん検診は個人が2年に1度受診できる仕組みになっております。これには2つ理由がございます。1つは、国のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針で受診間隔が2年に1回とされていること、もう一つは、集団検診のみで実施しているため、人数の偏りを防ぐために、対象者を偶数月生まれの人、奇数月生まれの人の2つのグループに分けて、年ごとに入れ替えているためです。

しかし、議員が言われるように、検診の機会を逃した人の中には不安を感じておられる方もいらっしゃるようです。がん治療におきましては、病気を早期に発見し、治療を始めることが肝要です。したがって、来年度から前年に受診機会を逃した人には、個別に申出をいただくことで受診が可能となるような体制を整えていきたいと考えております。

あわせて、マンモグラフィー検査の設備を持つ市内の病院にお願いし、本市の乳がんの施設検診が可能となるようにも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

来年から対応をしていただけるということで本当にうれしいんですが、実はここで違う実例の話をしようとしたんですが、昨晚、知人からメッセージが来まして、こちらからは今日の一般質問の内容を何も言っていなかったんですが、そのメッセージには、自分が乳がん検診でステージ1と診断されて、数日前に手術をした。これを伝えられた後に、乳がん検診は本当に大事ですね。奥さんにもぜひぜひ勧めたほうがいいですよ。毎年受診できればいいですけどねとつぶられていました。これは紛れもなく市民の生の声です。少なくとも機会を逃した人の救済措置、これが確実にできるようにお願いしたいと思います。

さらに、進行の早い年代だけでも毎年受診できるようなれば、なおいいと思いますので、

ぜひとも医療機関との交渉のほどよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、本日4つの質問も含めて、これまで4年間、13回行ってきた一般質問でございます。この柳川の魅力を引き出すための重要な要素と考えます。水と人とまちが輝くことのできる柳川となるよう皆さんで頑張っていきましょう。

以上、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これをもちまして橋本議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、4番今村智子議員の発言を許します。

4番（今村智子君）（登壇）

皆様おはようございます。4番、公明党、今村智子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、これまで提案をさせていただきましたことに対する取組や、また、進捗状況を伺いたいと思っておりますので、執行部の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

質問は2点です。1点目は、外国人住民との共生へ向けての取組について、2点目は、防災・減災についてお伺いいたします。

質問は自席より行いますので、議長のお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

4番（今村智子君）続

2020年に入り、コロナ感染症が世界的に広がり、日本をはじめ、多くの国からビザ発給や出入国の制限措置が講じられ、人の移動はほぼ停止状態となっておりました。コロナ感染拡大以前は本市において外国人住民の方は増加傾向にありましたが、その数は変動したのではないかと考えられます。

そこで、お尋ねをいたします。

本市における現在の外国人住民はどれぐらいいらっしゃるかを教えてください。

市民課長（乗富英一君）

今村議員の質問にお答えします。

令和元年12月議会で今村議員からの一般質問において、平成26年10月末の市内外国人は256名に対し、令和元年10月末で514名と5年間で約2倍に増加していることから、今後さらに外国人は増えていくだろうと答弁しておりました。しかし、その後、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、市内の外国人数は500名前後を上下しておりました。具体的な数

字を申し上げますと、令和2年3月末時点が543名、令和3年3月末時点が564名、本年3月末時点が482名となっております。しかし、本年4月以降は日本への入国規制が緩和されたこともあり増加に転じ、7月までの4か月間で125名増加し、7月末時点で607名となっております。

ちなみに、外国人住民の国籍上位3か国を紹介しますと、ベトナムが225名、中国が85名、フィリピンが78名となっております。

以上です。

4番（今村智子君）

調べていただきまして、ありがとうございました。

本年3月末までに減少傾向であったわけですけれども、4月以降が増加に転じて、4か月で何と125名も増加をしてあるということで本当に正直驚いております。柳川市全体の人口は減少している中でありますけれども、外国人の住民は増加をしている、このことから外国人住民との共生へ向けての取組は本当に重要であると考えます。

先日、本市在住の外国人の方から、相談事は市役所のどこに行ったらいいんでしょうかとお声をいただきました。コロナ禍において、外国人住民にとって従来とは異なる環境で生活、雇用、そして、子育てなどにおける不安は本当に大きいものであると思っております。

そこで、お尋ねをいたします。

外国人の方が相談をするとき、最初にどの窓口に行けばよろしいのでしょうか、教えてください。

市民課長（乗富英一君）

本市におきましては、各種手続におきまして基本的に各担当課が窓口となっております。担当窓口が分からない場合は、柳川庁舎の場合は総合案内、また、大和、三橋庁舎の場合は市民サービス課などにお尋ねいただければ御案内いたします。

また、以前も御紹介しましたが、福岡県は外国人向けの行政相談窓口として、福岡県外国人相談センターをアクロス福岡内に設置しております。このセンターでは雇用や労働、住居、子供の教育などの生活での困り事や、在留や法律相談などの様々な相談に22か国の言語で対応されておりまして、相談につきましては、窓口に来ていただくか、電話、メールでも対応されているということです。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

担当窓口が分からない場合は柳川市庁舎では総合案内ですね、入って左側のところ、そして、大和、三橋の場合であれば市民サービス課でまず案内をしていただける窓口になっているということでございます。県では外国人向けの行政相談窓口を設置されてあるということ

でありましたけれども、実際に本当に柳川からアクロス福岡まで足を運んでいかれたりとか、また、電話、メールで相談を外国人の方がされるのだろうかということは感じるころではあります。

今後増加するであろう外国人住民に対しての本市の庁舎内において英語表記などの窓口の設置が必要であると思っておりますが、市のお考えをお聞かせください。

企画課長（池末勇人君）

英語表記されている窓口の必要性ということで御質問ですので、お答えをしたいと思います。

先ほど市民課長が答弁いたしましたとおり、まず、総合案内窓口でその方が必要とする担当窓口を御案内しており、今のところあまり必要性がないというふうに考えております。また、現在、市内の外国人の方はベトナムの方や中国の方が半数を占めておりまして、外国語表記をするのであれば、英語表記だけでなく、ベトナム語や中国語など、様々な言語での表記が必要になるのではないかとこのように感じております。

企画課が令和2年度に本市在住の外国人の方が市の各担当課に寄せられた要望がないか調査をしましたところ、言語の問題がやはり一番多く、説明や意思の疎通がなかなか困難である場合があるという声があります。しかしながら、多くの言語を通訳や翻訳することが大変難しく、現場では苦労しているところでございます。そのため、現在は本市が進めておりますやさしい日本語による説明を始めまして、外国語版の資料、パンフレットなどを利用したり、スマートフォンのアプリの翻訳機能などで対応をしております。

また、行政窓口での通訳支援に関しまして、本年7月から出入国在留管理庁による遠隔通訳支援事業がスタートをしております。これは外国人相談者の方と市の担当者の方に出入国在留管理庁が委託している通訳オペレーターが入りまして言葉を通訳するというものです。この事業は令和5年3月31日までの試行事業となっておりますけれども、窓口での説明などで積極的に活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

いろいろと調査をしていただきまして、ありがとうございます。

行政窓口での通訳支援に関しまして、令和5年3月31日までの試行事業であります遠隔通訳支援事業がスタートしているとのことですが、なかなか今まで相談ができなかった方などもいらっしゃるかと思いますので、ぜひこの機会に御利用できるように、住所が分かる外国人の方がいらっしゃれば、直接のお知らせとか、また、外国人労働者を雇用されていらっしゃる事業者の方へお伝えをしていただけたらと思っております。

また、あともう一点でございますけれども、先ほどの答弁の中に窓口の設置はあまり必要性はないと考えているとおっしゃってあったんですが、本当に必要性はないのでしょうか。

必要性があるからする、ないからしないではなく、例えば、先ほどおっしゃられたように、ベトナム、中国、そして、フィリピンの方だけでも本当にたくさんの方がいらっしゃるのです、その3か国語などを使って案内に、相談窓口はこちらですという表記を英文とかその国の言葉、3か国語だけでも大分柳川の住民の方は助かるのではないのでしょうか。そしてまた、これだったら庁舎へも足を運んでいろいろ相談をしようかというお気持ちになられるのではないのでしょうか。それが本当の市民サービスであり、おもてなしの心と言えるのではないかと考えております。ぜひ表示だけでもお願いしたいと思います。

また、以前の質問で本市在住の外国人にアンケート調査や市民会議を開催し、外国人の声を聞く機会を設けて、その声を市政に反映していただけたらとの提案をさせていただきました。その後の答弁で、今後調査をして研究を重ねていきたいとのことでございましたので、その後の進捗があれば教えてください。

企画課長（池末勇人君）

まず初めに、外国人の方へのアンケート調査ということですが、こちらは令和元年12月に柳川高校を訪問いたしまして、留学生への取組や課題について聞き取りを行っております。留学生の方に関しましては、寮生活をされているということもありまして、日常生活での不満はほとんどないというような回答でした。

次に、外国人の声を聞く場としての市民会議的なものを開催してはということですが、確かに知らない国で言葉も分からない場合、不安な生活を送っている方もいらっしゃるかと思います。そのような外国人の方々の悩みを気軽に話せたり、情報交換をしたりすることで生活の不安を解消することは重要なことだと感じております。市役所内部にそのような部署を設置するより、以前、市民協働まちづくり事業で行いました在住外国人のための柳川生活ガイドを市と協働で作成していただきました柳川日本語学校水かげろうのような民間団体の方と一緒に交流の場を検討してみたいというふうに考えております。

具体的に本市に住んである外国人の方に直接御意見をお聞きすることはできておりませんが、福岡県外国人相談センターに寄せられた相談内容などは県から情報提供されることになっておりますので、様々な場面を利用して外国人の方のニーズを捉え、市政に反映させることにより、外国人の方の日常生活を支援し、外国人の方にも暮らしやすいまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。ぜひとも御支援のほどをよろしくお願いいたします。

次に、質問でございますが、外国人の事業者の方も本市にはいらっしゃいますが、コロナ禍における外国人に対する休業支援金や給付金などの支援体制などがありませんでしたら教えてください。また、支援の周知はどのようにされているかも教えてください。よろしくお願いいたします。

たします。

生活支援課長（今村立身君）

今村議員の御質問にお答えいたします。

コロナ禍における休業支援金等につきましては、商工・ブランド振興課を窓口といたしまして、市内に事業所を有する事業者の方で外国人の事業者の方も対象に含みまして、令和2年度に中小企業者へのがんばる応援金とがんばる家賃軽減支援金を、令和3年度にはがんばる事業者継続支援金の給付を行ったところであります。

なお、外国人の方への給付件数につきましては、申し訳ございませんけれども、把握は難しいとのことでございました。

また、給付金等につきましては、生活支援課を窓口としまして、柳川市に住民登録があり、一定の条件を満たす世帯に対して、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、住居確保給付金や家計が急変された世帯への臨時特別給付金の支給を行っております。外国人の方へは自立支援金を1世帯の方へ令和3年8月から10月までと、再支給としまして令和3年12月から令和4年2月まで、また、3世帯の方へ令和4年3月から5月までの計4世帯の方へ、住居確保給付金を1世帯の方に令和3年10月と11月、再支給といたしまして令和4年3月から5月まで、臨時特別給付金を令和4年4月に5世帯の方へ、それぞれ申請に基づき支給を行っております。

申請につきましては、外国人の方がお一人で来庁されるときもありましたけれども、日本語が不得手な方に対しましては、職員が丁寧に、時には身ぶり手ぶりで説明をいたしまして、御理解をいただいた上で、申請書の提出をいただいております。

また、周知につきましては、広報「やながわ」や市のホームページにて周知を図ってきたところでございます。

以上です。

4番（今村智子君）

本当に職員の方の丁寧な対応に感謝を申し上げます。こういった給付金等、日本人の方でもやっぱりなかなか文書を起こしてやっていくというのは大変難しいことではあるかと思うんですけども、そういった意味では職員の皆様の御支援のほどを本当に心より感謝申し上げます。

これからも外国人の方は大切な市民の一人でございますので、さらなる御支援をよろしくお願いいたします。この件につきまして、もし外国人との共生の取組に対して市長のほうからお考えがあられましたらばお聞かせ願うことはできますでしょうか。

市長（金子健次君）

現在、柳川高校に60名の外国人留学生がおります。校長のほうもグローバルな学校ということで応募もたくさん来ておりますし、これからコロナが終息すればもっと増やしたいとい

う考えでやっておられますし、そういう意味で、外国人が多くなるような形等もこれから考えて、職員採用についても英会話の堪能な人たちも優先的には採用したほうがいいかなという考え方を持っております。

以上です。

4番（今村智子君）

突然の質問でございましたが、お答えいただきまして本当にありがとうございます。

それでは次に、2点目の防災・減災についてお伺いいたします。

毎年のように発生する大雨、台風、そして、地震などによる被害、これら自然災害から命を守るためには日頃からの備えが大事であると同時に、災害発生のおそれがある場合には、迅速に避難できるよう事前に情報を収集しておくことも大切だと考えております。

令和2年9月議会におきまして、私は避難所の運営について質問をさせていただきました。その一つに、乳幼児を抱えた家族の避難所についてがあります。

当時の執行部の答弁では、子育て支援拠点施設を乳幼児と保護者専用の避難所として使用できないか、子育て支援課と協議を始めたとのことでもございましたので、あれから2年が経過いたしました。その後の進捗状況があれば教えてください。

総務課長（武田真治君）

今村議員の御質問にお答えいたします。

乳幼児と保護者専用の避難所につきましては、令和4年度、本年度から子育て支援拠点施設「このゆびとまれ」を避難所として設置いたしました。

避難対象としましては、乳幼児と保護者に加えて、妊産婦専用の避難所としておりますので、ゼロ歳から小学校就学前の子供さんとその保護者、そして、妊産婦ということになります。さらには同居している家族である祖父母、あるいは乳幼児の兄弟の方も避難可能としていただいております。

また、備蓄品としては、粉ミルク、ベビーフード、紙おむつ、生理用品を備蓄はしております。ただし、備蓄数も限られておりますので、避難するときは母子手帳、ミルク、哺乳瓶など、持ってきていただくようお願いをしております。

また、この避難所の市民の方への周知は市報、ホームページで行っております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。本年度から子育て支援拠点施設に乳幼児と保護者専用の避難所の設置をしていただき、また、備蓄品もしっかりと準備をしていただきまして、本当に心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。

今後、また子育て支援拠点施設「このゆびとまれ」以外にも、ほかにも何か所かございますので、ぜひまたそういった部分では拡大していただけたらありがたいです。よろしくお願

いたします。

次に、令和3年9月議会におきまして質問いたしました防災士資格取得についてお尋ねをいたします。

自主防災組織のサポーター役、また、災害が発生したときの避難所運営において、本当に即戦力となる防災士であります。その資格をお持ちの方は前回の答弁では男性が19名、女性が2名、合計21名であったと思います。しかし、防災士資格を取得するには、研修費のほか、教本代、受験料、認証登録料など、合計すると65千円以上が必要ということで資格取得へのハードルは高く、助成のお願いをしておりました。前回の執行部からの答弁では、防災士資格取得への助成について実施する方向で検討したいとのことでありましたので、その後の進捗状況、資格取得への助成がいつから開始されているのか、また、資格取得へ向けての推進、周知方法、そして、現在の防災士の数を教えてください。

総務課長（武田真治君）

防災士の資格を取得するためには、日本防災士機構が認証した研修機関が実施する防災士養成研修を受講する必要があります。次に、日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験を受験し合格すること、また、救急救命講習を受けていることも取得のための条件となっております。

この研修費用の53,900円につきましては、以前から受講者が地域の自主防災組織の活動に参加する意思があることを条件に県のほうで助成をしております。議員お尋ねの教本代、受験料、教本代が3,500円、受験料3千円、認証登録料5千円の費用につきましては、これまでは助成をしておりませんでしたけれども、本年度から市で助成をするようにしております。

防災士養成研修・試験の周知方法といたしましては、ホームページで掲載するとともに、自主防災組織を設立されている東宮永校区自主防災会、豊原校区自主防災組織にチラシなどを配布して周知を行いました。

次に、現在の防災士の人数は男性が20名、女性が4名で、合計24名となっております。昨年が男性19名、女性2名の21名でしたので、昨年よりも3名の増となっており、女性の比率も10%から17%に上昇をしております。また、本年度の防災士養成研修・試験には男性3名、女性2名、合計5名の申込みがあっておりまして、昨年の申込みが3名でしたので、2名増えているということになります。この5名が全員合格されれば、防災士の人数は男性が23名、女性が6名で29名となりまして、女性の比率もまた17%から21%に上昇をします。

今後も市民への周知の充実を図り、防災士の増加に協力したいと思っております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

初めに、21名の防災士の方が今回24名となり、また、今度もしも5名の方が合格されたら

ば29名となり、また、女性の比率も21%に上昇しますとおっしゃっていただきまして、本当にありがたく思っております。これからさらに市民の安全確保の充実のためにも、さらなるお力を貸していただきますことをよろしくお願いいたします。

それでは、最後になりますが、私の一般質問は終わりますが、これまで執行部の皆様、また、議員の先輩方の皆様の御支援のおかげで議員活動を4年間することができました。しっかりまた皆様のお役に立てるように、これからあと残された日数ありますけれども、また頑張ったいと思っております。どうもありがとうございました。

議長（藤丸正勝君）

これもちまして今村智子議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。一般質問は明日2日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了いたしましたので、明日2日は休会したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

御異議なしと認め、明日2日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時21分 散会

柳川市議会第6回定例会会議録

令和4年9月13日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 伊藤法博 | 2番 | 橋本憲之 |
| 3番 | 佐藤勝広 | 4番 | 今村智子 |
| 5番 | 新谷信次郎 | 6番 | 江口義明 |
| 7番 | 菊次太丸 | 8番 | 立花純 |
| 9番 | 近藤未治 | 10番 | 佐々木創主 |
| 11番 | 河村好浩 | 12番 | 荒木憲 |
| 13番 | 高田千壽輝 | 15番 | 矢ヶ部広巳 |
| 16番 | 緒方寿光 | 17番 | 白谷義隆 |
| 18番 | 田中雅美 | 19番 | 樽見哲也 |
| 20番 | 三小田一美 | 21番 | 藤丸正勝 |

2.欠席議員

| | |
|-----|------|
| 14番 | 諸藤哲男 |
|-----|------|

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | | | | | | | | | |
|----|---|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 金子健次 | | | | | | | | | | | |
| 副市 | 長 | 中村智弘 | | | | | | | | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 沖 | 毅 | | | | | | | | | |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 平 | 田 | 敬 | 介 | | | | | | |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 高 | 田 | 啓 | 介 | | | | | |
| 市 | 民 | 部 | 長 | 松 | 藤 | 満 | 也 | | | | | | |
| 保 | 健 | 福 | 祉 | 部 | 長 | 島 | 添 | 守 | 男 | | | | |
| 建 | 設 | 部 | 長 | 中 | 村 | 正 | 光 | | | | | | |
| 教 | 育 | 部 | 長 | 兼 | 三 | 橋 | 庁 | 舎 | 長 | 袖 | 崎 | 朋 | 洋 |
| 消 | 防 | 長 | 松 | 藤 | 敏 | 彦 | | | | | | | |
| 人 | 事 | 秘 | 書 | 課 | 長 | 江 | 口 | 英 | 範 | | | | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 武 | 田 | 真 | 治 | | | | | | |
| 財 | 政 | 課 | 長 | 田 | 中 | 勝 | 裕 | | | | | | |
| 健 | 康 | づ | く | り | 課 | 長 | 田 | 島 | 雅 | 彦 | | | |
| 福 | 祉 | 課 | 長 | 内 | 田 | 猛 | | | | | | | |
| 学 | 校 | 教 | 育 | 課 | 長 | 古 | 賀 | 洋 | | | | | |
| 農 | 政 | 課 | 長 | 木 | 原 | 隆 | 文 | | | | | | |
| 水 | 路 | 課 | 長 | 梅 | 崎 | 秋 | 敬 | | | | | | |
| 生 | 活 | 環 | 境 | 課 | 長 | 野 | 口 | 貴 | 光 | | | | |

4. 本議会に出席した事務局職員

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 白 | 谷 | 通 | 孝 | | | | | | | |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 次 | 長 | 兼 | 議 | 事 | 係 | 長 | 徳 | 永 | 喜 | 美 | 香 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 次 | 長 | 補 | 佐 | 兼 | 庶 | 務 | 係 | 長 | 森 | 康 | 貴 |

5. 議事日程

諸般の報告について

(1) 総務常任委員会報告について(委託料及び補助金等について)

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

総務常任委員長報告について

議案第69号 令和3年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算
の認定について

議案第72号 令和4年度柳川市一般会計補正予算(第4号)について

議案第73号 柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

建設経済常任委員長報告について

議案第70号 令和3年度柳川市水道事業会計決算の認定について

議案第71号 令和3年度柳川市下水道事業会計決算の認定について

議案第74号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 市道路線の認定、変更認定及び認定廃止について

教育民生常任委員長報告について

議案第66号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第67号 令和3年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第68号 令和3年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について

決算審査特別委員長報告について

議案第65号 令和3年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程(3) 議案の上程について

議案第78号 令和4年度柳川市一般会計補正予算(第5号)について

議案第79号 工事請負契約の締結について

議案第80号 財産の取得について(追認)

議案第81号 柳川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

午前10時 開議

議長(藤丸正勝君)

皆さんおはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

総務常任委員会報告について、総務常任委員長よりお手元に配付のとおり提出されておりますので、報告をいたします。

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（藤丸正勝君）

日程1 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。令和4年第6回柳川市議会定例会最終日の日程等について、昨日、9月12日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議案の上程についてで、執行部追加提出の議案第78号から議案第81号までの4議案の一括上程であります。

提案理由の説明後、4議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開いたしまして、質疑終了後、4議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会において決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

議長（藤丸正勝君）

本日の日程につきましては、ただいまの報告どおりいたしたいと思っております。

日程第2 各委員長報告について

議長（藤丸正勝君）

日程2 各委員長報告について。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

8月29日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1) 議案第69号 認定

本案は、令和3年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和3年度につきましては、用地を先行取得するなど、この特別会計を活用して事業を实

施することがなかったため、予算の執行はあっておりません。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(2)議案第72号 原案可決

本案は、令和4年度柳川市一般会計補正予算(第4号)についてであります。

既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ「13億2,809万5千円」を追加し、補正後の予算総額を「340億3,830万1千円」としようとするものであります。

審査の過程で、水路保全工事費及び道路維持工事費の箇所数及び場所、雲龍久吉展及び相撲教室の具体的内容、経営開始型資金の対象者、農業燃油高騰緊急対策事業補助金の対象品目での補助額の違いの理由、がんばる運送事業者支援金対象事業者の内訳、市民体育館施設改修工事費の内訳、原油価格や漁業資材などの価格高騰等に伴う漁業者への支援金等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第73号 原案可決

本案は、柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等が令和4年10月1日に施行されることに伴い、本市においても、育児休業の取得回数制限の緩和及び非常勤職員の育児休業取得要件の緩和等を行い、職員が妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援ができるように同様の措置を講じるため条例を改正するものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

議長(藤丸正勝君)

以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長(三小田一美君)(登壇)

どうも皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

8月29日の本会議におきまして当委員会に付託を受けた議案4件について、その審査を終了いたしましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告を申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

4 結果

(1)議案第70号 認定

本案は、令和3年度柳川市水道事業会計決算の認定についてであります。

審査に当たり、監査委員の出席を求め、監査報告を受けました。その後、執行部より詳細な説明を受けました。

審査の過程において、矢加部配水場の耐震化事業は国土強靱化のメニューに該当するか、企業債を返還する際に交付税に算入されるのか、給水戸数が増加しているのはどの地区かについて質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で認定することに決定いたしました。

(2)議案第71号 認定

本案は、令和3年度柳川市下水道事業会計決算の認定についてであります。

審査に当たり、監査委員の出席を求め、監査報告を受けました。その後、執行部より詳細な説明を受けました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で認定することに決定いたしました。

(3)議案第74号 原案可決

本案は、柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

新たに「柳川市本城町観光駐車場」を追加し、観光バスに加え、一般車の駐車も可能とし、他の民営駐車場との公平性を考慮し有料化するものです。また、既存3駐車場の料金体系及び月ぎめ契約についても近隣の民営駐車場とのバランスを考慮し料金を改定するものです。

審査の過程において、賃貸借契約の更新方法、本城町観光駐車場の出入り口の使い方についての質疑、沖端地区の渋滞・駐車場問題にかかる矢留小学校の跡地利用の今後の検討についての発言がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第75号 原案可決

本案は、市道路線の認定、変更認定及び認定廃止についてであります。

開発行為及び寄附採納に伴う2路線の新規認定、寄附採納及び払い下げに伴う2路線の変更認定及び払い下げに伴う1路線の認定廃止を行うものです。

審査の過程において、カーブミラー設置に係る隅切り部分の市道認定の検討についての発言がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上、建設経済常任委員会の報告は終わります。

議長（藤丸正勝君）

以上で建設経済常任委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長（高田千壽輝君）（登壇）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

8月29日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結果

(1)議案第66号 認定

本案は、令和3年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額「88億6,388万3,519円」に対し、歳出総額「85億9,196万227円」で、歳入歳出差引額は「2億7,192万3,292円」となり、前年度からの繰越金を差し引いた、実質単年度収支は「1億4,524万3,207円」となっております。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(2)議案第67号 認定

本案は、令和3年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額「10億9,451万9,548円」に対し、歳出総額「10億8,985万6,238円」で、歳入歳出差引額は「466万3,310円」となっております。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(3)議案第68号 認定

本案は、令和3年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

この貸付制度は、平成8年度をもって終了し、現在は、その貸付金の徴収及び起債の償還業務を行っており、歳入総額「1,121万5,444円」に対して、歳出総額「1,121万5,444円」となっております。

審査の過程において、滞納となっている貸付金の償還の見通しについて質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（藤丸正勝君）

以上で教育民生常任委員長の報告は終わりました。

次に、決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長（佐々木創主君）（登壇）

決算審査特別委員会の審査結果を御報告いたします。

8月29日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、傍聴者、4、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

5 結果

(1) 議案第65号 認定

本案は、令和3年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算収支といたしましては、歳入総額「383億351万8,016円」、歳出総額「365億4,621万1,496円」で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は「17億5,730万6,520円」となっており、そのうち翌年度への繰越財源「7,889万556円」を差し引いた実質収支額は「16億7,841万5,964円」となっています。

当委員会は、2日間にわたり歳入歳出決算について、各款ごとに説明を受けて審査を行いました。

歳入審査では、県補助金の学童期フッ化物洗口事業費の増加の理由、市債借入先の選定方法について質疑がありました。

歳出審査では、人件費全般で、スクールソーシャルワーカーの配置状況、地域おこし協力隊の人数と人件費、総務費では、ストレス度が高かった職員に対するその後のフォローや支援、移住サポートセンターで相談を受け実際に移住をされた件数、出会い応援事業でイベント後の動向、ふるさと寄付金の返礼品等に係るチェック体制も含めた今後の方針、民生費では、介護予防普及啓発事業費の事業内容及び財源、要保護児童対策事業費で児童虐待に係る相談の対応状況、学童保育事業費で障害児介助員の加配人数、衛生費では、乳幼児健康診査で発達障害が疑われ実際に治療に結びついた件数、がん検診の受診率が低いことに対する見解、労働費では、シルバー人材センター高年齢者就業機会確保事業補助金及び高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助金の契約金額の推移、シルバー人材センターの今後の人材の確保、商工費では、イルミネーション事業補助金の事業効果、がんばる事業者継続支援金の事業内容及び事業主体、新規創業支援補助金の対象事業の内容、教育費では、リモート授業の実績、小中学校のトイレ洋式化の進捗状況、就学援助対象者の推移、市民文化会館と閉鎖した市民会館の費用の比較等について質疑及び意見がありました。

総括では、市債残高が増加していることに対する今後の取り組み、及び自主財源確保に向けた今後の取り組み、不用額が出るのがわかる場合は早めに減額補正をしてその他の住民

サービスに回すべきではないか、コロナ禍で事業の中止等もあっているので委託事業や補助金の実績報告の審査についてしっかりやってもらいたい等質疑及び意見がありました。

また、一部過疎指定を受けている中、少子化に対する予算計上を重点的に行ってもらいたいという賛成討論が行われました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（藤丸正勝君）

以上で決算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務常任委員長報告について質疑を行います。

質疑通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第69号 令和3年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論される方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

議案第72号 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論される方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第73号 柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
討論を行います。討論される方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済常任委員長報告について質疑を行います。

質疑通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第70号 令和3年度柳川市水道事業会計決算の認定について討論を行います。討論される方はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

議案第71号 令和3年度柳川市下水道事業会計決算の認定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

では、本案について採決をいたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

議案第74号 柳川市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

では、本案について採決をいたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第75号 市道路線の認定、変更認定及び認定廃止について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

では、本案について採決をいたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第66号 令和3年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

議案第67号 令和3年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

では、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

議案第68号 令和3年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

では、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

次に、決算審査特別委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第65号 令和3年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

では、本案について採決いたします。

本案は決算審査特別委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

日程第3 議案の上程について

議長（藤丸正勝君）

次に、日程3・議案の上程について。

議案第78号から議案第81号までの4議案を一括上程いたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。日程3、追加提案いたします議案第78号から議案第81号の4議案について御説明申し上げます。

まず、議案第78号 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に632,653千円を追加、歳入歳出予算の総額を34,670,954千円としようとするものであります。

歳出について御説明いたします。

民生費で460,500千円を増額補正しております。

内容としましては、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増への対策として、住民税非課税世帯等の低所得世帯に対し、50千円の給付金を支給するものです。

衛生費で172,153千円を増額補正しております。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株による感染拡大が続く中、10月以降もワクチン接種を希望する全ての人が接種できるように、接種実施に必要となる経費を計上するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

国庫支出金では、歳出で御説明しました2事業は全額国庫補助金を財源としておりますので、歳出と同額の632,653千円を増額補正しております。

次に、議案第79号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本件は、柳川市資源物貯留施設建築工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び柳川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

工事の金額は232,303,500円で、柳川市吉原38番地1、株式会社待鳥建設、代表取締役、待鳥正人と工事請負契約を締結するものであります。

工事期間は約8か月を見込んでおり、新施設の完成は令和5年5月末頃の予定です。その後、施設のオープンに向けた準備を進め、令和5年内に資源物の受入れを開始する予定です。

なお、工事期間が令和5年度にかかるため、令和5年度事業費については債務負担行為として予算計上しておりますことを申し添えます。

次に、議案第80号 財産の取得について（追認）について御説明申し上げます。

まずもって議員の皆さんには多大なる御迷惑をおかけしたことを深く反省し、心よりおわびを申し上げます。

本件は、三橋学校給食共同調理場に設置しております食器洗浄機の老朽化により業務に支障が出ているため、新しく食器洗浄機を購入し設置するもので、取得金額は35,200千円、大野城市瓦田4丁目15番30号、日本調理機株式会社九州支店、支店長、今古賀達生と物品売買契約を締結するものであります。

本来でありますと、予定価格が20,000千円以上となる財産の取得でございましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び柳川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得に該当しておりました。しかしながら、その点を失念し、令和4年6月8日に指名競争入札により入札を執行し、議会の議決を経ずに同年6月14日に落札業者と物品売買契約を締結してしまったものであります。

この瑕疵を治癒し、法的有効性を確保するため、財産の取得の追認の議決を得ようとするものです。

繰り返しになりますが、こうした事態を招いてしまいましたことを誠に申し訳なく、深くおわびを申し上げますとともに、今後、こうしたことが二度と繰り返されないように再発防止に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第81号 柳川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案第80号の三橋学校給食共同調理場の食器洗浄機購入に係る財産の取得について、議会での議決が必要な事案であるにもかかわらず、失念していた事実を重く受け止め、自らを戒め律するため、三役の令和4年10月分の給与月額をそれぞれ10分の1減額するための条例改正を行うものであります。

以上、議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（藤丸正勝君）

提案理由の説明が終わりましたので、4議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時37分 休憩

午前10時48分 再開

議長（藤丸正勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第78号 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

次に、討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

では、本案について採決をいたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第79号 工事請負契約の締結について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

では、本案について採決をいたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

続いて、議案第80号について、私が発言の通告をしておりますので、会議規則第53条の規定により副議長と議長の職務を交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

副議長（伊藤法博君）

議案第80号については議長が発言の通告をされておりますので、会議規則第53条の規定により副議長の私が議長の職務を行います。

次に、議案第80号 財産の取得について（追認）について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。質疑は3回までですので、よろしくお願いします。

21番（藤丸正勝君）

分かりました。

この議案は、三橋共同調理場食洗機売上の契約でございます。小学校、これは中学校ですね、2学期より利用され、子供たちには昼食が停滞なくおいしく食されておると思いますが、この食器洗浄機は議会の議決なしに勝手に市長は業者と35,200千円の契約をしてありますが、柳川市条例、規則はどのようになっているか、また、条例制定は市執行部だけで制定されるものですか。

なお、この条例制定に立ち会った当時の 当時、これは条例制定、平成17年合併当時の条例と思います。そのときの当時の議員、今ここに何名おりますか。その我々議員がその条例を認めて出来上がった、制定された条例であります。しっかりこれを答えてもらいたいと。

それから、条例制定には市議会がどのように関わっていたか。また、市条例は執行部、議会、市民全体で守らなければならない条例でしょう。これを答えてもらいたいと。

それから、地方自治法第96条第1項第8号と市条例第3条の説明をもう一度詳しく求めます。

それから、この議案は契約違反かどうか、これははっきりとお伺いいたします。

かなり質問をしております。しっかりとメモしとってください。

それから、私はこの議案第80号、市条例に違反した提出、または条例を無視して提出した議案じゃないかと思っております。議会の議決のないまま、令和4年6月14日に35,200千円の契約を終わとる。これはまさに議会軽視と言わざるを得ないわけです。議会軽視よりも議長軽視、そういうふうに私は思っております。そういうことで、私は質疑をしているところです。この辺をはっきりと伺いたいと思います。

市条例では、議案によっては条例違反と分かりながら提出してもいいか、条例を無視しても提出していいか。この案件は、市長、条例に違反しているか違反していないか、これははっきりと答えてもらいたい。市条例は執行部が作成され、これをこの議会が平成17年に認めたものでございます。

随分と私は質問しましたが、一項目一項目答弁をお願いします。

総務部長（平田敬介君）

藤丸議長の御質問にお答えします。

まず最初の、この条例は平成17年合併時の議会に諮られて決定された、制定された条例であると。この条例はどのようなことであったかということでございまして、そもそも地方自治法の第96条第1項に議会の議決を要するという案件が限定列挙をされております。その第1項の各号のうち、今回関係しているのは第8号でございまして、少し省略して言いますと、政令で定める物品の購入の契約のうち、政令で定める基準額以上で条例で定める額以上の契約ということで、政令で定める基準というのが物品等のこういう財産の取得の場合は、市の場合は20,000千円以上と定められておりますので、それを市として条例で20,000千円以上のどこかに定める必要があった条例でございまして、柳川市の場合は、それは政令の定める最も低い額である20,000千円という額で、平成17年の合併当時に関係された議員の皆様と諮って条例が制定されたものと理解をしております。

それから、今提案している議案は、そういう条例に違反しているんじゃないかということにつきましては、これにつきましては議会の議決を経て契約すべきものでありまして、契約をしている今の状態は契約が無効の状態でありまして、ある意味、何と申しますか、契

約が無効の状態であるということです。その状態を放置ができませんので、今回、それを法的有効性を保つために、その後の議会で追認の議案という形で提出をお願いをしているものでありまして、今回の提出議案そのものは条例に抵触するとか違反しているというものではないと思っております。

ただ、今の契約は無効ということで、この条例を経ていないという状態であると。そこが違反とおっしゃられれば、それに反しているという状態にあると。ただ、その反した状態をこの議案で正したいということでお願いをしております。

それと、議会軽視、議長軽視でないかということではありますが、決してそういうようなことからこれを失念したということではございません。失念の理由は、まさにそういう議決が必要ということに思い至らなかった、そして、決裁に関わった者が気づけなかったという、これは本当に不始末でございまして、それに対する言い訳ということは、なかなか言い訳ができるような状態にないというふうに思っております。

以上、足りたか分かりませんが、1回目の答弁とさせていただきます。

21番（藤丸正勝君）

私は市長にこれが違反しているか、この違反した条例を議会に追認ということで提案しているかということを知りたいわけですよ。無効という言葉が今出ました。なら、この条例が無効だということを認めるわけですか。条例違反と、今、執行部のほうはこの条例は無効ということだったら、これを取り下げますか。でしょう。無効だったら、これはあんた取り下げな、この議会は認められんですよ。しっかりあんた、私は違反しとるかということです。違反じゃなくて、この条例は、提出議案は無効だったら、すぐにこれは取りやめてください。そういうこと。（発言する者あり）いや、もうあんたはよか。あんたは無効ち言うたけんがら、あんたが言うことは信用しとく。

そして、この議案第80号は共同調理場の備品購入ということで、先ほど35,200千円が契約は終わっているが、決裁書には市長以下10名の捺印、様式第1号は8名の捺印があると。様式第8号には10名の捺印が押されて、決裁がされている。今ここで捺印して押された執行部はここに何名出席しておりますかね。起案者、係長、課長補佐、課長、部長、教育長、副市長、市長、これが様式第1号の決裁に印鑑を押されとる。また、様式第8号には係長、課長補佐、課長、部長、教育長、副市長、市長、それから、総務部の3名。総務部に行くまで、この8名が責任を取らないかんわけでしょう。課長補佐は出席しておりますか。課長補佐が出席していなかったら、課長、どういうことでこの決裁書に印鑑を押したか、説明をしてください。

課長も教育長も副市長も市長も、この4名の方がどうしてこの決裁書にあなたたちは押したか、認めたか、それを私は知りたいわけです。どういうことでこれが執行部の中で書類が回って、どういうことで決裁されたかということをお二人たち4名の方の発言を私は求めま

す。

それから、先ほど部長が私の質問に答えましたが、もう一回この備品購入規定、これをしっかりどうなっとるか、市民に対して答弁をしてもらいたいと。

それから、市長が勝手に契約した35,200千円、この契約した理由、どうしてこういう契約ができたのか。議会を甘く見とるから契約されたんじゃないかなろうかと思っているから、そのところの答弁をしっかりお願いいたします。

市長（金子健次君）

今回の失態については心からおわびを申し上げたいというふうに思っております。議会を軽視する、議長を軽視すると、そういうことは絶対ございませんので、今回、契約については失念をしておったと、怠っておったということでございまして、地方自治法の規定に基づき、また、本市の条例についても、平成17年3月21日に規定をしておりますので、その分を遵守しなければならないという立場に我々はあるわけでございませけれども、その分を失念しておったと、誤っておったということで、今回、今の契約が無効になりますので、これを議会の議決に付さなければ無効になりますし、業者にお金を支払うことができないわけです、今の状態では。それを今回、追認という形で議会のほうに、誤った、今やっている機械を有効にするために、売買契約を有効にするために議会に追認の……（「市長、私はそういう答弁は聞いておりません。私が聞いているのは、この印鑑をどうしてどういう理由で打ったか、4名の人に聞いているわけです」と呼ぶ者あり）それは後でお答えいたします。（「今のよ……」と呼ぶ者あり）いやいや、議長、待ってくださいよ。そういうことをですね、有効性については非常に大事なことなんですね。有効性については、今の契約が有効を保っていないということで提案をいたしておりますので、その分については非常に今回の提案理由の中で大きなものでありますので、きちんと私の発言をさせていただきたい、そういうことでお願いをしておきます。

それぞれの10人の決裁印についての経過については、それぞれの立場からお話をさせていただきますけど、そういうことです。

学校教育課長（古賀 洋君）

このたびは大変御迷惑をおかけいたしました。

藤丸議員のほうから御質問をいただいております、どのような形で決裁印を打ったかというふうなことでございます。

御指摘を受けています様式の件でございます。契約締結伺い、それから、契約関係の書類の様式第1号、第8号等々で決裁印を打っております。その際には、やはり形式的に債務の相手方、金額、そして、決裁区分等々、確認をしていきます。これはほかの金額の物品購入も様式が同じなんですけれども、その際に、その形式に加えて、20,000千円以上は議会の議決が必要という部分を決裁のときに思い至らなかったと、これが今回の誤りの一番大きな原

因かというふうに思っているところでございます。

今後、こういうことがないように、まずは予算が成立した後、購入の計画が立った後は、チェックリストとか、そういったものを活用しながら、こういった決裁が回ってきたときに気づけるようにしたいというふうに考えています。今回は本当に緊張感が足らなかったというふうに反省をいたしております。

以上でございます。

教育部長（袖崎朋洋君）

このたびは議会の皆様方、また、柳川市政に対しまして信頼を失墜させることになりまして、大変申し訳なく思っております。この決裁ですね、起工伺い、また、その後の契約締結伺い、これについては私が内容を吟味して、手続に瑕疵があれば、その段階で注意をする、是正させるという立場にありながら、そのことを怠っておりました。大変申し訳なく思っております。

今後はこういったことがないように、再度緊張感を持って、また、関連法令を遵守するように努めてまいりたいと思いますので、御容赦いただきたいと思います。失礼しました。

教育長（沖 毅君）

このたびは教育委員会所管の20,000千円以上の設備ということで議会の承認を得ていなかったというところで、私、決裁をしとったということを指摘されております。本当に確認をしっかりとって、そして、決裁をすべきだったというふうに考えているところでございます。これについても皆様方に大変御迷惑をかけ、また、市民の皆様方に御迷惑かけたことをおわびしたいというふうに思っているところでございます。

以後、こういうことがないように、しっかり確認をして決裁をやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

副市長（中村智弘君）

このたびは食洗機の購入に関しまして、20,000千円以上であるにもかかわらず、議会の議決が必要ということをして失念してしまいました。大変深く反省いたしております。

今後は様式の見直し、それから、職員の研修等を行いまして、今後、このようなことが二度と発生しないように、しっかり取り組んでまいり所存でございます。このたびは大変御迷惑をおかけしました。すみませんでした。

市長（金子健次君）

最後に決裁したのは私でございます。先週の金曜日、事務方7人については処分を行いました。部長については、教育部長、総務部長、訓告、そしてまた、嚴重注意をほかの職員については行いました。今回の誤りというのは、やっぱり常にこういうことを二度と繰り返してはならないというような緊張感を持ちながらやっていただきたいという訓示もいたしま

した。

私も公務員として元三橋町役場に勤めておりましたし、そして、合併後、新市の職員にもなりました。一回も処分を受けたこともございませんし、私も市長として在職13年ですけれども、処分を受けたことはございませんでした。初めての今回の後ほど提案いたします内容になっております。本当に私自身も残念であるし、部下の責任については、全責任は私にあるわけでございますので、そういうことが二度とないような形で、教訓として今後業務に励んでもらいたいというふうに思っております。

以上です。

総務部長（平田敬介君）

私のほうから、備品購入をどのように行っているかというのを市民に対して説明をしてほしいということでしたので、説明をいたします。

備品、物品を購入する場合は、これは市のいろんなもの、物品等、それから、役務を調達するときは一般競争入札が大原則とされております。競争性を保って、いいものをちゃんと調達するということから、そのようにうたわれております。そのうち、広く一般競争入札ということであれば、いろんな事務の手間、時間がかかたりしますので、指名競争入札というのをやる場合がございます。今回の給食の食洗機は指名競争入札となっております。物品購入の場合、2,000千円以上の場合に財政課と私のほうの合議というのが来まして、私はその過程で判を押しておりました。

本当に20,000千円以上というところに気づけなくて、本当にそれは反省しておりますが、私が判を押すときの視点といいますと、そういうちゃんとした入札が適切に行われているかというような視点で、業者のところとか、入札の日とか、それが指名競争入札だったのか、見積調達だったのか、一般競争入札だったのか、そういうところを気がけておまして、本当に今回、議決案件というのを失念しておりましたので、これに対しての申し開きはございません。

それから、先ほど条例が無効と言ったという発言がありましたが、議事録を後から起こしてもらおうと分かりますけど、私は条例が無効とは言っておりません。条例の議決を経ないで契約しておるので、契約が無効の状態にあるということを御説明したわけでありまして、条例が無効というふうには言っておりませんので、ぜひともそこら辺りの確認をお願いいたします。

以上です。（「あと1点」と呼ぶ者あり）

副議長（伊藤法博君）

ちょっと待ってください。議会の承認を得ず、市長が勝手に契約をして、このことは議会軽視ではないかという発言に対して、市長のほうから答弁をお願いします。

市長（金子健次君）

先ほどの繰り返しになりますけれども、議会を軽視、また、藤丸議長を軽視と、決してそういうことはございません。非常に私たちのほうも大きく猛省、反省をいたしておりますし、こういうことが二度とないような形で考えておりますし、そういうことで、今回の審議については、ぜひ私たちの追認についての御決定をいただくようお願いをいたします。（「あと1点質問していましたが。この35,200千円の契約をした理由、どういうことで契約したかと」と呼ぶ者あり）

学校教育課長（古賀 洋君）

契約の理由というふうなことでございます。

この段階では私どもは議会の御承認を得るというふうなことに気づけませんで、そのまま20,000千円以下と同じような事務手続におきまして相手方と契約をしてしまったというふうなことでございます。

以上でございます。

副議長（伊藤法博君）

3回目の質疑となります。最後の質疑ですので、よろしくお願いします。

21番（藤丸正勝君）

この決裁書に、6名の方が言われましたけど、通り一辺倒の言い訳でございまして、課長は容認、失念ということで、失念ということは物忘れしたというわけ。忘れて契約をしなかったと。これはどういうふうな契約か分からんな契約したっでしょう。あなたは失念したと言うたが、この失念というのは忘れたということですよ。

教育長が一番まともな回答じゃなか。確認をしていないから、今度から確認しますと。そして、皆さん確認していないんでしょうが。副市長は深く反省しますと。これは確認していないから深く反省しますでしょう。市長は自分で処分をしたとか。私はそういう処分したとかなんとか聞いていないんですよ。どうしてこの決裁書に市長の印が押さったかということ私には聞きたかったわけです。その答弁を市長、していないじゃないですか。何でもはぐらかそう、はぐらかそうと執行部はしとるから、私も大概こういうふうな質問はしようと思わなかったけど、最初、議長に報告してから、今日の最終日までいろいろ話がありましたけど、いろんなことで話が食い違うところが出てきたもんだから、私はこういうふうに質疑をしよるわけですよ。

これが備品購入の起案が一番最初は4月ですね。4月になってから、もう何か月ですか、この9月までの間に。その間に誰もこれが気づかなかったというわけですか。誰かが気づいて、いや、これは議会の議決が必要だということを8名の中で誰か気づいて、最終的に10名の方で気づいたですかね。支払いせないかんから、早く議会に追認ということで議会の議決をせないかんということで、支払い期日はいつですか。私は支払い期日は聞いていないけど、4月に起案してから、なぜ今まで黙って、追認を議会に申し出たか。この案件は条例違反と

か無効とか、そういうことを私は分かりながら強引にこれは提案されていると思うんですよ。市の条例違反、条例を無視したような格好で出しているから、私はこういうことは議会をよっぽど軽視しとらんな出されんと思うですよ。市長は、いや、議会軽視はしていないと言うけど、この条例をつくったのは執行部、それを許可したのが議会ですよ。議会の何と思うとっちゃうかと、そういうふうと思うわけですよ。

そういうことで、なぜこういう9月まで延ばし延ばし、分からなかったかと、そういうところをひとつ聞きます。私が質問するのは、もうこれが最後ですからね。

また1つは、市長にお聞きしますが、この行政運営は、市条例があるから各自治体の長は行政運営ができるわけでしょう。この条例というのは、柳川市議会に何百とあるわけですね。そのうちの1つ。分からんやったと、失念やったとえば、それで済むけど、この条例があるからうまく柳川市の行政運営はできていると思うわけですよ。80号は少し歪曲した提案じゃなかろうかと、そういうふうに私は思っていますよ。

そういうことで、市の条例制定ができた、その意義ですね。条例制定の意義、簡単に思ってもらっては困るわけですよ、この条例というのは。その重み、こういうふうな出し方をされたら条例の重みがないじゃなかですか。その条例の重み、その意義ですね、これをどう思っておらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

そうした場合、この条例がほごにされたら、我々議会の権能というのはなくなりますよ。そう思いませんか。何でも条例があるからこそ、議会としてその権能が保たれているわけですよ。その条例をほごにしたら、我々議会議員としての権能はなくなります。この議会は死に体でございます。そういうふうになるわけです。憲法、自治法、条例、規則、そういうので我々議会、執行部は対等な立場にあると思いますよ。その我々に一番近い条例をほごにされたら、この議会は死んだもんと一緒にです。そういうことで、答弁をひとつお願いいたします。

市長（金子健次君）

私のほうからまとめ的に回答させていただきたいと思います。

今回の事態については、本当に失念をしたと。こういう事態は今後二度とあってはならないというふうに思っております。議長が言われるように、地方自治体というのは、地方自治法、そして、それぞれの自治体で規定をされた条例、規定等を遵守して執行していくわけです。そのことについて、規定されたことについて違反をして抵触していたということで、それに気づいて、契約が今のままでは無効になるということで、今回は本当に申し訳なかったんですけれども、追認をしていただかないと業者には支払いができません。それを重ねてお願いしたいというふうに思っております。

今後、いろんな形で決裁の在り方、制度、そういうことを十分見直しながら、こういうことでまた議会の皆さん、また、市民の皆様に御迷惑にならないような形で、十分なる職員一

同を挙げて、職員一同、こういうことがないような形を執行してまいりますので、そのことを発言して、ぜひ御承認方よろしく願いして、私の答弁といたします。

終わります。

学校教育課長（古賀 洋君）

藤丸議員のほうから支払い期限、それから、なぜ今まで気がつかなかったのかというふうなことで御質問いただいております。

今回の備品購入につきましては、業者方から請求書を納品後に頂きまして、支出命令書を起案いたしているところでございます。8月30日付の請求書で、同日付で支出命令書を起案いたしまして、決裁に入ったというふうなことでございますが、この支出命令書を見て、担当者が器具購入費、備品購入費でありながら35,000千円というふうな請求書だと。これは……（「支払い日だけでいいです」と呼ぶ者あり）はい。8月30日に受け付けてから30日以内という契約になっておりますので、具体的には9月29日が支払い期限というふうなことになろうかと思えます。

以上でございます。

副議長（伊藤法博君）

これにて質疑を終了します。

本案について討論を行います。

初めに、反対討論を行います。反対討論される方。

21番（藤丸正勝君）

私はこの議案第80号については反対の意見であります。

この条例は……（「演壇ですっとやなかと」と呼ぶ者あり）いんにやいんにや、ここですか。ここですか。（「よかです。そこでもできます」と呼ぶ者あり）自席でいいですか。（「議長が認めれば自席でもいいです」と呼ぶ者あり）

副議長（伊藤法博君）

自席でも演壇でもどちらでも。

21番（藤丸正勝君）

自席でいいです。

この条例は、先ほどから言いますように、平成17年の合併時に、現在もおられる約10名の議員でこれを議会が議決して制定されておるといふ条例です。この制定された条例を、今度、合併から何年たつですか、17年、そこで議会に無断で業者と契約したということで、これを失念ということ。失念ち、事務処理を忘れとったということでしょうね。そういう失念ということで議会に提案されてこられましたので、これは条例を無視した提案じゃないだろうかと私は思って、これは取り下げなさいということを経営部に言いましたけど、これは取り下げられなかったということで、今さっき課長が言いますが、9月25日が決済、支払い日とい

うことになって、条例無視をして、これを責任転嫁を、短い期間の中にこれを認めさせて、早く支払いをしようという執行部の考え、考える暇がないような提案の仕方であります。9月29日には支払いせやんから早う認めっくれち。条例とかなんとか要らんと。ただ、執行部の立場上、追認ということで追加提案して、早く認めっくれと、そういうふうな執行部の腹黒い施策じゃないですか。私はそう思っております。

学校給食は始まって、学校自体には、生徒自体には何の迷惑もかかっておりません。迷惑しとるのは、この議会です。執行部のミスを我々議会が議決をしてくださいと、議会に責任転嫁を求めると、そういうふうに私は思っているわけですよ。そういうふうな出し方をして、これが議決されたら、私は議会の権能は全然ないと、そういうふうに思っているわけですよ。先ほど言うごと、議会、執行部、行政には憲法、自治法、条例、規則等があるから、議会と行政はうまく両輪として回っていると、今まで私はそう思っておりました。完全に私は裏切られました。私はいい関係でこの執行部と議会が回っていくんじゃないかと思っておりましたけど、こういうふうな、早う言うげと、泥棒つかめっから縄なえというような感じの提出でございます。そういうことで、我々議会としては、なかなか私はこれを賛成するわけにはいきません。何でも議会が通ると思ったら、議会を軽く 議会軽視、議長軽視はしていないと市長は言われますけど、我々一人一人の議員は、何でこういうふうな出し方をするかと。執行部はこれを行政マンとしては、これは本当にイロハのイじゃないですか、契約というのは。ただ、自分の前を現金が通らないからあなたたちは分からんけど、一個人が商売している人たちは、この現金35,200千円というのは、自分が持っていた業者と契約するか支払いするわけですよ。あなたたちはそういう現金が前を通らないから分からないわけでしょう。商売しておったら、そういうところは執行部とはそれは全然考えが違うと思うです。そういうふうな緊張感が皆さんたちにあるかということをおもうわけですよ。

そういうことで、私はこういう我々がつくった条例を 我々がつくったじゃなくて、執行部がつくった条例を我々議会が平成17年に議決したということでございますので、私は自分が条例を議決した分を賛成しようとは、こういうふうな無断、条例提出とか違反をしたような条例には賛成はできません。そういうことでございます。

副議長（伊藤法博君）

次に、賛成討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（伊藤法博君）

反対討論をされる方はほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（伊藤法博君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（伊藤法博君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

それでは、これで私の職務は終了いたしました。

ここで議長と交代します。藤丸議長、議長席へお願いします。

〔副議長、議長と交代〕

議長（藤丸正勝君）

次に、議案第81号 柳川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

13番（高田千壽輝君）

先ほどの質疑の中で担当課を処分したという報告がありまして、私も大変びっくりしておりますところではありますが、この議案第81号に関しては、給与月額を10分の1の1か月を減額されるということで条例改正ということになっておりますけど、この減額の金額の根拠と、これは懲罰に値するんですか。懲罰に当たるか当たらないか、それだけをお聞きします。

市長（金子健次君）

高田議員の質問にお答えいたします。

10分の1の減額を私を含めて三役ということで、柳川市特別職の減給については過去ございません、そういう処分をしたことは。それで、全国的に失念したときに特別職が責任をどうというふうにとっているかということで、ほとんど、全部が全部がそういうところで処分をされていると、減額されていることではありませんで、あった分については、首長の減額の10分の1が大体全てでした。そして、今回の場合、副市長、教育長ということで、特に、教育長を10分の1したのは、教育委員会の所管でもありましたし、また、横におります中村副市長も決裁をしたということで失念をしたということで、自分たちを戒めるということと併せて、私は全職員に対して、こういう事態を招いたときには市長まで給与の減額をするということについて、私は緊張感を持って仕事をやってもらいたいと、そういう意味を含めて10分の1の減給を初めて、私自身も初めてですけれども、そういうことで今回の議会のほうに条例の改正をお願いしたところでございます。

自分の戒めというような意味と併せて、職員に対しての緊張感を持たせるということでございます。

以上です。（「議長、懲罰に値するかを聞いたんですけど。当たるか当たらないかだけでいいです」と呼ぶ者あり）

議長（藤丸正勝君）

分かったですか。これが懲罰に値するか値しないかと。

市長（金子健次君）

高田議員は懲罰に値するかということで、懲罰には値しないということで、私自らが減給をするということでございますので、懲罰に値はいたしません。

議長（藤丸正勝君）

いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終了いたします。

本案についての討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤丸正勝君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

では、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤丸正勝君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで市長より発言の申出がっておりますので、市長お願いいたします。

市長（金子健次君）（登壇）

議長のお許しをいただきましたので、発言の機会をいただき、ありがとうございます。

本日は令和3年度決算をはじめ、本日追加提案をいたしました議案を含め、全ての議案について可決、決定をいただき、誠にありがとうございました。

議員の皆様には10月20日の任期満了を控え、任期中の最後の定例会でありましたのに、議会の議決を要する案件について議案の提出を失念いたしましたし、見落としたまま財産取得の契約を締結するという執行部の不手際のせいで、藤丸議長をはじめ、議員の皆様には大変御迷惑をおかけしました。改めておわびを申し上げます。

今度の市議会議員選挙におきましては、数名の議員の方が勇退をされるとお聞きをいたしております。長年にわたり市勢発展のために御尽力いただきましたことに心からお礼を申し上げます。本当に長い間、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

それぞれの立場は違いますが、皆さんが柳川市のことを思うがゆえに、この場で真剣な議論を交わしてまいりました。この議会を最後に議場を去られるということは、私としても大変残念な気持ちでいっぱいでございます。退任後も健康に留意していただき、これまで以上に御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

また、再度意欲を燃やされている議員の皆様には、再びこの場でお会いすることができま

すように御健闘をお祈り申し上げまして、私のお礼の御挨拶とさせていただきます。本日はお疲れさまでございました。

議長（藤丸正勝君）

ありがとうございました。

ここで閉会に当たりまして、私のほうから一言挨拶を申し上げたいと思います。

本日をもって閉会いたします本定例会が最後の議会になると思いますが、閉会に先立ち、議長といたしまして一言御挨拶を申し上げます。

執行部をはじめ、特に、議会事務局の職員の皆様方には大変御協力いただき、厚くお礼を申し上げます。

また、今期をもって勇退されます議員におかれましては、長年にわたる議員生活、本当にお疲れでございました。また、今月25日に告示されます市議会議員選挙に立候補を予定されておられます議員の皆様、全員当選を目指して頑張ってもらいたいと思います。心から御祈念をいたします。

簡単ではございますが、最後の議会に当たる私のほうからの挨拶とさせていただきます。2年間、議長への御協力ありがとうございました。

以上をもって全日程を終了いたしました。

これにて令和4年第6回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 藤丸正勝

柳川市議会副議長 伊藤法博

柳川市議会議員 今村智子

柳川市議会議員 緒方寿光